

令和2年度第1回社会復帰促進等事業に関する検討会 主なご意見  
(令和2年7月29日開催)

<概算要求全体>

○令和元年末の建議で、社会復帰促進等事業費をできる限り抑制し、副業・兼業の法改正に伴う給付増分を可能な限り吸収できるようにするとされたことや、コロナの影響による景気後退によって保険料収入の低下が見込まれていること、反対にNo.44の未払賃金立替払事業の事業費の増大が想定されていることなどを踏まえて、来年度の予算については大幅に切り詰めていく必要があるのではないか。

○社会復帰促進等事業の検討会の資料5をみると、令和3年度予算要求に向けて、多くの事業で前年度の執行見込みを踏まえて引き続き要求を行うとしているが、これでは事業全体でいくらしようとしているのかが分からない。その時の事業の積み上げだけではなく、その予算枠をまず定めた上で、どのような事業が可能かどうか検討すべきである。

○社会復帰促進等事業の検討会の資料5-2に掲載されている、第二次補正予算の各事業について、政府としてコロナ危機を乗り越えるという決意を示す観点から、本来的には労働保険特別会計ではなく、国庫による負担が望ましいのではないか。

特に、No.46 テレワーク普及促進等対策のテレワークコースについては、ポストコロナにおける働き方改革の推進等、国の経済対策及び構造改革の一環として、国庫負担により実施すべきである。

○来年度予算編成で、コロナ関係と、それ以外の上限值を違うかたちで設け、上限値を超えてしまうというのはいかがなものか。来年度の保険料収入が、どの程度なのか推計していただいた上限値を超えない形で十分計画いただきたい。

○社会復帰促進等事業は、労災保険の中で付加的なものであるもので、保険給付本体の部分に本来はもっと特化したほうがいい。

○予算の総額で5%削減というのは、違和感を覚える。新型コロナの関係で保険料収入が減っていくなか、兼業・副業の関連で給付額が増えて行く状況のなかで、5%削減という小さい削減ではなく思い切った措置が必要ではないか。

○例えば、No.33 機械等の災害防止対策費の事業について、建設業界が望んでいるものと認識しているが、予算満額を必ずしも対応いただくことは望んではおらず、ある程度の削減ができるはずだと考えている。他の事業についても同様の切り口で、予算額を削減できるのではないか。

<目標設定・評価の在り方について>

○新型コロナウイルス感染症対策で、目標設定を変更しているものが見受けられるが、新型コロナは予想できない事態であるので、あえて目標を変える必要はないのではないか。来年の今頃、達成されない理由としてコロナの状況を説明してもらえれば十分ではないか。

○目標というのは、事業をロングランで見ても評価できるわけだから、時系列でデータを取れるように形にしていくべきで、コロナ関係で目標値を下げることは避けるべき。

○調査研究事業で、調査研究が終わったことをもってアウトカムが達成されているとされているが、本来は調査研究が行われ、その結果がどのように活用、影響を与えたかを目標値にするべき。いわゆるアウトカムと、アウトプットの目標の立て方について、一度整理したほうが良い。

○被災労働者の円滑な社会復帰の促進、労働者の安全衛生の確保といった社会復帰促進等事業の主旨に沿ったPDCAサイクルによる選択と集中を行っていただきたい。

○社会事業の名称・内容の体系的な整理、ホームページ等各種媒体の見やすさの改善、更なる手続きの簡素化、問合せ窓口の明示等、見える化を行い、事業者に一層の事業の周知・浸透を図っていただきたい。

### <個別事業について>

#### ○ 労災援護金等経費（参考1-資料5-15）

#### ○ 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費（参考1-資料5-20）

・実績の全くない二つの事業について、通常の予算であれば廃止の対象となると理解している。廃止すべきではないか。

#### ○ 未払賃金立替払事務実施費（参考1-資料5-44）

・新型コロナウイルスの影響で、今後事業場の倒産等により、立替払の増加が見込まれることから、立替払をした賃金については、破産管財人を通じて事業所から可能な限り求償・回収できるよう一層取り組んで欲しい。

#### ○ 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し（参考1-資料5-45）

・団体推進コースについては、目標697件のところ実績357件にとどまっているが、中小企業支援に携わっている団体が主体となって働き方改革を支援することは、非常に実行性の高い取組であると認識している。団体に対して制度の更なる周知徹底を行って、助成金の活用を促してもらいたい。

#### ○ テレワーク普及促進等対策（参考1-資料5-46）

・ポストコロナにおける働き方改革の推進等、国の経済対策及び構造改革の一環として、国庫負担で実施すべきではないか。

# 令和 2 年度第 1 回社会復帰促進等事業に関する検討会

令和 2 年 7 月 29 日（水）15 時 00 分～

労働基準局第一会議室（オンライン会場）

## 1 議題

社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価及び令和 2 年度成果目標について

## 2 配付資料

資料 1 社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価（概要）

資料 2 令和 2 年度第 1 回社会復帰促進等事業に関する検討会 主な論点

資料 3 目標未達成事業（B、C 及び D 評価の事業）について

資料 4 社会復帰促進等事業の令和元年度予算執行状況

資料 5 社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価及び令和 2 年度成果目標（案）

参考 1 社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

参考 2 社会復帰促進等事業の評価の考え方

参考 3 社会復帰促進等事業一覧

参考 4 事業評価の過去 5 年間の推移

参考 5 令和 2 年度予算主要事項（抜粋）

参考 5 - 1 【一次補正概要】

参考 5 - 2 【二次補正概要】

参考 6 社会復帰促進等事業費の推移（平成 17 年度～令和 2 年度）について

参考 7 社会復帰促進等事業費（労災保険法第 29 条各号別）の予算額の推移

参考 8 独立行政法人別決算額（社会復帰促進等事業費）の推移

## 社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価(概要)

## 1 令和元年度成果目標に対する実績評価

○ 令和元年度成果目標に対する実績評価の対象事業 52 事業のうち、その評価結果に基づき、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から、事業を見直す等の必要があることが判明した事業は、既に措置を講じた事業を含め、合計で 8 事業 (15.3%) であった。

## ○ 評価類型

## (1) A 目標を達成した事業

42 事業 (81%) 元年度予算額：6 8 7 億円 元年度決算額：6 0 6 億円

うち 既に、令和元年度限りで廃止・統合した事業 3 事業

- (27) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化
- (30) 新規起業事業場対策
- (37) 自主点検方式による特別監督指導の機能強化

## (2) B 予算額（又は手法等）を見直す必要がある事業

7 事業 (13.4%) 元年度予算額：1 5 3 億円 元年度決算額：1 3 1 億円

- 13 (14) 労災特別介護施設運営費・設置経費
- 21 (21) 職業病予防対策の推進
- 32 (34) 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業
- 33 (35) 機械等の災害防止対策費
- 36 (39) 家内労働安全衛生管理費
- 45 (47) 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し
- 46 (48) テレワーク普及促進等対策

## (3) D 事業の廃止又は厳格な見直しが必要な事業

(見直す場合、アウトカム指標の未達成要因の分析が必要)

1 事業 (1.9%) 元年度予算額：0. 3 億円 元年度決算額：0. 0 3 億円

- 12 (13) 長期家族介護者に対する援護経費

## (4) 申請がなかった等ことにより評価できなかった事業

2 事業 (3.8%) 元年度予算額：0.13 億円 元年度決算額：0 億円

- 15 (16) 労災援護金等経費
- 20 (20) 安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費

※ 事業番号は令和2年度（括弧内は令和元年度）のもの

## 令和2年度第1回社会復帰促進等事業に関する検討会 主な論点

### 議題

社会復帰促進等事業に係る令和元年度成果目標の実績評価及び令和2年度成果目標について

### 【議論のポイント】

○ 目標未達成事業（B及びD評価の事業）について、原因を分析の上、改善措置を講じているか。

#### ・ D評価の事業（1事業）

12（13） 長期家族介護者に対する援護経費

#### ・ B評価の事業（7事業）

13（14） 労災特別介護施設運営費・設置経費

21（21） 職業病予防対策の推進

32（34） 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業

33（35） 機械等の災害防止対策費

36（39） 家内労働安全衛生管理費

45（47） 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方見直し

46（48） テレワーク普及促進等対策

※ 事業番号は令和2年度（括弧内が令和元年度）のもの

## 目標未達成事業（B、C及びD評価の事業）について

### <D評価の事業（1事業）>

12（13） 長期家族介護者に対する援護経費 . . . . . p 1

### <B評価の事業（7事業）>

13（14） 労災特別介護施設運営費・設置経費 . . . . . p 4

21（21） 職業病予防対策の推進 . . . . . p 6

32（34） 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業 . . . . . p 10

33（35） 機械等の災害防止対策費 . . . . . p 13

36（39） 家内労働安全衛生管理費 . . . . . p 16

45（47） 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し  
. . . . . p 19

46（48） テレワーク普及促進等対策 . . . . . p 28

※ 事業番号は令和2年度（括弧内が令和元年度）のもの

事業番号（令和2年度）	13 令和元年度：13	評価	D
事業名	長期家族介護者に対する援護経費		
担当係	労働基準局労災管理課企画法令係		
令和元年度事業概要	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。		

### <令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。	申請について要綱に基づいて公正に処理する。 令和元年度の支給件数を30件以上とする。
実績	未達成	達成
	<u>申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合に、申請者にその旨の連絡をしていない事案が2件あった。</u>	令和元年度の支給件数は31件であった。

### <未達成の理由・原因>

申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合に、申請者にその旨の連絡をしていない事案2件について、原因は以下の通りであった。

- ①支給を行うために本省と予算調整を行い、当該調整期間中に1か月を超過したにも関わらず申請者にその旨の連絡をしていないもの
- ②審査担当者の業務が、他の案件を含め輻輳しており、本件処理に時間を要したにも関わらず申請者にその旨の連絡をしていないもの

### <改善すべき事項・今後の課題>

本事業については、都道府県労働局に対し、適正な処理及び処理期間に係る指示をしているものの、各都道府県労働局において年間0～数件程度（申請数0件の都道府県労働局が28局）の申請であるため、定例業務と異なる事務処理が必要となり、本省指示に対する意識が薄かったと考えられる。

改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に通知するとともに、職員に対して制度の再周知を行う。また、処理経過簿等を作成するよう指示を行うことで適正な事務処理の徹底を図る。さらに、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。なお、令和3年度予算については、執行実績等を踏まえた必要な要求を行うこととする。

### <令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和2年度の支給件数を30件以上とする。

## 長期家族介護者援護金の概要

### ① 趣旨

要介護状態にある重度被災労働者を抱える世帯においては、介護に当たる家族は精神的・肉体的な負担が大きく、世帯収入面で労災年金に大きく依存せざるを得ない状況にあり、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合においては、その遺族の生活が著しく不安定になる場合が見られる。

このため、長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族に対して、長期家族介護者援護金（以下「援護金」という。）を支給することにより、遺族の生活の激変を緩和しうよう援助を行うこととする。

### ② 支給対象者

次のいずれの要件も満たす者であること。

1 障害等級 1 級又は 2 級の障害(補償)年金又は傷病等級 1 級又は 2 級の傷病(補償)年金の受給者（ただし、受給期間が 10 年以上の者に限る。）であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。

(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常時又は随時介護を要すること。

(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常時又は随時介護を要すること。

(3) せき髄の著しい障害により、常時又は随時介護を要すること。

2 妻又は 55 歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること(順位等については遺族(補償)年金の支給の場合に準ずること)。

3 遺族(補償)給付を受給することができないこと。

4 生活困窮者(所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)であること。

### ③ 支給額

100 万円（援護金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上の場合には、100 万円をその数で除して得た額）とする。

### ④ 申請の手続

長期家族介護者援護金支給申請書に必要事項を記入し、管轄の労働基準監督署長を経由して、管轄の都道府県労働局長に提出するものとする。

## 長期家族介護者援護金支給実績

平成7年度	7件
平成8年度	11件
平成9年度	7件
平成10年度	11件
平成11年度	2件
平成12年度	10件
平成13年度	7件
平成14年度	13件
平成15年度	11件
平成16年度	9件
平成17年度	19件
平成18年度	16件
平成19年度	11件

平成20年度	18件
平成21年度	36件
平成22年度	27件
平成23年度	26件
平成24年度	29件
平成25年度	26件
平成26年度	35件
平成27年度	31件
平成28年度	34件
平成29年度	29件
平成30年度	22件
令和元年度	31件

事業番号（令和2年度）	13 令和元年度：14	評価	B
事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 （（1）労災特別介護援護経費、（2）労災特別介護施設設置費）		
担当係	労働基準局労災管理課年金福祉第一係		
令和元年度事業概要	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。		

### <令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	(1) <u>全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。</u>
実績	達成	未達成
	(1) 有用であった旨の評価：94.9% ※13,713(有用の評価) / 14,456(総回答数)	(1) 年平均入居率：84.8% ※665名(年平均入居者数) / 784名(入居者定員)

### <未達成の理由・原因>

令和元年度の全8施設の新規入居者数は57名であり、前年と同水準（前年比93.4%）の新規入居者数を確保したものの、死亡や長期入院等による退去者数が前年度より大幅に増加（前年比122.8%）し、70名であったため、年平均入居率率は、平成30年度から1.4ポイント低下して84.8%となり、目標未達成であった。入居率が90%に達しなかった施設は4施設であったが、このうち特に北海道施設及び愛媛施設がそれぞれ入居率70%前後（北海道施設68.4%、愛媛施設71.4%）と低くなっていることが全体の押し下げ要因となっている。

また、入居率90%を確保している施設がある一方、北海道施設及び愛媛施設の入居率が低調であるのは、入居対象となる重度被災労働者数の偏在による影響があると思料される。仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、北海道施設の所在地である北海道ブロックには全重度被災労働者の7.2%、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.8%が居住している状況となっており、平均値（12.5%）を大幅に下回っている。このような重度被災労働者数の地域毎の偏在がある中、各施設の入居定員数を事業開始以来、一律の設定としていたことも目標未達成の一因であると思料される。

### <改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行うとともに以下の取組を行った。

全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。

委託先の取組として入居率が90%に達しなかった4施設（北海道、広島、愛媛、熊本）については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め、入居要件等について直接説明をする取組を行った。

これらの取組を行ってきた結果、入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が32名（H28年度21名、H29年度27名、H30年度35名）となっており、他の4施設の新規入居者数の合計が25名で

あることを考慮すると取組の効果が上がっていると思料することができるため、引き続きこれらの取組を行っていく。

また、新たな取り組みとして入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を行うこと等を検討する。

さらに、入居者が特に少ない2施設を中心に過去の実績値等を参考に入居者数の実態に応じた入居定員数に変更することとする。

なお、当該事業については、一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和3年度は所要額（契約額）を要求する。

#### <令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	(1) 全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。

事業番号（令和元年度）	21 令和元年度：21	評価	B
事業名	職業病予防対策の推進		
担当係	安全衛生部労働衛生課		
令和元年度事業概要	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム（以下「データベース」という。）」の構築・運用。</li> <li>緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。</li> <li>廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業員の放射線被ばく状況やその対策に関する情報（報道発表、ガイドライン、行政通達等）を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載する等を実施。</li> </ul> <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東電福島第一原発における施工計画作成者などに対して、被ばく低減措置に係る必要な教育等を実施。</li> </ul>		

<令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について（厚労省ガイドラインへの対応状況）』報告のうち、『第2四半期（7～9月）に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点（毎年3月頃）の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p>	<p>① 緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。  <u>（現在も放射線業務従事されている方約 5,000 人×8（線量4件+一般健診2件+電離健診2件）=40,000 件）</u></p> <p>② 緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>③ 廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間 54 回、産業保健支援に係る研修会を年間 10 回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間 22 回行う。</p> <p>④ 令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>⑤ <u>施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を 60 人以上とする。</u></p>

	達成	未達成
実績	<p>①『指導後も未受診』の割合は0.6%（1人／169人）であった。</p> <p>②アンケートを実施した結果、参加者の92%から、「よく理解できた」又は「ある程度理解できた」との回答が得られた。</p>	<p>① <u>令和元年度中のデータ入力件数は、15,478件であった。</u></p> <p>⑤ <u>有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計58人に教育を実施した。</u></p>

#### <未達成の理由・原因>

アウトプット指標①については、緊急作業従事者を多数抱える企業からの提出データの不備や重複に係る当該企業への問合せ等の確認作業が年度をまたいでしまったことから、令和元年度中の入力件数が少なくなった。なお、入力業務については複数年度契約により実施しており、令和2年4月に確認作業が完了した分として、5月上旬までに目標値を上回る件数の入力を行っている。

アウトプット指標⑤については、受講者の属性を分析した結果、工事の下請会社（2次・3次）が多数を占める一方、原子力発電メーカー関係者の参加が少なく、その原因として、自社において被ばく低減対策に係る教育を実施する体制が確立されており、本事業における教育の受講にまで至らなかったものと考えられる。

#### <改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標①のデータ入力については、データに不備がある状態で提出されることを未然防止するため、提出元となる主要な企業に、データ提出前に活用できるチェックツールを昨年度半ばに配布した。それにより、昨年度終盤以降に提出されたデータについては、不備の減少が見られ、今年度はより迅速なデータ入力が可能となる見込みである。

アウトプット指標⑤の施工計画作成者等に係る教育については、受講者の満足度は高かったものの、受講者数の指標達成に至らなかったことから、令和2年度において、施工関係者に対する教育に関するニーズ調査の実施及び調査結果を踏まえたテキストの作成等を通じ、受講者数の増加を図る。

なお、令和3年度において、令和2年度成果を活用しつつ、令和2年度と同規模の事業を引き続き展開していくとともに、令和2年度新規事業内容については、改正電離放射線障害防止規則の施行も踏まえつつ、引き続き労働者の被ばく線量低減対策を推進するため、継続して要求する。

<令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>① 東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について（厚労省ガイドラインへの対応状況）』報告のうち、『第2四半期（7～9月）に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点（毎年3月頃）の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>② 施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> <p>③ 熱中症予防対策講習を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p> <p>④ 改正電離則等説明会の参加者のアンケート回答者の80%以上から、参考になった旨の回答を受ける。</p> <p>⑤ MS 導入支援を受けた事業場の中から、16事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。</p>	<p>① 緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>② 廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>③ 令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④ 施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p> <p>⑤ 熱中症予防対策講習を200人以上に提供する。</p> <p>⑥ 熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。</p> <p>⑦ 放射線業務を行う約18,000事業場に対し、自主点検票を送付する。</p> <p>⑧ MS 導入支援を実施する事業場を48件以上とする。</p> <p>⑨ 補助金の申請者数を50者以上とする。</p> <p>なお、令和元年度アウトプット指標①については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務については複数年契約であること</li> <li>・大臣指針に基づき、緊急作業従事者に係る情報を東電システムに入力する作業の外注化であること</li> </ul> <p>から PDCA 的に手法の見直し等を行う評価にはそぐわない指標であるため、令和2年度目標からは削除した。</p>

# 東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策

## 背景

■ 平成23年5月17日に原子力災害対策本部において決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、「被ばく線量の管理、臨時の健康診断の徹底」、「作業届の提出による労働者の被ばく管理等の確認」及び「データベースの構築による健康管理」を掲げ、福島第一原発における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組むこととされた。

■ 厚生労働省では、大臣指針※に基づき、緊急作業従事者の被ばく線量などを蓄積する長期健康管理データベースを構築し、長期的な健康管理を行っている。

※ 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針(平成27年8月31日改正)

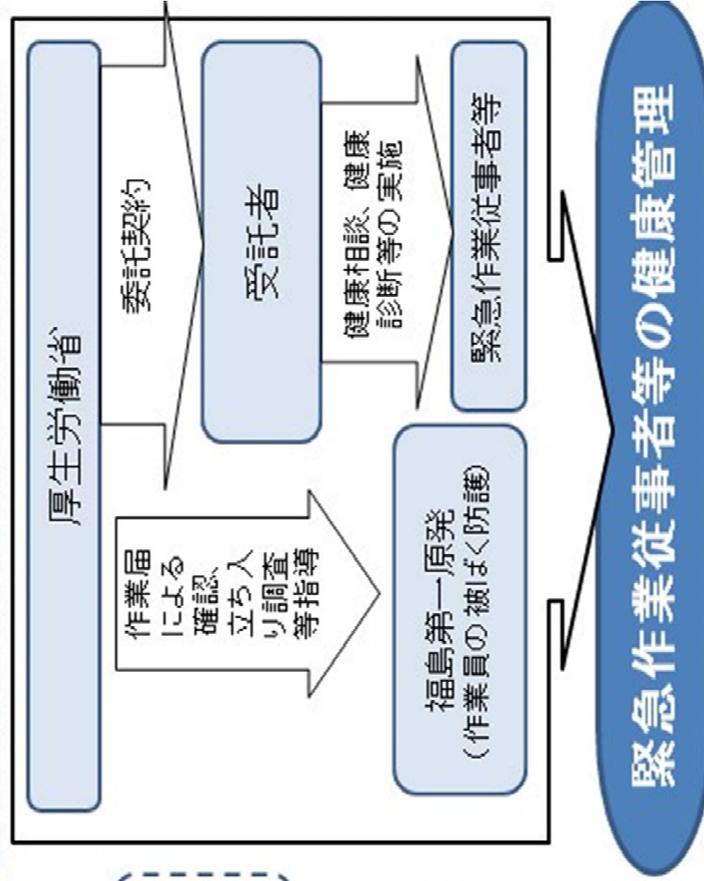
【東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針(公示第5号)(平成23年10月11日制定)】

## 東電福島第一原発の作業届の確認及び指導の実施

■ 作業員の被ばく管理を徹底するため、被ばく防護措置等を記載した作業届の内容を確認するとともに、立ち入り調査等を通じて適切な指導等を実施。

## データベース運用、健康相談及び健康診断等の実施

- 緊急作業従事者等の被ばく線量等を蓄積するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業従事者の健康相談及び保健指導を実施。
- 一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施。



事業番号（令和元年度）	32 令和元年度：34	評価	B
事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業		
担当係	建設安全対策室 物理班		
令和元年度事業概要	<p>（１）林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理し、マニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。</p> <p>（２）林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う</p>		

### <令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>（１）伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>（２）農林水産業における休業4日以上の振動障害発生件数を10人未満に抑える。</p>	<p>（１）安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。</p> <p>（２）令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成30年度の指導事業場数以上とする。</p>
実績	達成	（１）について未達成
	<p>（１）役に立ったとの回答 94.5%</p> <p>（２）農林水産業における振動障害による休業4日以上の死傷災害は、0人であった。</p>	<p>（１）受講者数を275人。</p> <p>（２）令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数は、平成30年度の指導事業場数の121%（令和元年度 395事業場／平成30年度 325事業場）であった。</p>

### <未達成の理由・原因>

本事業は、令和元年度が初年度の事業であり、講習会の実施については、全国7箇所まで1会場あたり50人程度の来場を見込み、350人の受講を目標にした。講習会の開催周知は、受託者HP、都道府県労働局、労働基準監督署を通じたほか、伐木等作業を実施する林業に係る事業場、森林組合等に対してダイレクトメールを送付する方法で実施したが、目標に至らなかった。受講申込みをしなかった者からは、令和2年8月の改正労働安全衛生規則による特別教育の受講を優先したとの声があった。

### <改善すべき事項・今後の課題>

建設業等でも伐木等作業を行うことから、林業のみならず、林業以外の業種にも広げることが有意義であると考えている。そのため、令和2年度は、業種を林業に限定せず、建設業をはじめとした林業以外の業種の関係事業者や関係団体に広く周知する等、講習会の周知対象等を見直してまいりたい。なお、講習回数については、講習内容を業種に応じて変える必要がないため、回数を増やすことなく対応が可能である。

また、本事業の講習会では、法令を上回るより安全な作業の紹介等していることから内容が重複しておらず、令和2年8月の改正労働安全衛生規則による特別教育の受講者が受講することも有意義なものであることを周知していく必要があると考えている。

なお、令和3年度においては、令和2年度に作成するマニュアル等の事業成果の継続活用、事例収集の規模縮小等により、事業運営の効率化に努めることで予算の減額をした上で、継続して要求する。

<令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。	安全対策講習会の受講者数を仕様書に定める人数（※）以上とする。 ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中

# 伐木等作業の安全対策の推進

## 必要性【なぜ】

- 伐木等作業の多くは林業で行われており、林業の労働災害による死者数は高止まり。
- ・ 死者数は、全産業と比べ減少低調。(H28/H11死亡者変化率:全産業0.47、林業0.58)
- ・ 林業における死傷千人率(※)は、全産業と比べ高い。(H28:全産業2.2、林業31.2)  
(※)1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
- ・ 林業では、チェーンソーによる伐木作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
- ・ 国際的にも、日本の林業は労働者1万人あたりの死亡率高い。(オーストラリア5.50、日本8.04)

## 緊急性【いま】

- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」を公表(H30.3.7)。
- ・ チェーンソー業務促進事業安全衛生教育の 커뮤니티について充実を図るべきである。伐木等作業に係る労働災害の発生状況を見ると、基本的な安全作業が実施されていないことによる災害が多発しているため(略)教育の実施を支援するための予算措置についても検討すべきである。(第3-3-(4))
- 平成30年度に労働安全衛生規則を改正し、伐木等作業の安全対策の規制を強化。
- ・ かかり木の処理の作業等における死亡災害が多発していることから、伐木等作業の安全対策の規制を強化し、林業事業者における労働災害防止対策を徹底させる。
- 林業は、13次防(平成30年度～令和4年度)における死亡災害防止の重点業種。  
(ウ)林業における伐木等作業の安全対策
- ・ (略)「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実を図る(略)。

## 施策概要

- 「伐木等作業における安全作業マニュアル(仮称)」の開発。
- ※ 今後のVR(仮想現実)、AR(拡張現実)の活用拡大を念頭におき、これらを活用した教材を作成する場合は留意事項等も併せて整理する。
- 林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会の実施  
(全国7回(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡)、1日、50人、計350人)
- ※ 林業適用事業場数3,913 (H26.7.1)



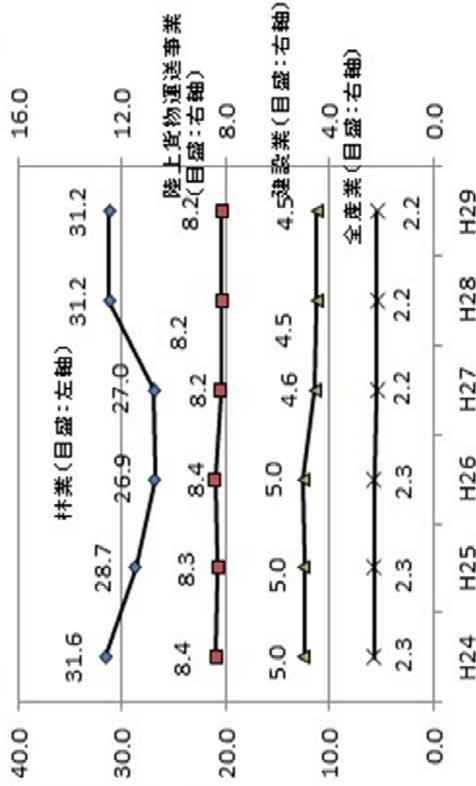
**林業における伐木等作業の安全対策を推進し、災害防止を徹底**

## 有効性【期待される効果】

- 伐木等作業に従事する労働者の安全確保

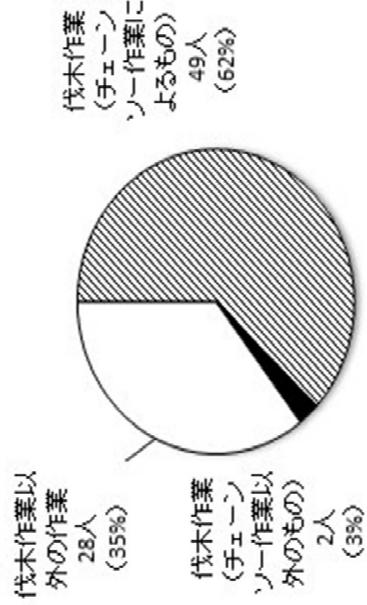
《図1》 林業における死傷千人率の推移

林業における死傷千人率は、全産業と比べ高い。



《図2》 林業における作業の種類別死亡者数 (平成27-28年発生分79人の内訳)

チェーンソーによる伐木作業(チェーンソー作業)中に発生する死亡災害が全体の6割程度。



事業番号（令和元年度）	33 令和元年度：35	評価	B
事業名	機械等の災害防止対策費		
担当係	機械班		
令和元年度事業概要	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③型式検定対象機器等の買取試験事業 ④技術革新に対応した機械設備の安全対策の推進 ⑤老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業 ⑥既存不適合機械等更新支援補助金事業		

### <令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	① 補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの（移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上）に買い替えられたものの割合を60%以上とする。 ② 買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。	① 補助金執行率を80%以上とする。 ② 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。
実績	達成	①について未達成
	① 補助金により買換えを補助した機械のうち、移動クレーンの過負荷防止装置については100%、フルハーネス型墜落制止用器具については71.7%が、より安全性の高いものに買い換えられた。 ② 買取試験を実施した防爆構造機械器具において、全て規格を満たしていた。	① 補助金執行率は69.1%であった。 ② 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する21型式のうちすべての型式(21型式、100%)を対象として、買取試験を実施した。

### <未達成の理由・原因>

- ・本事業は初年度の事業であり、補助金執行団体を決定した後、募集のHP作成等を行うことから、募集開始が年度途中になることは想定していたものの、補助金執行団体の選定手続き等が当初想定していたより遅れたため、結果として募集開始時期も遅れ、十分な周知期間が設けられなかったこと。
- ・通常募集2回に加え、追加募集を行ったことにより、執行率は増加したもののスケジュールが過密なものとなり、交付決定を受けても、購入までの期間が短く、中小企業等が辞退するケースがあったほか、追加募集があることを知らずに申請を断念する中小企業等もあったこと。
- ・フルハーネス型墜落制止用器具については、「まとめ買い」として申請されることを想定していたが、市場の流通が遅れていたこともあり、まとめ買いではなく少数ロットの需要が多く、申請において下限額があることにより小売店や一人親方等が申請できないケースがあった。これらを把握した時期には大部分の申請が既に終わって

おり、対象経費下限の変更が間に合わなかったこと。

- ・事務手続きが煩瑣という理由で、中小企業等が間接補助金の申請を断念するケースがあったこと。

<改善すべき事項・今後の課題>

- ・本事業は2年度目を迎え、既に補助金執行団体も決定しており、令和2年度は4月から第1次の募集を開始したところであり、昨年度に比べ、周知期間は長く確保できている。
- ・対象経費の下限を撤廃し少額の補助を可能としたところであり、「まとめ買い」以外のニーズにも対応できるよう整備したところである。なお、ハーネス型墜落制止用器具の市場の流通も円滑になったと聞いており、今後は在庫不足による影響は緩和されると見込まれる。
- ・第三者による証明や購入物品の写真の省略により、事務手続きを簡素化し、申請者の負担の軽減を図った。
- ・令和3年度においては、令和元年度の事業実績等を踏まえ、既存不適合機械等更新支援補助金の事業規模を縮小する。

<令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>① 補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの（移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上）に買い替えられたものの割合を60%以上とする。</p> <p>② 買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p>	<p>① 補助金執行率を80%以上とする。</p> <p>② 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p>

# 既存不適合機械等の更新の支援（間接補助金）

令和2年度予算額 7.2億円

- クレーン等の危険な機械等は、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用ができないが、構造規格の改正時には、既存の機械等への適用が猶予されることが多い。
- 特に、資力の乏しい中小企業等においては、機械等の更新が進まず、既存不適合機械等を使用し続けるおそれ。
- このため、機械等の更新に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）

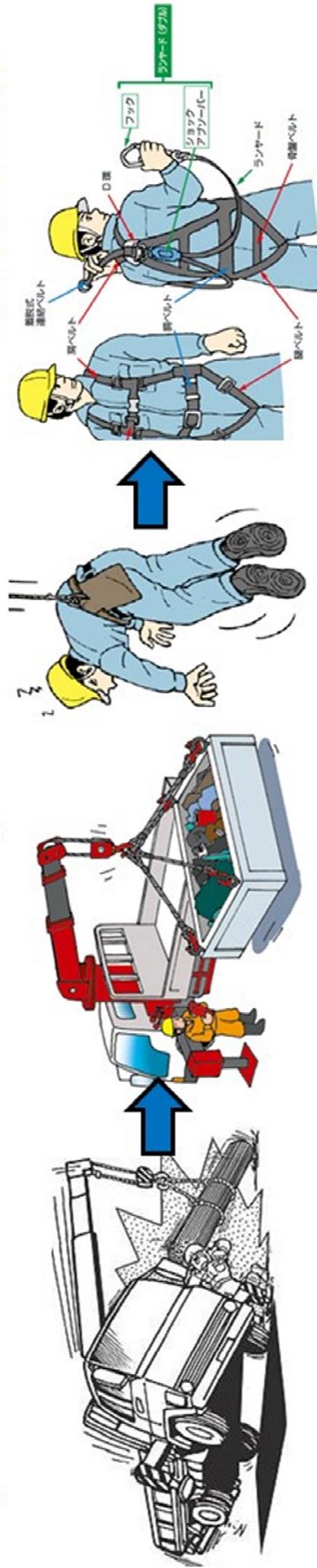


## 間接補助対象の費用

既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用

- ① 改正移動式クレーン構造規格（平成31年3月1日適用）に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等（上限20万円の1/2）
- ② 改正安全帯の規格（平成31年2月1日）に適合していない既存の安全帯の買い換え（上限2.5万円の1/2）

※ 今後の労働災害防止の取り組み等を審査の上、競争的に交付決定



事業番号（令和2年度）	36 令和元年度：39	評価	B
事業名	家内労働安全衛生管理費		
担当係	家内労働・最低賃金係		
令和元年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。</li> <li>・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催により周知・啓発を行う。</li> </ul>		

### <令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を15,000件以上とする。
実績	達成	①について未達成
	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)のうち、改善の意向ありと回答した者の割合：96.9% ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合：95%	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行った家内労働者及び委託者：790名 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数：37,857件

### <未達成の理由・原因>

(アウトプット指標)

- ①家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減少し、前年度よりも活動日数が減少したため。

### <改善すべき事項・今後の課題>

- ・アウトプット指標①について、家内労働者安全衛生指導員の適任者の採用や、見込み活動日数の勘案等により、適正な配置人数となるよう努める。
- ・その他については、引き続き目標を達成できるように、家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、家内労働安全衛生対策を推進するとともに、「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を注視し、必要に応じて周知・広報を行っていく。
- ・令和2年度に実施した家内労働者の安全衛生確保対策事業について、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の前年度の活動実績等を踏まえ令和3年度要求を実施する。

<令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。</p>	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を600人以上とする。</p> <p>②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を25,000件以上とする。</p>

# 家内労働者の安全衛生の確保

- 危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生に関する措置は、家内労働法及び同法施行規則に規定されているが、その必要性について、未だ十分に周知されていない。
- 令和2年度においては、ガイドブックや好事例集等を活用した安全衛生確保に関するセミナーの実施や、サイトの運営による周知、高齢等によりセミナーへの参加やサイトの閲覧が困難な者に対する訪問等による周知啓発を行う。

## 課題の明確化

- 平成26年度
- ＜実態把握＞
    - 全般的な実態把握
    - 委託者等以外のサブライチエーン関係者のヒアリングによる実態把握
  - ＜ガイドブック等の作成＞
    - 災害未然防止対策等に関するガイドブックの作成
    - 安全衛生取組のモデル事例に係るハンドブックの作成
  - ＜周知＞
    - 災害防止のためのセミナー等の実施
    - サイト等による家内労働の安全衛生等に関する周知広報

## 課題への対応

- 平成27・28年度
- ＜実態把握＞
    - 全般的な実態把握（27年度）
    - 委託者等以外のサブライチエーン関係者のヒアリングによる実態把握（28年度）
  - ＜ガイドブック等の作成＞
    - 災害未然防止対策等に関するガイドブックの作成・配布（27年度）
    - 安全衛生取組のモデル事例に係るハンドブックの作成・配布（28年度）
- 平成29～令和2年度
- ＜周知＞
    - 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者等へのセミナーの実施（平成29～令和2年度）
    - 家内労働の安全衛生確保等に関する総合的な情報提供を行うサイトの開設・運営（平成29～令和2年度）
    - 危険有害業務に従事する家内労働者、委託者への訪問による周知・啓発（平成30～令和2年度）

## 家内労働者の安全衛生に係る指導

- ＜家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導＞
- 家内労働者、委託者を対象に、危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生の確保・健康の保持に関する事項についての指導

## 家内労働者の安全衛生に係る周知啓発

- ＜周知啓発資料の作成、配布＞
- 家内労働者、委託者を対象に家内労働の安全衛生に関する情報を提供

事業番号（令和2年度）	45 令和元年度：47	評価	B
事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し		
担当係	労働基準局労働条件政策課設定改善係 雇用環境・均等局職業生活両立課働き方・休み方改善係 雇用環境・均等局雇用機会均等課母性健康管理係		
令和元年度 事業概要	<p>① 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援を合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③ 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p>		

<令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>1 時間外労働等改善助成金（4コース）の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）の所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、月間平均所定外労働時間数を2時間以上削減する。</p> <p>3 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>4 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業                      ア 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。                      イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、85%以上から「参考になった」の回答を得る。</p>	<p>1 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割（1,822件）以上とする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割（2,587件）以上とする。</p> <p>3 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割（103件）以上とする。</p> <p>4 時間外労働等改善助成金（団体推進コース）の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割（697件）以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターの派遣型専門家による個別訪問件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で200万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業                      ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間29,800件以上とする。                      イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を800人以上とする。</p>

	達成	1, 3, 4, 5, 7について未達成
実績	<p>1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①時間外労働上限設定コース：100% ②勤務間インターバル導入コース：99.5% ③職場意識改善コース：100% ④団体推進コース：100%</p> <p>2 月間平均所定外労働労働時間数は7.4時間減</p> <p>3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.2%</p> <p>4 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、95%</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 利用者アンケートにて「使いやすい（普通を含む）」と回答した割合 89.2% イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、「参考になった」と回答した割合 98.8%</p>	<p>1 時間外労働上限設定コース支給決定件数：23件</p> <p>2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数：10,404件</p> <p>3 職場意識改善コース支給決定件数：67件</p> <p>4 団体推進コース支給決定件数：358件</p> <p>5 派遣型専門家による個別訪問件数：25,631件</p> <p>6 働き方改革特設サイトのPV数：411万件</p> <p>7ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数：21,074件 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数：679人</p>

#### <未達成の理由・原因>

##### 【アウトプット指標】

1 本コースは月80時間超の特別条項付き36協定を締結している事業主が、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行っている場合にのみ利用できるものであったが、当該要件に該当する事業主が少なかったこと等が要因のひとつと考えられる。

3 本コースの支給決定件数が67件で、目標の約6.5割の状況であるが、3か月間の評価期間を設定する必要があった関係上、交付申請期限が9月末日までと短く設けられていたこと等から申請件数が伸び悩んだものと考えられる。

4 本コースは、昨年度の支給決定件数75件を大きく上回ったところであるが、今年度支給決定件数は358件で、目標の約5割の状況にとどまった。平成30年度から支給を開始した助成金であり、周知不足等が原因と考えられる。

5 全国に開設した働き方改革推進支援センターについて、商工団体等と連携を図り、積極的な周知や利用勧奨を行ったものの、原則3回を見込んでいた個別訪問支援が1回で終了した事例があったためにより目標達成には至らなかった。

7のア 働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は53,048人であったが、診断結果まで出された件数は21,074件で、目標を達成できなかった。企業診断及び社員診断に関心はあるものの、複数項目選択の煩雑さ等から、診断結果まで到達しなかったことが原因と考えられる。

7のイ 都道府県労働局が平成31年4月施行の働き方改革関連法の説明会等を重点的に開催する中で、仕事と生活の調和がとれた働き方の普及（法定以上の取組を含む）を図る本シンポジウムの違いについて、企業の人事労務担当者等から十分な理解を得られず、シンポジウムの参加につながらなかったことが目標の参加者数未達成の原因と考えられる。

#### <改善すべき事項・今後の課題>

1, 3について、これまでの「時間外労働上限設定コース」と「職場意識改善コース」を統合の上、新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」を新設し、柔軟な成果目標の設定を可能とするため、4つのうちから1つ以上の成果目標を選択できるよう改善を行った。また、新たに賃金引き上げの観点から、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合に助成上限額を加算する拡充措置を行った。

2について、新たに賃金引き上げの観点から、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合に助成上限額を加算する拡充措置を行った。

4について、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。

5について、令和2年度においては専門家自らが直接企業を訪問し課題に応じた相談支援につなげるプッシュ型支援を実施する等により中小企業・小規模事業者等に対する個別相談等の機能・体制を強化することとした。

6について、引き続き、中小企業事業主が働き方改革に取り組みに当たって参考となる好事例集を掲載するなど

によりサイトの拡充を図る。

また、働き方・休み方改善ポータルサイトについて、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。

今後において、本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和元年度の実績を踏まえつつ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、事業内容の効率化、助成要件の見直し、周知方法を検討しながら、引き続き、必要な要求を行うこととしたい。

<令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>1 働き方改革推進支援助成金（4コース）の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。</p>	<p>1 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割（1,106件）以上とする。</p> <p>2 働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割（2,972件）以上とする。</p> <p>3 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割（1,352件）以上とする。</p> <p>4 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割（686件）以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターのアウトリーチ型支援による相談件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で340万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を500,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を22,000件以上とする。</p>

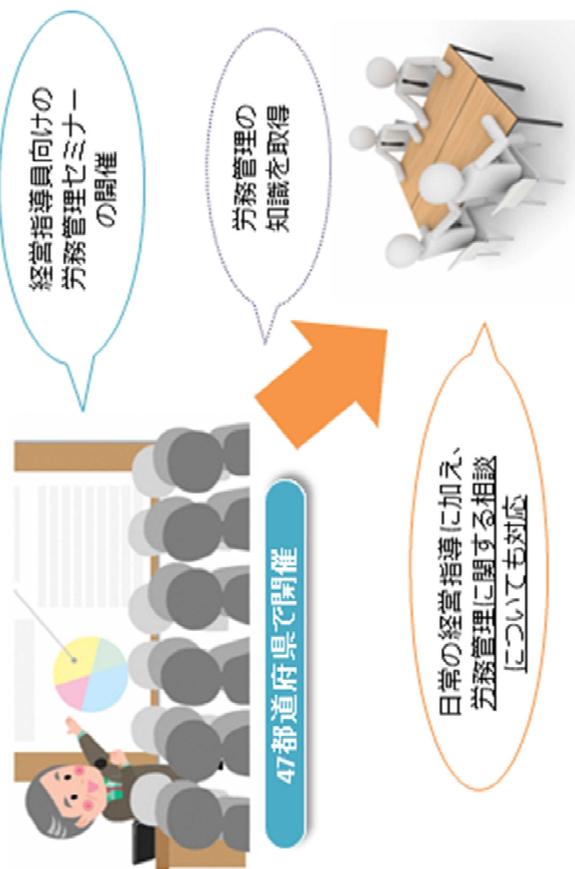
## 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業

令和2年度予算額 114,136千円(303,610千円)

中小企業・小規模事業者等が、労働時間制度の見直しや、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組を行い、「働き方改革」を実現していくためには、「働き方改革関連法」の法改正内容を正しく理解し、働き方改革の好事例を参考にしながら、国の支援策を活用の上、労働環境の整備、生産性向上の推進を図ることが重要である。このため、以下の事業内容により、広く周知・啓発を行う。

### ① 経営指導員向けセミナーの開催

- 各地域の商工団体に配属されている指導員等に対して、労務管理のあり方や支援制度活用に関するセミナー(47箇所)を開催



### ② 働き方改革の好事例の収集及び周知

- 中小企業・小規模事業者等が、自社内の働き方改革に取り組みに当たり、先進的な取組を行っている企業の取組、効果に関する好事例を収集。
- 事例集・動画や、「働き方改革特設サイト」内で記事コンテンツ化を行い、広く周知を実施。



# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和2年度予算額 9,096,924(7,625,743)千円

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に

「働き方改革推進センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

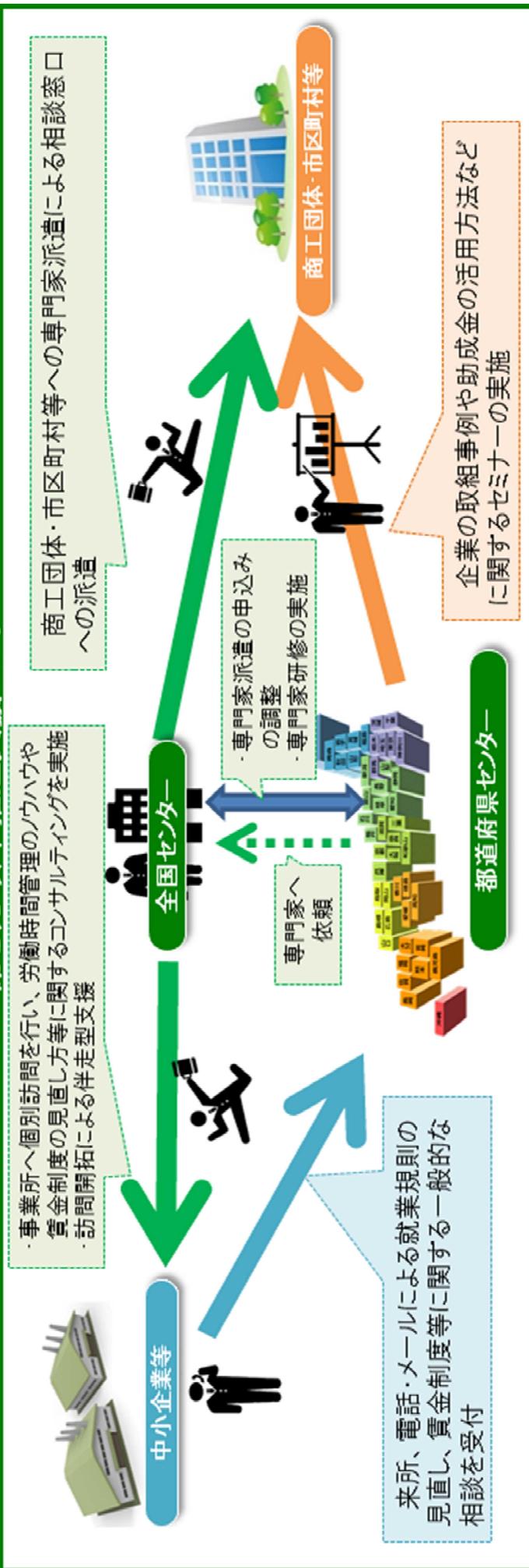
○ 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施

○ 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施

○ 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣

などの、技術的な相談支援を行う。

## 働き方改革推進支援センター



# 働き方改革推進支援助成金 (時間外労働等改善助成金より改称) 令和2年度予算額(1・2次補正予算額含む) 7,968,242 (6,261,208) 千円

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
<b>労働時間短縮・ 年休促進支援 コース (新規)</b> 予算額 2,614,338千円 (2,151,960 千円)	労働時間の短縮 や、年次有給休 暇の取得促進に 向けた環境整備 に取り組む中小企 業事業主に助成	助成対象の取組を行い、 以下の何れかの目標を <b>1 つ以上</b> 実施 ①36協定の月の時間外 労働時間数の削減 ②所定休日の増加 ③特別休暇の整備 ④時間単位の年休の整備	費用の <b>3/4</b> を助成 事業規模30名 以下かつ労働 能率の増進に 資する設備・ 機器等の経費 が30万円を超 える場合は、 <b>4/5</b> を助成	成果目標の達成状況に基づき、 ①～④の助成上限額を算出 合計は <b>250万円</b> ①月80時間超の協定の場合に 月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の協定に留まった 場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、 月60時間以下に設定：50万円 ②所定休日3日以上増加：50万円 ※所定休日1～2日以上の増加の場合25万円 ③50万円 ④50万円	労働時間短縮や生産 性向上に向けた取組 変更 ①就業規則の作成・ 変更 ②労務管理担当者・ 労働者への研修 (業務研修を含む) ③外部専門家による コンサルティング ④労務管理用機器等 の導入・更新 ⑤労働能率の増進に 資する設備・機器 の導入・更新 ⑥人材確保に向けた 取組等	賃金を3% 以上引き上 げた場合、 その労働者 数に応じて 助成金の上 限額を更に <b>15万円～最            大150万円            加算</b> 【5%以上 の場合は、 <b>24万円～最            大240万円            加算</b> 】
<b>勤務間インターバ            ル導入コース</b> 予算額 2,143,398千円 (1,104,767千円)	勤務間インター バルを導入する 中小企業事業主 に対し助成	助成対象の取組を行い、 新規に9時間以上の勤務 間インターバル制度を導 入すること	勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満 : <b>80万円</b> ・11時間以上： <b>100万円</b>	①就業規則等の作成 ・変更 ②労務管理用機器等 の購入・更新等	なし	なし
<b>職場意識改善            特例コース</b> 1次補正予算額 315,000千円 2次補正予算額 361,200千円	新型コロナウイルス 感染症対策 として休暇の取 得促進に向けた 環境整備に取り 組む中小企業事 業主に助成	事業実施期間中 (令和2 年2月17日～ <b>7月31            日</b> ) に新型コロナウイルス への対応として労働者が 利用できる特別休暇の規 定を整備すること	<b>定額</b>	上限額： <b>50万円</b> 複数地域で構成する事業主団体 (傘下企業数が10社以上) の場合は 上限額： <b>1,000万円</b>	①市場調査 ②新ビジネスモデル の開発、実験 ③好事例の周知、 普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談 窓口の設置 等	なし
<b>団体推進コース</b> 予算額 2,534,306千円 (3,004,481千円)	傘下企業の生産 性の向上に向け た取組を行う事 業主団体に対し 助成	事業主団体が助成対象の 取組を行い、傘下企業の うち1/2以上の企業につ いて、その取組又は取組 結果を活用すること	<b>定額</b>	上限額： <b>500万円</b>	①市場調査 ②新ビジネスモデル の開発、実験 ③好事例の周知、 普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談 窓口の設置 等	なし

# 「働き方・休み方改善ポータルサイト」とは

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を、平成27年1月30日に開設しました。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルズに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

## 1 働き方改革ツールを提供します



働き方・休み方の改善については、企業の実態を踏まえた上で、目標トップが意識し始める段階をいくつかは必要です。働き方・休み方改善ポータルサイトでは、下記のアイコンから、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしながら、企業の取組事例も確認することができます。

また、仕事の進め方や課題別の改善や、シフトワークなどの日程も確認できます。



## 3 診断結果に基づき対策を提案します

✓ (会社における) 改善促進のルール化

【働き方】 改善促進のルール化

下記の取組で実施していないものはありますか

部下の残業の状況について、管理職が把握・管理及び改善促進を行っている。

部下の長時間労働抑制について、管理職の人事考課に盛り込んでいる。

以下のような取組を検討してみよう

- 把握した業務や役割のフロー・アップを進め、改善を進める。
- 目的のアラート発信など、上長への部下の労働時間統計データの配信方法を工夫する。

- 管理職の人事評価項目にワーク・ライフ・バランス管理に関する項目を設定する。
- 改善指標としての「残業当たり成果」を人事評価項目に加える。
- 現場の仕事の進め方の改善、効率的な業務遂行に向けたインセンティブを付与する。
- 一般社員の人事評価項目にワーク・ライフ・バランス管理に関する項目を設定する。

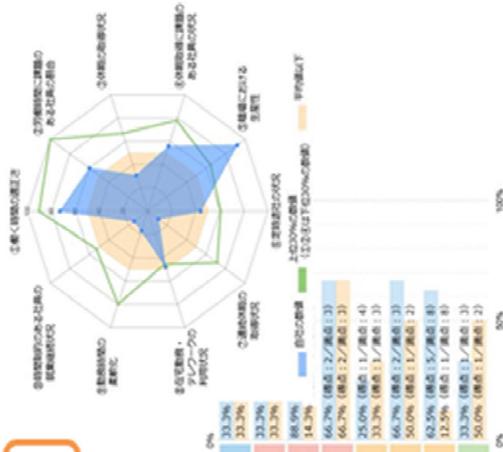
## 2 専用指標による企業診断ができます

業種のタイプ分類



タイプ②

労働時間の長さに関する課題あり  
【1】が平均水準のタイプ



取組事例

【東京内訳】 株式会社 株式会社 株式会社 (特定の働き方) (グループ)

## 4 企業の取組事例を詳しく紹介します

所在地: 東京都 (東京 都庁地区) / 大阪本社 (大阪 北区)
社員数: 4,343名 (2014年4月1日時点)
創設勤務員数: 約2,600名 (出向者を除く国内勤務社員)
業種: 卸売業

取組の目的:

同様ありきの働き方を今一度見直し、所定勤務時間外 (9:00-17:15) での勤務を基本とした上で表型の残業体質から朝型の勤務へと改め、効率的な働き方の実践を通して、

「働き方・休み方改善ポータルサイト」  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp>

(平成27年1月30日開設)

# 長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

令和2年度予算額 681,707 (559,079)千円

## 令和元年度

### 改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援

- 「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集、指標の効果的な活用
- 改正された「働き方・休み方改善指標」のポータルサイトへの掲載

### 生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催

- 働き方・休み方改善に向けたより一層の社会的機運の醸成等に向けて、シンポジウムを開催(全国8か所)

### 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 企業10,000社、労働者30,000人

### 助言・指導

- 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導
- 労働時間等見直しガイドライン等の周知

## 令和2年度

### 改善指標を活用した労働環境改善に向けた支援

- 働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集・周知により、指標の効果的な活用を図る。
- ポータルサイトについて必要な改修を行う。

### 生産性が高く、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等

- 働き方・休み方改善に向けたより一層の社会的機運の醸成及びワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、全国8か所で開催する。

### 長時間労働につながる取引環境の見直し(新規)

- 11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る。

### 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しづらい理由等について調査する。

### 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布

### 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施

雇用環境・均等局

労働基準局

事業番号（令和2年度）	46 令和元年度：48	評価	B
事業名	テレワーク普及促進等対策		
担当係	雇用環境・均等局在宅労働課テレワーク係		
令和元年度事業概要	適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、テレワークの導入等に要した経費の助成やガイドラインの周知・啓発、相談対応等による導入支援を行うとともに、先進企業の表彰等を通じた気運の醸成を図る。		

<令和元年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	<p>①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。</p> <p>②サテライトオフィスモデル事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合80%以上とする。</p> <p>③時間外労働等改善助成金（テレワークコース）について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を70%以上とすること。</p>	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数（「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。）を3,500件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。</p> <p>③時間外労働等改善助成金（テレワークコース）の支給決定件数を80件以上とする。</p>
実績	<p><b>達成</b></p> <p>①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合は93.6%であった。</p> <p>②サテライトオフィスモデル事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合96.9%であった。</p> <p>③時間外労働等改善助成金（テレワークコース）について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は89.2%であった。</p>	<p><b>②・③について未達成</b></p> <p>①相談件数（「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。）は4,520件であった。</p> <p>②セミナー参加者は合計638名であった。</p> <p>③平成31年度の支給決定件数は65件であった。</p>

<未達成の理由・原因>

(アウトプット指標)

- ②周知媒体が紙中心（ポスターやチラシ等）で浸透しなかったことや、周知のタイミングが遅く、不十分であったため。
- ③助成金の存在が十分に周知されておらず、また、テレワークの導入自体を考えていない事業者が多いなど、導入への理解の促進が不十分であったため。

<改善すべき事項・今後の課題>

(アウトプット指標)

- ②ポスターやリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、更なる周知を図る。
- ③助成金の周知広報事業による周知を行うとともに、テレワークの導入等に関する懸念点等に対して、テレワーク相談センターによる丁寧な相談対応等を行うことにより、テレワークの導入をする申請企業を増やす。

今後において、「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」等を踏まえ、また、「新しい生活様式」の実践例としてもテレワークが推奨されている中で、テレワーク相談センターや訪問コンサルティングによる相談支援やガイドラインの周知・啓発、導入等のための助成等の令和3年度要求を実施する。

<令和2年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を75%以上とすること。	①テレワーク相談センターに対する相談件数（「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。）を3,500件以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数を220件以上とする。

## 令和2年度 雇用型テレワーク普及促進のための施策概要

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、テレワークガイドラインを活用した企業等の導入支援を行うとともに、引き続き、先進企業の表彰等を通じた気運の醸成を実施する。

### 1. 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入支援

#### テレワークガイドラインの周知啓発

○平成29年度に刷新したテレワークガイドラインについて、一層の活用を図るため周知啓発を実施。

#### テレワーク相談センターの設置・運営

○東京に相談センターを設置、専門の相談員により、企業等へのテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。  
○企業に対する訪問コンサルティングを実施。

### 2. テレワーク普及にかかると気運の醸成

#### 企業向けセミナーの開催

○総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

#### 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

○総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

#### テレワークモデル就業規則の作成

○テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

#### 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

○新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。

#### 国家戦略特別区域における導入支援

○国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した導入支援を実施。

#### 労働者向けイベントの開催

○労働者に対して直接、テレワークのメリットを訴えるためのイベントを開催し、その認知度を向上させる。

#### テレワーク宣言応援事業

○新たにテレワークに取組む企業において、企業トップによるテレワーク宣言を実施し、テレワーク活用の取組を周知し、他社への導入を促す。

#### テレワークの労務管理に関する総合的な実態調査研究

○テレワークを導入するに当たった課題等を分析するため、ヒアリングやアンケート調査を実施する。

## 社会復帰促進等事業の令和元年度予算執行状況(執行率が80%未満の事業)

(単位:千円)

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	本事業の予算額の大部分(約99%)を占める、医療等の給付に要する予算額について、予算額の算定基礎となった執行実績に比べ、支給件数及び1件あたりの支給額も少なかったため、執行率が低調になった。 (予算:136件、398,999円/件) ⇒(執行:98件、283,952円/件)	令和元年度は執行率が50%となったが、平成29年度は執行率が100%を超えているなど、直近5か年の執行率の平均は約80%となっている。また、本事業は、傷病が治癒した被災者に対して義肢装着のための断端部の再手術や醜状軽減のための再手術等を行うことにより社会復帰の促進を図る趣旨で実施しており、令和元年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。	60,601	30,314	50.0%	労働基準局 補償課
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	保険給付の限度額と最低保障額の増額見直しを行い、それに伴って予算を増額要求したが、請求件数が減少したことから執行率が低調になった。	実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	7,592	5,639	74.3%	労働基準局 労災管理課
11	12	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、請求件数が少なかったため、執行率が低調になった。	令和元年度は、執行率が約75%となったものであるが、次年度以降申請が増加する可能性もあるところである。また、本事業については、やむを得ない事由で休業補償を受けることができない被災者に対して援護の措置を行う趣旨から創設されたものであり、執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、一定の予算措置が必要であるとする。	1,555	1,156	74.3%	労働基準局 補償課
15	16	-	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	令和元年度においては、費用の支給対象となり得る者から入院通院等に要した費用の支給申請がなかったため執行率が低調となった。	本事業は、けい肺及びせき髄損傷により労災認定を受けた者のうち、昭和35年3月31日以前に打切補償を受けたため、労災保険で療養を行うことができない者に対して行われるものであり、その対象者は非常に限定されているが、現在でも対象となりうる者が十数名程度生存していることが見込まれ、令和元年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で、所要の予算要求を行う。	5,010	0	0.0%	労働基準局 補償課
18	19	A	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。令和元年度は若者等求職者向けの周知(セミナー開催等)を実施【令和元年度限り】。	一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。 これは、セミナーと事例発表会を同日開催としたこと、また、会場借料等の出費や自社スタッフを活用することで人件費を抑えたこと等によるものである。	委託事業の開始から4年が経過し、制度の周知については一定の成果を得られたと考える。今後は、「大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援」事業等のなかで、引き続き制度の周知を行っていくこととし、本事業は令和元年度限りで廃止した。	19,189	5,478	28.5%	安全衛生部 計画課

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
21	21	B	職業病予防対策の推進	<p>技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。</p> <p>東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。</p> <p>緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。</p> <p>眼の水晶体の被ばく限度の引下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されることをふまえ、</p> <p>①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。</p> <p>②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。</p> <p>③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。</p>	<p>電離放射線障害防止規則の改正時期が当初の予定から変更されたため、令和元年度秋に予定していた「眼の水晶体被ばく低減対策等普及啓発事業」(予算額14,097千円)の実施を見送ったことによるものである。</p> <p>なお、同事業を除く執行率は81.5%である。</p>	<p>・眼の水晶体被ばく低減対策等普及啓発事業については前年度限りとしたが、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に公布、令和3年4月1日に施行されることから、改正電離放射線障害防止規則に係る普及啓発事業については、令和2年度で実施しているところ。</p> <p>・その他の事業については、実施手法の改善や令和2年度と比べて要求額を減額する等必要な見直しを図る。</p>	220,644	172,993	78.4%	安全衛生部 労働衛生課
23	23	A	職場における受動喫煙対策事業	<p>職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。</p>	<p>令和2年4月1日の改正健康増進法の施行に伴う駆け込みの助成金申請を想定していたが、第四四半期の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い助成金や測定機器貸出しの件数が伸び悩んだことから執行率が低調となった。</p>	<p>令和2年度においては、令和元年度内に申請の間に合わなかった事業者に対して引き続き支援を行う。</p> <p>また、令和3年度においては、改正健康増進法の施行から1年が経過するため、助成対象を健康増進法で定める経過措置対象事業主に限定するなど、助成金による助成対象範囲を縮小する。受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容については引き続き周知啓発を図る。</p>	2,745,002	2,048,185	74.6%	安全衛生部 労働衛生課

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
27	A		若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。 ①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。	一般競争入札を行った結果、執行率が低調となった。 これは、ノウハウや類似事業の実施経験のある業者が受託したため、初期費用や人件費等が押さえられたことによるものである。	事業番号26と統合されるため、事業内容の精査を行い、予算要求を行った。	660,380	455,001	68.9%	労働基準局 監督課
27	28	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	一般競争入札を行った結果、検討委員会の会場借料や旅費等の出費が抑えられたこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえシンポジウムの開催を中止したこと等により、執行率が低調となった。	メンタルヘルス対策が第13次労働災害防止計画の重点目標とされていることも踏まえ、令和元年度の実績を精査の上、より効果的・効率的な事業運営に向けた仕様の見直し等を行うとともに、所要の予算要求を行う。	144,139	111,994	77.7%	安全衛生部 労働衛生課
29	31	A	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	(1)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 (2)セクシュアルハラスメント等の被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	本事業の多くの予算額を占める委託事業の調達を総合評価落札方式で実施しているが、予定額を下回る金額で入札した業者が多かったため、執行率の低下につながった。	前年度から引き続き実施する事業については、前回の実績を踏まえて積算を見直すとともに、令和2年度から新たに実施する事業については、同種事業を参考にす等適正な積算を行うことにより、実態に見合った予算額を確保しているところである。	328,763	198,326	60.3%	雇用均等局 雇用機会均等課 有期・短時間労働課
34	36	A	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。	一般競争入札(最多価格落札方式)により調達を行ったためと考えられる。 これは、複数のパンフレットを1種類にまとめて作成することとしたため、まとめて印刷・発送することで価格が押さえられたと考えられる。	執行状況を分析した上で、より効果的なパンフレットの記載内容や配布先について検討した上で要求を行った。	466,149	296,664	63.6%	労働基準局 監督課

2年度 PDCA 評価番号	元年度 PDCA 評価番号	元年度 評価	事業名	元年度の事業概要	元年度の執行率が低調であった理由	元年度の執行率を踏まえた令和3年度事業の見直し	令和元年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
46	48	B	テレワーク普及 促進等対策	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	周知媒体が紙中心(ポスターやチラシ等)で浸透しなかったことや、周知のタイミングが遅く、不十分であったため。 助成金の存在が十分に周知されておらず、また、テレワークの導入自体を考えていない事業者が多いなど、導入への理解の促進が不十分であったため。	ポスターやリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、更なる周知を図る。 助成金の周知広報事業による周知を行うとともに、テレワークの導入等に関する懸念点等に対して、テレワーク相談センターによる丁寧な相談対応等を行うことにより、テレワークの導入をする申請企業を増やす。	354,228	178,980	50.5%	雇用均等局 在宅労働課
47	49	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	医療労務管理支援事業において、仕様書上、都道府県毎の業務体制については一定程度の差を設けてはいたものの、具体的な支援回数等の目安については都道府県毎の差があまり大きくなかったため、入札時の契約差額及び執行実績との乖離が生じてしまったため。	令和2年度より、仕様書上、都道府県毎の支援回数等を詳細に設定することにより、契約差額及び執行実績との乖離が生じないように取り組んでおり、令和3年度も引き続き、令和2年度の実績を踏まえつつ、事業の適正な執行に努めて参りたい。	580,016	427,195	73.6%	労働基準局 労働条件政策課

**社会復帰促進等事業に関する令和元年度成果目標の実績評価  
及び令和2年度成果目標(案)**

## 目 次

令和2年度 事業番号	令和元年度 事業番号	事業名	頁
1	1	外科後処置費	1
2	2	義肢等補装具支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	C0 中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費（労災病院の運営）	7
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（医療リハビリテーションセンターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（総合せき損センターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（産業殉職者慰霊事業）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（治療就労両立支援センターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（労働安全衛生総合研究所の運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費（日本バイオアッセイ研究センターの運営）	
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	16
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	17
9	9	労災就学等援護経費	18
10	11	労災ケアサポート事業経費	19
11	12	休業補償特別援護経費	20
12	13	長期家族介護者に対する援護経費	21
13	14	労災特別介護施設運営費・設置経費	22
14	15	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	24
15	16	労災援護金等経費	25
16	17	過労死等援護事業実施経費	26
17	18	安全衛生啓発指導等経費	28
18	19	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	30
19		設計・施行管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援業務	31
20	20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	32
21	21	職業病予防対策の推進	33

22	22	じん肺等対策事業	36
23	23	職場における受動喫煙対策事業	38
24	24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	40
25	25	産業保健活動総合支援事業	42
26	26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	44
-	27	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	46
27	28	メンタルヘルス対策等事業	48
28	29	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	50
-	30	新規起業事業場対策	52
29	31	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	53
30	32	建設業等における労働災害防止対策費	55
31	33	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	57
32	34	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	59
33	35	機械等の災害防止対策費	61
34	36	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	63
-	37	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	65
35	38	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	67
36	39	家内労働安全衛生管理費	69
37	40	女性就業支援・母性健康管理等対策費	71
38	-	多言語相談支援事業	74
39	41	外国人技能実習機構に対する交付金	75
40	42	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	76
41	43	労働災害防止対策費補助金経費	77
42	44	産業医学振興経費	79
43	45	就労条件総合調査費	81
44	46	未払賃金立替払事務実施費	82
45	47	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	84
46	48	テレワーク普及促進等対策	88
47	49	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	90
48	50	中小企業退職金共済事業経費	92
49	51	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	93
50	52	個別労働紛争対策費	95
51	53	雇用労働センター設置・運営経費	97

事業名	外科後処置費						事業番号 (令和2年度)	1	
							事業番号 (令和元年度)	1	
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	症状固定後の被災労働者							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
28年度予算額 (千円)	43,240	29年度予算額 (千円)	52,025	30年度予算額 (千円)	54,951	令和元年度予算額 (千円)	60,601	令和2年度予算額 (千円)	54,617
28年度決算額 (千円)	36,262	29年度決算額 (千円)	55,999	30年度決算額 (千円)	45,336	令和元年度決算額 (千円)	30,314	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	83.9	29年度 予算執行率 (%)	107.6	30年度 予算執行率 (%)	82.5	令和元年度 予算執行率(%)	50.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	86.8% (申請件数:114件、1か月以内に決定した件数:99件)		
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	外科後処置費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	義肢等補装具支給経費					事業番号 (令和2年度)	2	事業番号 (令和元年度)	2	
						担当係	福祉係			
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)									
実施主体	都道府県労働局									
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の被災労働者								
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。								
	実施 体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。								
28年度予算額 (千円)	2,987,207	29年度予算額 (千円)	3,361,584	30年度予算額 (千円)	2,957,881	令和元年度予算 額 (千円)	2,979,074	令和2年度予算 額 (千円)	3,525,692	
28年度決算額 (千円)	2,666,469	29年度決算額 (千円)	2,754,955	30年度決算額 (千円)	2,946,995	令和元年度 決算額 (千円)	2,930,246	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	89.4	29年度 予算執行率 (%)	82.1	30年度 予算執行率 (%)	99.8	令和元年度 予算執行率(%)	98.4			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元 年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			元 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	95.1% (申請件数:10,589件、1か月以内に決定した件数:10,073件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づき適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様									
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。									
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。									
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。									
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-									
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									

事業名	特殊疾病アフターケア実施費					事業番号 (令和2年度)	3	事業番号 (令和元年度)	3	
						担当係	福祉係			
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)									
実施主体	都道府県労働局									
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うとともに、症状固定後に必要な措置を行い、また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。								
28年度予算額 (千円)	3,733,250	29年度予算額 (千円)	3,857,635	30年度予算額 (千円)	3,831,287	令和元年度予算額 (千円)	3,837,299	令和2年度予算額 (千円)	3,787,294	
28年度決算額 (千円)	3,403,510	29年度決算額 (千円)	3,526,832	30年度決算額 (千円)	3,371,473	令和元年度決算額 (千円)	3,373,479	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)	91.8	29年度 予算執行率 (%)	91.9	30年度 予算執行率 (%)	88.4	令和元年度 予算執行率(%)	87.9	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元年度 目標	アウトカム 指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	80.3% (申請件数:4,141件、1か月以内に決定した件数:3,325件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様									
令和2年度目標 (アウトカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。									
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。									
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。									
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-									
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									

事業名	社会復帰特別対策援護経費						事業番号 (令和2年度)	4	
							事業番号 (令和元年度)	4	
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	福祉係	
実施主体	都道府県労働局								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	症状固定後の振動障害者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
28年度予算額 (千円)	404,345	29年度予算額 (千円)	361,935	30年度予算額 (千円)	347,776	令和元年度予算額 (千円)	342,939	令和2年度予算額 (千円)	341,182
28年度決算額 (千円)	349,279	29年度決算額 (千円)	341,976	30年度決算額 (千円)	300,496	令和元年度決算額 (千円)	327,787	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度予算執行率 (%)	86.5	29年度予算執行率 (%)	94.6	30年度予算執行率 (%)	86.4	令和元年度予算執行率 (%)	95.6	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元年度実績	アウトカム指標【○】	84.0% (申請件数:250件、1か月以内に決定した件数:210件)		
	アウトプット指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット指標【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和2年度目標(アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	社会復帰特別対策援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-								
令和3年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費					事業番号 (令和2年度)	5			
						事業番号 (令和元年度)	5			
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)					担当係	機構・団体管理室 機構調整第二係			
実施主体	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症患者(以下「CO中毒患者」という。)のリハビリテーション施設として運営されていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)により、平成17年度末に廃止されたことから、従前、国が大牟田労災病院に行かせていた機能・役割を引き続き確保するため、後継の医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。 本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法29条1項1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。								
	対象 (誰／何を対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施								
	実施体制	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田吉野病院								
28年度予算額 (千円)	449,364	29年度予算額 (千円)	453,942	30年度予算額 (千円)	469,029	令和元年度予算額 (千円)	480,570	令和2年度予算額 (千円)	498,674	
28年度決算額 (千円)	449,364	29年度決算額 (千円)	453,942	30年度決算額 (千円)	469,029	令和元年度決算額 (千円)	480,570	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元年度目標	アウトカム 指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和元年度においては年間141日以上とする。			元年度実績	アウトカム 指標 【○】	・令和元年度においてはグループワークの年間実施日数は145日であった。 【目標達成の理由】 委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、グループワークを行うための診療体制の整備を図ることができたため。			
	アウトプット 指標	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。				アウトプット 指標 【○】	・リハビリテーションを適切に実施するための人員を10名を確保した。 ・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。 【目標達成の理由】 委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため。			
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行うことにより、目標を達成した。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き、委託先期間に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

令和2年度 事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和元年度においては年間141日以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間47週(52週(1年間の週数)−5週(休日の合計週数))=141日
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1) 労災病院の運営 (2) 医療リハビリテーションセンターの運営 (3) 総合せき損センターの運営 (4) 産業殉職者慰霊事業 (5) 治療就労両立支援センターの運営 (6) 労働安全衛生総合研究所の運営 (7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 (8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (令和2年度)	6
		事業番号 (令和元年度)	6
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)~(3)、(5)、(8) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(4) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(6)~(8)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構		
目的及び必要性 (何のため)	<p>(1) 労災病院の運営 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である労災病院を運営する。 労災病院は療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設であり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンターの運営 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である医療リハビリテーションセンターを運営する。 四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練まで行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために必要な事業であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(3) 総合せき損センターの運営 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設である総合せき損センターを運営する。 業務災害又は通勤災害等によるせき損損傷者等(外傷性せき損障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを実施している施設であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業 業務災害又は通勤災害による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みこころも霊堂を設置・運営する。 高尾みこころも霊堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなった産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設であることから社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(5) 治療就労両立支援センターの運営 予防医療及び治療と就労の両立支援に関する調査研究を推進することにより、職場における労働者の健康確保並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に寄与する。 全国の労働者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るための事業であることから、社会復帰促進事業で行う必要性がある。</p> <p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営 労働者の安全及び健康の確保に資するため、下記の調査及び研究を行う。 ① プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 ② じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究 安全衛生分野の規制のために必要となる最新の科学的知見等を得るための調査及び研究は、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから社会復帰促進事業等で行う必要がある。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。 当該事業は、労働者の安全衛生確保に資するものであるため、社会復帰促進事業等で行う必要がある。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための施設に対して必要な整備等を行う。 ① 臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及すること、② 産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うこと、③ 安全衛生分野の調査及び研究、試験を確実に遂行すること、以上を実施するための土台となる施設改修・研究等機器の整備等を行うものであり、社会復帰促進事業で行う必要がある。</p>		
事業／制度概要	対象 (誰／何を対象に) (1) 労働者・労災指定医療機関等 (2) (3) 被災労働者 (4) 産業殉職者及びその遺族 (5) 労働者 (6) 事業者、労働者 (7) 事業場で取り扱われる化学物質 (8) (独)労働者健康安全機構が運営する施設		

事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>(1) 労災病院の運営 全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供する。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>(3) 総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みこも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。</p> <p>(5) 治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>(1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。</p> <p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p>									
	実施体制	(独)労働者健康安全機構において実施								
運営費交付金 28年度予算額 (千円)	9,896,167	運営費交付金 29年度予算額 (千円)	9,726,443	運営費交付金 30年度予算額 (千円)	9,646,667	運営費交付金 令和元年度予算 額 (千円)	10,195,027	運営費交付金 令和2年度予算 額 (千円)	11,232,396	
28年度決算額 (千円)	9,658,809	29年度決算額 (千円)	9,986,100	30年度決算額 (千円)	10,208,130	令和元年度 決算額 (千円)	9,991,749	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	97.6	29年度 予算執行率 (%)	102.7	30年度 予算執行率 (%)	105.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98.0			
施設整備費補助金 28年度予算額 (千円)	4,482,979 (29年度への 繰越額 406,981)	施設整備費補助 金 29年度予算額 (千円)	3,955,974 (30年度への 繰越額 1,007,545)	施設整備費補助 金 30年度予算額 (千円)	4,009,819 (令和元年度 への繰越額 376,575)	施設整備費補助 金 令和元年度予算 額 (千円)	2,985,529 (令和2年度へ の繰越額 689,852)	施設整備費補助 金 令和2年度予算 額 (千円)	3,483,982	
28年度決算額 (千円)	4,018,431	29年度決算額 (千円)	2,877,864	30年度決算額 (千円)	3,330,689	令和元年度 決算額 (千円)	2,205,325	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	98.6	29年度 予算執行率 (%)	97.6	30年度 予算執行率 (%)	91.7	令和元年度 予算執行率 (%)	96.1			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	(1)～(8)いずれも成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

<p>元年度目標</p>	<p>アウトカム指標</p> <p>(1) 労災病院の運営  ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上を得る。  ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。  ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ3万5000件以上実施する。  ④安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を75.9%以上とする。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンターの運営  四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(3) 総合せき損センターの運営  外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業  慰霊式及び慰霊についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上を得る。</p> <p>(5) 治療就労両立支援センターの運営  治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関してアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を80%以上から得る。</p> <p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営  第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営  発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費  ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。  ②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p>	<p>アウトカム指標【○】</p>	<p>(1)  ①患者満足度:83.1%  ※入院92.3%、外来78.1%、入院外来平均83.1%  ②患者紹介率:78.0%、患者逆紹介率:66.8%  ③高度医療機器を用いた受託検査:36,570件  ④病床利用率:80.2%</p> <p>(2)  医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:91.6%  ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者98人/四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数107人</p> <p>(3)  医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:88.5%  ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者138人/外傷性脊椎・せき髄損傷患者の退院患者数156人</p> <p>(4)  慰霊の場にふさわしいとの評価:97.7%  ※満足の評価459人/参拝者・参列者(アンケート回答者)470人</p> <p>(5)  有用であった旨の評価:91.8%  ※「有用であった」旨の回答156件/回答者数170件</p> <p>(6)  労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数:18件</p> <p>(7)  平成28年、29年に試験結果をとりまとめ、その後発がん性評価を受けた2物質について、健康障害防止措置検討会での検討を踏まえ、がん原性指針の対象物質に追加された。また、rasH2マウスを用いて中期発がん性試験を行った、2-プロモプロパン、酸化チタン(ナノ粒子、アナターゼ型)について、化学物質のリスク評価検討会(発がん性評価ワーキンググループ)で検討された。</p> <p>(8)  ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9月、12月、3月(※))開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。  ※3月は書面開催。  ②契約締結状況をホームページで随時公表した。</p>
--------------	--	-------------------	--

	<p>(1) 労災病院の運営  ① 地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。</p> <p>② 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。</p> <p>③ 各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンターの運営  年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構）との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア（OA講習等）を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3) 総合せき損センターの運営  多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業  満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(5) 治療就労両立支援センターの運営  ① 第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法については、事業場への普及啓発を図りつつ、リーフレットについてその内容を精査した上、テーマごとにとりまとめた冊子を作成する。また、第4期中期目標期間中に開発する研究テーマや事例の集積方法、対象等について検討し、それを踏まえた生活習慣病等の指導を実践するとともに、事例の集積に着手する。</p> <p>② 両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形で事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを両立支援マニュアルに更新する。</p> <p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営  第4期中期目標に基づくプロジェクト研究17課題を実施する。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営  国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費  平成31年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>	<p>アウトプット  指標  【○】</p>	<p>(1)  ① 症例検討会や講習の実施件数: 892件</p> <p>② 労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数: 1,123,449件</p> <p>③ 治験症例数: 4,780件</p> <p>(2)  職業評価会議（運営協議会、OA講習を含む。）の実施件数: 12回</p> <p>(3)  せき損検討会の開催実績: 64回開催、検討症例実績: 194症例</p> <p>(4)  検討会の開催実績: 4回</p> <p>(5)  ① 「予防医療モデル調査研究に関する検討会」で承認された第3期中期目標期間内に作成されたリーフレットについて、年度内に取りまとめ、テーマごとにとりまとめた冊子（データ）を作成し、ホームページに掲載した。ホームページへの掲載により、事業場等に普及啓発を図っている。また、令和元年11月に第4期中期目標期間中に行う新たな研究テーマ（19件）を決定し、事例収集等を開始した。</p> <p>② 令和元年度から支援対象を全ての疾患に拡大し、両立支援チームにより両立支援の事例収集を行った。また、事例検討会については、両立支援コーディネーター基礎研修修了者や地域企業等の人事・労務担当者を対象とし、令和2年2月に1県で試行的に実施した。さらに、医療機関向け両立支援マニュアルについては、これまで4分野（がん・脳卒中・糖尿病・メンタルヘルス）に分かれていたものを1冊に統合し、「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」として更新をした。</p> <p>(6)  プロジェクト研究課題実施数: 17件</p> <p>(7)  対象物質に係る発がん性試験を適正に実施した結果、一定の有害性が認められた2-プロモプロバンの試験結果を厚生労働省HPに公表した。</p> <p>(8)  計画に基づき適切な調達を行った。</p>
--	---	--------------------------------	--

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)  
・今後の課題

#### (1) 労災病院の運営

##### <患者満足度>

利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で「労災病院間医療安全相互チェック」を実施したことに加え、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催し、また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保できたため。

##### <患者紹介率・逆紹介率>

各労災病院の地域医療連携部門において、連携医療機関からの意見・要望を基に、紹介受入体制強化等の業務改善に取り組むとともに、連携医療機関への挨拶回り、地域の救急隊との連携強化、地域連携バスの運用拡大、入退院支援体制の強化、状態が安定した患者の逆紹介の推進を図ったため。

##### <高度医療機器を用いた受託検査>

CT・MRI、ガンカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報を行ったため。

##### <病床利用率>

紹介患者・救急患者確保の取組に加え、一部労災病院での適切な病床数へのダウンサイジング及び地域包括ケア病棟への病床機能転換による在院患者数の確保を図ったため。

##### <地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数>

労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に開催したため。

##### <労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数>

両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配布、産業保健総合支援センターのメールマガジン(産業医、事業場労務担当者等が対象)での普及サイトPR等を継続して実施するとともに、労災疾病等医学研究普及サイト周知用リーフレットを更新し、都道府県労働局、医師会、日本職業・災害医学会など幅広く関係機関等へ配布し周知に努めたため。

##### <治験症例数>

国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」(日本臨床薬理学会認定)に労災病院の職員が参加し、治験実施体制を強化したため。

#### (2) 医療リハビリテーションセンターの運営

##### <医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合>

・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めたため。  
・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行ったため。  
・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。

##### <職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数>

定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。

#### (3) 総合せき損センターの運営

##### <医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合>

・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めたため。  
・脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。  
・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行ったため。

##### <せき損検討会の開催実績>

・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めたため。

#### (4) 産業殉職者慰霊事業

##### <慰霊の場にふさわしいとの評価>

##### <検討会の開催実績>

満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたため。

・参拝者に対しては、納骨等に関する相談に対応するとともに、植栽等による構内の環境整備に努めた。  
・慰霊式に際しては、送迎バスや構内電動カートの運行により参列者の便宜を図るなど環境面の整備に努めるとともに、職員の接遇についても配慮し、産業殉職者の御霊を奉安する厳粛な式典に相応しい対応に努めた。

#### (5) 治療就労両立支援センターの運営

##### <有用であった旨の評価>

四半期ごとに各分野の問題点を集約し全施設へのフィードバックや治療就労両立支援センター所長・事務長会議や実務担当者会議開催により情報共有を図ったとともに、両立支援サポート体制において中心として機能する「両立支援コーディネーター」に対して各種研修を実施することにより、より質の高い両立支援のサービスの提供を可能としたため。

##### <事業場への普及啓発>

令和2年2月の「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において、成果物の評価等が未済であった一部の研究についても、書面審査を実施することができたため。

##### <事例収集・事例検討会>

両立支援の件数は、疾病拡大に伴い、各治療就労両立支援センター(部)が積極的に支援を行ったため増加している。また、事例検討会については、両立支援事業に積極的な地域の協力があつたため、開催に至った。

#### (6) 労働安全衛生総合研究所の運営

##### <労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数>

##### <プロジェクト研究課題実施数>

内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。

	<p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した化学物質について着実に発がん性試験を実施し、発がん性試験の結果は、厚労省行政検討会に提供して評価が行われるとともに、国内外に情報発信した。また、試験結果により発がん性が認められた化学物質については、がん原性指針に追加されるなど、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映された。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては、締結した契約の事後点検を実施したこと</p>
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>(1)労災病院の運営 令和元年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・各労災病院の入退院支援部門に配置された専任看護師等が、入院前患者に対する術前検査説明・スクリーニングの実施、退院困難患者への積極的な退院支援等に取り組むことで、患者の円滑な入退院を促進させ、更なる紹介・逆紹介の推進を図る。 ・労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。 ・CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的かつ効果的に広報する。 ・症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 令和元年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・チーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 令和元年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・チーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施</p> <p>(4)産業殉職者慰霊事業 令和元年度目標を達成するために、効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。</p> <p>(5)治療就労両立支援センターの運営 ・第3期中期目標期間中に作成されたリーフレットについては、CD-ROMを作成し、関係機関への普及に活用する。第4期中期目標期間中の研究については、毎年開催予定の検討会にて進捗状況を把握し、組織的に進捗管理するよう努める。 ・事例検討会については、令和元年度の試行的実施の結果を踏まえつつ、少しずつ開催地域を増やし、将来的には全国に展開し、両立支援への機運醸成を図る。</p> <p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営 引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。</p> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 引き続き、計画的に事業を継続していく。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組みと契約状況の公表を継続して行う。</p>
<p>評価</p>	<p>A</p> <p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>
<p>令和2年度事業概要</p>	<p>令和元年度と同様</p>
<p>令和2年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>(1)労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となった場合は、目標設定について再検討する。 ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。 ③地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ27,000件以上実施する。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となった場合は、目標設定について再検討する。 ④安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を70.0%以上とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、目標設定について再検討する。</p> <p>(2)医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(3)総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき随障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>(4)産業殉職者慰霊事業 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。</p>

	<p>(5) 治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関してアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を80%以上から得る。</p> <p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を10件以上とする。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に提供するほか、国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。 ②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p>
<p>令和2年度目標 (アウトプット指標)</p>	<p>(1) 労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を実施する。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となった場合は、目標設定について再検討する。 ②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を2,000件以上確保する。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となった場合は、目標設定について再検討する。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(3) 総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。</p> <p>(5) 治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に作成されたそれぞれの予防法・指導法については、事業場への普及啓発を図りつつ、リーフレットについてその内容を精査した上、テーマごとにとりまとめた冊子を作製する。また、第4期中期目標期間中に開発する研究テーマや事例の集積方法、対象等について検討し、それを踏まえた生活習慣病等の指導を実践するとともに、事例の集積に着手する。 ②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを両立支援マニュアルに更新する。</p> <p>(6) 労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究18課題を実施する。</p> <p>(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。</p> <p>(8) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和2年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。</p>

(1) 労災病院の運営

<患者満足度>

入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定することにより、各病院の患者満足度向上の更なる改善に向けた取組推進のため、第3期中期目標期間の実績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、設定した。

<患者紹介率・逆紹介率>

第4期中期目標では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保を目標としていることから、令和元年度については、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上」を目標として設定した。

<高度医療機器を用いた受託検査>

新型コロナウイルス感染症の影響により受託検査件数が大きく落ち込んでおり、また、当面の間、当該状況が継続すると考えられることから、令和2年4月から6月までの実績を踏まえ、年間目標を設定した。  
6,614件(3か月累計)/3月×12月=26,456件≒27,000件

<病床利用率>

新型コロナウイルス感染症の影響により病床利用率が大きく落ち込んでおり、また、当面の間、当該状況が継続すると考えられることから、令和2年4月から6月までの実績を踏まえ、年間目標を設定した。  
令和2年4月から6月までの間の病床利用率:68.7%≒70.0%

<地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数>

新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が大きく落ち込んでおり、また、当面の間、当該状況が継続すると考えられることから、WEB開催等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮した方法を採用できる症例検討会等について実施していくこととした。

<労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数>

第4期中期目標期間における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を1,200万回以上としており、年間平均240万回以上のうち、労災病院と労災病院以外の施設におけるアクセス件数割合を勘案して70万回以上と設定した。

<治験症例数>

新型コロナウイルス感染症の影響により治験症例数が大きく落ち込んでおり、また、当面の間、当該状況が継続すると考えられることから、令和2年4月から6月までの実績を踏まえ、年間目標を設定した。  
479件(3か月累計)/3月×12月=1,916件≒2,000件

(2) 医療リハビリテーションセンターの運営

<医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合>

当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。

<職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数>

患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立古備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。

(3) 総合せき損センターの運営

<医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合>

当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。

<せき損検討会の開催実績>

患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者毎のリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であると考え、平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができたこと等を踏まえ、年間100症例を目標として設定した。

(4) 産業殉職者慰霊事業

<慰霊の場にふさわしいとの評価>

平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。

<検討会の開催実績>

満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を年4回以上としたものである。

(5) 治療就労両立支援センターの運営

<有用であった旨の評価>

罹患者の有用度は、第3期中期目標期間では治療と仕事の両立について支援した罹患者からの有用であった旨の評価は80%を上回る実績であった。しかしながら、第4期中期目標においては、対象疾患の拡大を検討しており、安易に数値目標を上方修正することにより、支援が困難な症例や、コーディネーターが経験したことのない症例などを無意識に忌避する恐れもある為、上方修正は行わなかった。これは、両立支援が社会的に普及していないモデル事業として開始した時点のアンケート票に基づくものである。第4期中期目標においては、モデル事業の疾病に限らず、対象疾患の拡大を予定している。これに伴いアンケートの内容を大幅に見直し、職場での定着率等を含めたものへ変更予定である。新たな対象に対し支援を行い、新たな評価項目をもって判断するものであるため、各種アンケート満足度の一般的水準として80%と設定した。

<事業場への普及啓発、事例集積>

<事例検討会、両立支援マニュアルの更新>

疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められているため。

令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)

	<p>(6)労働安全衛生総合研究所の運営  &lt;労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数&gt;  第4期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献(中期目標期間中50件以上)」という目標が定められており、令和2年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見を関係法令等の施策に反映することは労働災害の防止に資することから、反映件数をアウトカム指標とした。</p> <p>&lt;プロジェクト研究課題実施数&gt;  アウトプット指標に定めた研究課題(18課題)は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)数値解析を活用した破損事故解析の高度</li> <li>(2)山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究</li> <li>(3)テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証</li> <li>(4)大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究</li> <li>(5)建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究</li> <li>(6)トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究</li> <li>(7)帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究</li> </ol> </li> <li>2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究</li> </ol> </li> <li>3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究</li> <li>(2)介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究</li> <li>(3)高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究</li> <li>(4)健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究</li> <li>(5)人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究</li> </ol> </li> <li>4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の実用に関する研究</li> <li>(2)医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究</li> <li>(3)化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究</li> <li>(4)個別粒子分析法による気中粒子状物質測定信頼性の向上に関する研究</li> <li>(5)産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究</li> </ol> </li> </ol> <p>(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営  ・発がん性試験等の結果は、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映するほか、当該化学物質の発がん性評価に係る国際調和、国内における適切な取扱いを促進する観点から、積極的に情報発信する必要があるため。  ・厚生労働省が機構に対し、発がん性を把握する必要がある物質の長期吸入試験の実施を指示し、実施を求めることが必要のため。</p> <p>(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費  公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する必要があるため</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	(1)～(7)第4期中期目標を達成するため、引き続き実施する。

事業名	労災疾病臨床研究事業費補助金事業						事業番号 (令和2年度)	7	
							事業番号 (令和元年度)	7	
事業の別	社会復帰促進事業、安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号)						担当係	疾病調査研究 補助金係	
実施主体	個人、民間団体等								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い労働者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究 ②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 ③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。 上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	研究を行う研究者個人、民間団体等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。							
	実施 体制	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。							
28年度予算額 (千円)	1,684,850	29年度予算額 (千円)	1,116,571	30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度予算 額 (千円)	1,111,605	令和2年度予算 額 (千円)	1,114,310
28年度決算額 (千円)	1,684,850	29年度決算額 (千円)	1,114,354	30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年度 決算額 (千円)	1,099,280	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	99.9	30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率 (%)	98.9		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	公募スケジュールの見直しを行った上で、令和2年度予算については、令和元年度と同額程度の要求を行った。						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:97% (36課題中7点未満1課題)		
	アウトプット 指標	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上				アウトプット 指標 【○】	公募課題1件当たりの平均公募数:2.57件 (公募課題7件、応募数18件)		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	①評価委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施したため。 ②例年、研究機関等の繁忙期と思料される3月中の公募開始となっていた公募スケジュールを見直し、厚生労働科学研究費補助金を参考に12月中の公募としたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、評価委員会において一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、公募スケジュールの見直しを行っていきたい。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、継続すべき課題の目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。 アウトプットについては、当該補助金をより多くの研究者に周知することにより、より良い研究成果が求められると考えられるため、平均公募数を2.0件以上の評価を得ることを目標とした。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係									
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	目標を達成していることから、研究内容及び競争性について想定する成果が得られているものと思料される。引き続き研究内容及び競争性の向上を図りたい。								

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費						事業番号 (令和2年度)	8		
							事業番号 (令和元年度)	8		
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	企画法令係		
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同行の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの : 最高限度額 166,950円 最低保障額 72,990円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの : 最高限度額 125,260円 最低保障額 54,790円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 83,480円 最低保障額 36,500円 (※いずれも令和2年度の月額)								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施								
28年度予算額 (千円)	7,971	29年度予算額 (千円)	7,191	30年度予算額 (千円)	6,569	令和元年度予算額 (千円)	7,624	令和2年度予算額 (千円)	7,619	
28年度決算額 (千円)	5,930	29年度決算額 (千円)	5,568	30年度決算額 (千円)	5,405	令和元年度決算額 (千円)	5,639	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)		
28年度 予算執行率 (%)	74.7%	29年度 予算執行率 (%)	77.8%	30年度 予算執行率 (%)	82.3%	令和元年度 予算執行率(%)	74.3	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元年度 目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を90%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:150件、1か月以内に決定した件数:150件) 【目標達成の理由】 本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理したため。			
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。 【目標達成の理由】 申請について適正に処理したため。			
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	-									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様									
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。									
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。									
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。									
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-									
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。									

事業名	労災就学等援護経費						事業番号 (令和2年度)	9		
							事業番号 (令和元年度)	9		
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	企画法令係		
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署									
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るという、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。								
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額14,000円 ②中学生……在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあつては15,000円) ③高校生等……在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあつては15,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあつては30,000円) ⑤保育を要する児童…要保育児1人につき月額12,000円 (※いずれも令和元年度の月額) なお、令和元年度の受給者数は合計9,040人。								
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。								
28年度予算額 (千円)	3,001,124	29年度予算額 (千円)	2,856,144	30年度予算額 (千円)	2,792,390	令和元年度予算 額 (千円)	2,739,252	令和2年度予算 額 (千円)	2,655,536	
28年度決算額 (千円)	2,645,289	29年度決算額 (千円)	2,581,466	30年度決算額 (千円)	2,511,127	令和元年度 決算額 (千円)	2,471,268	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	88.3	29年度 予算執行率 (%)	90.5	30年度 予算執行率 (%)	89.9	令和元年度 予算執行率(%)	90.4			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	申請件数797件中、申請から支給決定までに要する期間が1か月以内であった割合が85.7%(683件)であった。			
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。			
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様									
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。									
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。									
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定。 また、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。									
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-									
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。									

事業名	労災ケアサポート事業経費						事業番号 (令和2年度)	10	
							事業番号 (令和元年度)	11	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉 第一係	
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を図る。</p> <p>本事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。</p> <p>このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。</p> <p>①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成</p> <p>※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)</p>							
	実施 体制	一般財団法人労災サポートセンターに事業を委託して実施							
28年度予算額 (千円)	462,412	29年度予算額 (千円)	480,673	30年度予算額 (千円)	448,500	令和元年度予算額 (千円)	456,805	令和2年度予算額 (千円)	490,883
28年度決算額 (千円)	462,412	29年度決算額 (千円)	448,616	30年度決算額 (千円)	448,500	令和元年度 決算額 (千円)	456,805	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	93.3	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年度 目標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			元 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価:96.5% ※8,054(有用の評価)/8,348(総回答数)		
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。				アウトプット 指標 【○】	訪問支援の件数:12,450件		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	労災ケアサポーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度事業概要と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	労災重度被災労働者に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和元年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。</p> <p>アウトプット指標については、平成25年当初の65歳未満重度被災労働者に対して、少なくとも1人年1回の訪問支援を実施することを目標として、11,100件と設定した。</p>								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和3年度は所要額(契約額)を要求する。								

事業名	休業補償特別援護経費						事業番号 (令和2年度)	11	
							事業番号 (令和元年度)	12	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	業務係	
実施主体	都道府県労働局								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の避発性疾病に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。							
	実施体制	被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。							
28年度予算額 (千円)	1,474	29年度予算額 (千円)	1,493	30年度予算額 (千円)	1,682	令和元年度予算額 (千円)	1,555	令和2年度予算額 (千円)	1,423
28年度決算額 (千円)	1,674	29年度決算額 (千円)	1,171	30年度決算額 (千円)	1,206	令和元年度決算額 (千円)	1,156	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	113.6%	29年度 予算執行率 (%)	78.4%	30年度 予算執行率 (%)	71.7%	令和元年度 予算執行率(%)	74.3%		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			アウトカム 指標 【○】	98% (申請件数:44件、1か月以内に決定した件数:43件) 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。 なお、休業補償給付(本体給付)本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日とみなして集計した。			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。			アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。 【目標達成の理由】 標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。			
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえた要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	長期家族介護者に対する援護経費						事業番号 (令和2年度)	12	
							事業番号 (令和元年度)	13	
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	企画法令係	
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
28年度予算額 (千円)	55,000	29年度予算額 (千円)	34,000	30年度予算額 (千円)	37,000	令和元年度予算額 (千円)	34,000	令和2年度予算額 (千円)	46,000
28年度決算額 (千円)	34,000	29年度決算額 (千円)	29,000	30年度決算額 (千円)	22,000	令和元年度決算額 (千円)	31,000	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	61.8%	29年度 予算執行率 (%)	85.3%	30年度 予算執行率 (%)	59.5%	令和元年度 予算執行率(%)	91.2%		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	C	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						
元年度 目標	アウトカム 指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。			元年度 実績	アウトカム 指標 【×】	申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合に、申請者にその旨の連絡をしていない事案が2件あった。		
	アウトプット 指標	申請について要綱に基づいて公正に処理する。 令和元年度の支給件数を30件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	令和元年度の支給件数は31件であった。		
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合に、申請者にその旨の連絡をしていない事案2件について、原因は以下の通りであった。 ①支給を行うために本省と予算調整を行い、当該調整期間中に1か月を超過したにも関わらず申請者にその旨の連絡をしていないもの ②審査担当者の業務が、他の案件を含め輻輳しており、本件処理に時間を要したにも関わらず申請者にその旨の連絡をしていないもの								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	本事業については、都道府県労働局に対し、適正な処理及び処理期間に係る指示をしているものの、各都道府県労働局において年間0~数件程度(申請数0件の都道府県労働局が28局)の申請であるため、定例業務と異なる事務処理が必要となり、本省指示に対する意識が薄かったと考えられる。 改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に通知するとともに、職員に対して制度の再周知を行う。また、処理経過簿等を作成するよう指示を行うことで適正な事務処理の徹底を図る。さらに、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。なお、令和3年度予算については、見直し内容及び執行実績を踏まえた必要な要求を行うこととする。								
評価	D			未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。 令和2年度の支給件数を30件以上とする。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないと考え、事業の効率性を高める目標を設定していたが、低評価が連続しており、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施することとし、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を80%以上とすることとした。 アウトプット指標については、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。なお、支給件数については、過去5年間の平均値を目標とした。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き厳正かつ迅速な処理を行い実施していきたい。								

事業名	労災特別介護施設運営費・設置経費 (1)労災特別介護支援経費、(2)労災特別介護施設設置費					事業番号 (令和2年度)	13	事業番号 (令和元年度)	14	
	事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)					担当係		年金福祉 第一係	
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター、国土交通省、都道府県労働局									
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1) 労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。また、労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。</p> <p>こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。</p> <p>(2) 労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、新しい施設で19年、古い施設で28年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。</p> <p>両事業はともに労働災害によって被災した損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被災した労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。</p>								
	対象 (誰/何を対象に)	<p>(1) 在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族</p> <p>(2) 国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設</p>								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1) 労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。</p> <p>(2) 施設の特別修繕を行う。</p>								
	実施体制	<p>(1) 一般財団法人労災サポートセンターに事業を委託して実施。</p> <p>(2) 原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合については厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。</p>								
28年度予算額 (千円)	2,454,346	29年度予算額 (千円)	2,675,957	30年度予算額 (千円)	2,480,284	令和元年度予算額 (千円)	2,475,719	令和2年度予算額 (千円)	2,300,379	
28年度決算額 (千円)	1,919,185	29年度決算額 (千円)	1,931,063	30年度決算額 (千円)	1,932,205	令和元年度決算額 (千円)	1,925,192	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	100.9	29年度 予算執行率 (%)	98.6	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し							
元年度 目標	アウトカム 指標	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1)有用であった旨の評価:94.9% ※13,713(有用の評価)/14,456(総回答数)			
	アウトプット 指標	(1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。				アウトプット 指標 【×】	(1)年平均入居率:84.8% ※665名(年平均入居者数)/784名(入居者定員)			
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	<p>(1)アウトカム指標については、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため目標を達成することができた。</p> <p>アウトプット指標については、令和元年度の全8施設の新規入居者数は57名であり、前年と同水準(前年比93.4%)の新規入居者数を確保したものの、死亡や長期入院等による退去者数が前年度より大幅に増加(前年比122.8%)し、70名であったため、年平均入居者率は、平成30年度から1.4ポイント低下して84.8%となり、目標未達成であった。入居率が90%に達しなかった施設は4施設であったが、このうち特に北海道施設及び愛媛施設がそれぞれ入居率70%前後(北海道施設68.4%、愛媛施設71.4%)と低くなっていることが全体の押し下げ要因となっている。また、入居率90%を確保している施設がある一方、北海道施設及び愛媛施設の入居率が低調であるのは、入居対象となる重度被災労働者数の偏在による影響があると思料される。仮に各施設の所在地周辺の都道府県を北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の8ブロックに分けると、北海道施設の所在地である北海道ブロックには全重度被災労働者の7.2%、愛媛施設の所在地である四国ブロックには4.8%が居住している状況となっており、平均値(12.5%)を大幅に下回っている。このような重度被災労働者数の地域毎の偏在がある中、各施設の入居定員数を事業開始以来、一律の設定としていたことも目標未達成の一因であると思料される。</p>									

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>(1)アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行うとともに以下の取組を行った。          全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、入居率向上のための取組を行った。          委託先の取組として入居率が90%に達しなかった4施設(北海道、広島、愛媛、熊本)については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め、入居要件等について直接説明をする取組を行った。          これらの取組を行ってきた結果、入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が32名(H28年度21名、H29年度27名、H30年度35名)となっており、他の4施設の新規入居者数の合計が25名であることを考慮すると取組の効果が上がっていると思料することができるため、引き続きこれらの取組を行っていく。          また、新たな取り組みとして入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的な周知・利用促進を行うこと等を検討する。          さらに、入居者が特に少ない2施設を中心に過去の実績値等を参考に入居者数の実態に応じた入居定員数に変更することとする。</p>	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和2年度事業概要	令和元年度事業概要と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	(1)入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	
令和2年度目標(アウトプット指標)	(1)全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(1)アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和元年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。          アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数おり、国有財産の有効活用が求められていることから、入居率を年平均90%以上と設定した。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	<p>(1)令和2年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和3年度は所要額(契約額)を要求する。          (2)各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、計画的な予算要求を行う。</p>	

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費						事業番号 (令和2年度)	14	
							事業番号 (令和元年度)	15	
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	福祉係	
実施主体	(公財)労災保険情報センター(令和元年度交付先)								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災保険指定医療機関制度の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災保険指定医療機関を確保・維持するためのもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所)							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。							
	実施体制	(公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。							
28年度予算額 (千円)	2,844,105	29年度予算額 (千円)	2,842,887	30年度予算額 (千円)	3,578,536	令和元年度予算額 (千円)	3,054,044	令和2年度予算額 (千円)	2,993,718
28年度決算額 (千円)	2,844,105	29年度決算額 (千円)	2,842,887	30年度決算額 (千円)	3,578,536	令和元年度決算額 (千円)	3,054,044	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	労災保険指定医療機関数を前年より300件以上増加させる。(平成30年9月30日現在 43,380機関)			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	労災保険指定医療機関数を前年より358件増加させた。 43,738機関(令和元年9月30日現在)		
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット 指標 【○】	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。		
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	【アウトカム指標】労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。 【アウトプット指標】適切な事務処理が行われたため、貸付請求相当額が請求月末に100%支払われた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。(令和元年9月30日現在43,738機関)								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。 また、医療機関に経済的負担をかけることなく療養の給付を行えるように、毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行うことを目標とした。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。								

事業名	労災援護金等経費		事業番号 (令和2年度)		15					
			事業番号 (令和元年度)		16					
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)				担当係 福祉係					
実施主体	都道府県労働局									
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労災保険制度に打切補償が存在した時期(昭和35年以前)に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図ることを目的に、当該被災労働者に対し、療養に要した費用等を支給するもの。被災労働者の援護を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院、通院費用、介護費用を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局において、申請に基づき支給を行う。								
28年度予算額 (千円)	8,324	29年度予算額 (千円)	7,673	30年度予算額 (千円)	5,510	令和元年度予算額 (千円)	5,010	令和2年度予算額 (千円)	4,387	
28年度決算額 (千円)	4,473	29年度決算額 (千円)	0	30年度決算額 (千円)	0	令和元年度決算額 (千円)	0	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	53.7	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	-	前年度は申請がなかったところであるが、引き続き施策を継続							
元年度 目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【-】	令和元年度は、申請が0件であった。			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【-】	令和元年度は、申請が0件であった。			
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	-									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	-									
評価	-			前年度は申請がなかったところであるが、引き続き施策を継続						
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様									
令和2年度目標 (アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。									
令和2年度目標 (アウトプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。									
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労災援護金等経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。									
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-									
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									

事業名		過労死等防止対策推進事業実施経費				事業番号 (令和2年度)	16	事業番号 (令和元年度)	17
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係		過労死等防止 対策推進室	
実施主体		民間団体							
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第8条に基づき、過労死等に関する実態の調査等を行う施策(調査研究等)、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>・さらに同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、労働者、過労死で親を亡くした遺族(児)、その他国民							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <p>①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催) ④過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。</p>							
	実施体制	民間団体に委託して実施							
28年度予算額 (千円)	248,583	29年度予算額 (千円)	301,898	30年度予算額 (千円)	270,331	令和元年度予算額 (千円)	256,587	令和2年度予算額 (千円)	278,697
28年度決算額 (千円)	170,103	29年度決算額 (千円)	194,804	30年度決算額 (千円)	229,826	令和元年度決算額 (千円)	229,606	令和2年度 雇用動定予算額 0(千円) 一般動定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	68.4	29年度 予算執行率 (%)	64.5	30年度 予算執行率 (%)	85.0	令和元年度 予算執行率(%)	89.5	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を80%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】			
	アウトプット 指標	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計5,120人以上とする。				アウトプット 指標 【(1)○(2)○】			
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	(1)過労死遺児交流会については、前年度のアンケート結果を基に、参加者のスケジュールが調整しやすい時期に開催したことや、参加者の方が抱える悩みに応えられるよう個別相談会の内容を企画した結果、目標を達成できた。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、開催に係る周知広報と併せて国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター、パンフレット及び広報用動画の作成等)を実施した結果、目標を達成できた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	(1)過労死遺児交流会については、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、開催時期やプログラム内容の充実を図る。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、特に企業における労務管理の参考となるようなプログラムの充実を図り、各都道府県におけるプログラムの企画立案段階から都道府県労働局において積極的に関係団体等に働きかけを行う。また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター及びパンフレット等の作成等)を効果的に実施する。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

令和2年度 事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計1,280人以上とする。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	・アウトカム指標について、(1)過労死遺児交流会については、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図る等のための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価とした。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合とし、目標値は令和元年度の達成状況を踏まえて80%以上から85%以上に変更した。 ・アウトプット指標について、(1)過労死遺児交流会については、上記課題を踏まえ、アウトカム指標を達成するため、引き続き、参加型のプログラムや相談会の数を指標に設定した。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、各会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標としているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、参加者のソーシャルディスタンスを確保した場合に、当初想定していた目標値(5,120人)の4分の1程度となる見込みであることから、令和元年度の5,120人以上から1,280人以上に変更した。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求

事業名	安全衛生啓発指導等経費					事業番号 (令和2年度)	17		
						事業番号 (令和元年度)	18		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	業務班 管理係 計画班 業務第一係		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②及び③のみ富士通(株)								
事業 / 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。</p> <p>無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>③ 事業者が、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働災害の防止を図る。</p> <p>事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(2)アスベストやじん肺等職業性疾患の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾患等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>(3)安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	民間企業等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。</p> <p>③中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や創意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通じて提供する。</p> <p>併せてプロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動(「あんぜんプロジェクト」)の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。</p> <p>(2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</p> <p>(3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等をしているものである。</p>							
実施 体制	<p>(1)①及び(2)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施</p> <p>(1)②及び③ 富士通(株)</p> <p>(3)支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。</p>								
28年度予算額 (千円)	875,621	29年度予算額 (千円)	923,886	30年度予算額 (千円)	1,172,554	令和元年度予算 額 (千円)	1,765,531	令和2年度予算 額 (千円)	1,379,417
28年度決算額 (千円)	159,192	29年度決算額 (千円)	159,323	30年度決算額 (千円)	155,753	令和元年度 決算額 (千円)	192,522	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)
28年度 予算執行率 (%)	93.0	29年度 予算執行率 (%)	92.3	30年度 予算執行率 (%)	90.3	令和元年度 予算執行率(%)	109.5	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

元年度目標	アウトカム指標	①技能講習の帳票データの受付数を140万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。	元年度実績	アウトカム指標【①〇②〇】	①技能講習の帳票データの受付件数:2,455,575件 ②有用であった旨の評価:83.6%
	アウトプット指標	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計100件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を3,500万件(過去3年平均)以上確保する。		アウトプット指標【①〇②〇③〇④〇】	①帳票引き受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。 ②災害事例を計59件作成し掲載した。その他、安全衛生ビデオや外国人向け視覚教材など、災害事例と合わせて計100以上のコンテンツを新たに掲載した。 ③機械災害・死亡災害・死傷災害のデータベースを計34,684件作成し掲載した。 ④ホームページのアクセス数:69,872,487件
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	目標値にを達成すべく、適切な進捗管理の下に事業を実施したため。				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業を実施するとともに、安全衛生教育用教材の掲載など、コンテンツの充実を図る。				
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続			
令和2年度事業概要	令和元年度と同様				
令和2年度目標(アウトカム指標)	①技能講習の帳票データの受付数を165万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。				
令和2年度目標(アウトプット指標)	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。 ②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を3,850万件(平成28年度～平成30年度平均:約3,500万)以上確保する。				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	技能講習の帳票データの引き渡しについて登録教習機関に周知するほど、帳簿データの受付数が増加することが予想されることから、上記アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。 アウトカム指標②については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。 アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データベースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。 アウトプット指標④に関しては、ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業を実施するとともに、安全衛生教育用教材の掲載など、コンテンツの充実を図る。				

事業名	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進						事業番号 (令和2年度)	18	
							事業番号 (令和元年度)	19	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	計画班	
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、民間団体								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する制度である。本制度により、就職先を選定する際の指標の一つとして活用することができ、求人を行う企業にとっては積極的に安全衛生活動を行うインセンティブとなるため、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	企業、求職者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを厚生労働省のホームページで公表する。</li> <li>各労働局において、企業等からの申請を受け付け、安全衛生水準を評価し、基準を満たす企業等を優良企業として認定する。</li> <li>企業等が自社の安全衛生水準を自己診断し、労働局へ申請を行う際の各種相談に対してセミナーでの対応を行う。</li> <li>本事業を広く周知するため、本事業のリーフレットを印刷し、本省及び各労働局で配布・周知する。</li> <li>本事業を広く周知するため、企業等向けセミナーや認定企業等による求職者向け事例発表会を開催する。</li> </ul>							
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省本省及び都道府県労働局による直接指導を実施する。</li> <li>富士通株式会社等に委託し、事業を実施する。</li> </ul>							
28年度予算額 (千円)	32,030	29年度予算額 (千円)	42,244	30年度予算額 (千円)	41,711	令和元年度予算額 (千円)	37,071	令和2年度予算額 (千円)	20,327
28年度決算額 (千円)	15,934	29年度決算額 (千円)	17,391	30年度決算額 (千円)	10,501	令和元年度決算額 (千円)	5,478	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	97.5	29年度 予算執行率 (%)	68.4	30年度 予算執行率 (%)	48.4	令和元年度 予算執行率(%)	28.5		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	令和元年度限りの事業						
元 年度 目標	アウトカム 指標	9件(平成29年度、平成30年度の平均件数)以上の企業が安全衛生優良企業として認定される。(新規、継続を含む)			元 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	新規10件、継続4件の合計14件の企業が安全衛生優良企業として認定された。		
	アウトプット 指標	事例発表会を全国6会場で開催し、合計450名以上の参加を得る。				アウトプット 指標 【○】	宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡の全国6会場で開催し、合計473名の参加を得ることができた。		
元年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	厚労省SNSのほか、社労士会や労働安全衛生コンサルタント会のメルマガにセミナー及び事例発表会の開催案内を掲載するなど、広報活動を行ったため、アウトプット指標を達成した。また、それらの取り組み等を通じ、制度が認知されたことにより、アウトカム目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	-								
評価	A			令和元年度限りの事業					
令和2年度 事業概要	令和元年度限りの事業								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	-								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	-								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	-								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	-								

事業名	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業						事業番号 (令和2年度)	19(新規)	
							事業番号 (令和元年度)	-	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	計画班	
実施主体	厚生労働本省、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、あらかじめ施工作業の危険性を低減するような建築物の設計を行うことや、労働者に危害を加えるおそれのない本質安全の産業機械の設計を行うなど、安全衛生に配慮した機械等の設計やインフラの施工管理を行う事が効果的である。しかし、技術者を対象とした安全衛生教育の実施は、法令上、義務づけられていない。技術者等の安全衛生に関する理解が高まることで、本質安全の設計ができることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	企業、労働者(技術系)、大学生等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・技術者が設計や施工管理等を行う上で必要となる安全衛生に関する基礎知識を付与できる教材を作成する。 ・教材を用いて講習会等を実施する。							
	実施体制	委託先に委託して実施							
28年度予算額 (千円)	-	29年度予算額 (千円)	-	30年度予算額 (千円)	-	令和元年度予算額 (千円)	-	令和2年度予算額 (千円)	16,983
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度決算額 (千円)	-	令和2年度 雇用勘定予算額 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	-	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-	一般勘定予算額 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	-	令和2年度新規事業						
元年度目標	アウトカム 指標	-			元年度実績	アウトカム 指標 【-】	-		
	アウトプット 指標	-				アウトプット 指標 【-】	-		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	-								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	-								
評価	-			令和2年度新規事業					
令和2年度事業概要	学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラムを策定、それに基づき教材を作成し、講習会を実施することを通じ、技術者等に対する安全衛生教育の支援を行う。								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	講習会の参加者等に対するアンケートにおいて「有益だった」という評価を80%以上得る。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の教材を作成する。 ②教材を用いた講習会等を実施する。								
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業初年度のアウトプット指標として、教育用の教材を作成し、その教材を用いた安全衛生教育を実施することを設定する。また、作成する教材は経験年数の浅い技術者や学生であっても理解しやすいものとする必要があるため、上記のアウトカム指標を設定する。								
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	-								
令和3年度要求に向けた事業の方向性	令和2年度の執行見込みを踏まえて、引き続き要求を行う。								

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費						事業番号 (令和2年度)	20	
							事業番号 (令和元年度)	20	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	計画班	
実施主体	厚生労働本省、民間団体								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	本事業は日本における安全衛生政策について、国際会議等への参加や技術交流を通じて、国際的な動向を踏まえて的確な対応を図るものである。これは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	①職員 ②シンポジウム参加の民間企業等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①化学物質等による労働者への健康影響に関して、リスク評価・管理等の活動によりOECD等の国際会議等へ職員を派遣する。 ②日本国企業の進出数が急増している中国と政策対話を行うとともに、安全衛生シンポジウムを開催する。							
	実施 体制	厚生労働省による直接実施、委託先に委託して実施							
28年度予算額 (千円)	7,840	29年度予算額 (千円)	7,840	30年度予算額 (千円)	8,011	令和元年度予算 額 (千円)	8,076	令和2年度予算 額 (千円)	8,108
28年度決算額 (千円)	3,285	29年度決算額 (千円)	3,334	30年度決算額 (千円)	—	令和元年度 決算額 (千円)	—	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	一般勘定予算額 0(千円)
28年度 予算執行率 (%)	92.2	29年度 予算執行率 (%)	93.6	30年度 予算執行率 (%)	—	令和元年度 予算執行率(%)	—	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	①について成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【①ー、②ー】			
	アウトプット 指標	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。				アウトプット 指標 【①ー、②ー】			
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(令和2年3月24日～27日、ラオス)への参加を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、中止されたため。 ②新型コロナウイルス感染症が流行した影響で中国側参加者の来日が困難になったこと及び感染拡大防止の観点から、シンポジウムの開催を見送ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	①引き続き計画的に国際会議への参加を行う。 ②新型コロナウイルスの感染症が流行した影響で、シンポジウムの開催を見送ったところである。令和2年度の実施については、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言や外出自粛要請等の状況をふまえ、検討する。シンポジウムが開催可能である場合には、中国側の担当部署である衛生健康委員会職業健康司と実施に向けた調整を行う。								
評価	-								
令和2年度 事業概要	令和元年度に当初予定していた事業と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生に関するシンポジウムを年1回以上開催する。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	①安全衛生に関する国際会議に出席し、その結果を公表することは、日本での取組及び海外動向を周知できるものであり、日本における労働災害防止の推進に資する取組である。 ②労働安全衛生対策の情報交流の活性化と、事業場におけるその結果の活躍促進に向け、参加者の満足度が高いシンポジウムを開催する。なお、安全衛生に関するシンポジウム(日中開催)について、平成29年度から、集客人数について、日中間で打合せの上、開催規模に応じて決めることとした。そのため、開催することを目標としつつ、集客人数は目標として設定しないこととする。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年度の執行見込みを踏まえて、引き続き要求を行う。								

事業名	職業病予防対策の推進						事業番号 (令和2年度)	21	
							事業番号 (令和元年度)	21	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	電離放射線労働者健康対策室、労働衛生課物理班	
実施主体	厚生労働省本省、日本電気(株)、(株)SAY企画、(公社)全国労働衛生団体連合会、(公財)原子力安全研究協会、(株)日本環境調査研究所、(株)リベルタス・コンサルティング 等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。 (2)東電福島第一原発・除染作業員の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。 (3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。 以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者などに係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。 (4)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾患の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者 等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築・運用。 ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (2)・作業員の放射線被ばく状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載する等を実施。(以下「国際発信事業」という。) (3)・東電福島第一原発における施工計画作成者などに対して、被ばく低減措置に係る必要な教育等を実施。(以下「被ばく低減事業」という。) (4)・職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。							
	実施体制	民間事業者等に委託して実施。							
28年度予算額 (千円)	405,533	29年度予算額 (千円)	425,144	30年度予算額 (千円)	428,738	令和元年度予算額 (千円)	572,028	令和2年度予算額 (千円)	585,247
28年度決算額 (千円)	159,859	29年度決算額 (千円)	149,957	30年度決算額 (千円)	151,683	令和元年度決算額 (千円)	172,993	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度予算執行率 (%)	86.1	29年度予算執行率 (%)	79.0	30年度予算執行率 (%)	76.6	令和元年度予算執行率 (%)	78.4%	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
アウトカム指標	①東京電力による「福島第一における作業員の健康管理について(厚生労働省ガイドラインへの対応状況)」報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の「要精密検査」判定者への対応状況において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。			アウトカム指標 【①○②○】	①『指導後も未受診』の割合は0.6%(1人/169人)であった。 ②アンケートを実施した結果、参加者の92%から、「よく理解できた」又は「ある程度理解できた」との回答が得られた。				

元年度目標	<p>①緊急作業に従事した労働者に係る健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う。  (現在も放射線業務に従事されている方約5,000人×8(線量4件+一般健診2件+電離健診2件)=40,000件)</p> <p>②緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>③廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>④令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>⑤施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p>	元年度実績	アウトプット指標 【(1)×(2)～(4)○(5)×】	<p>①令和元年度中のデータ入力件数は、15,478件であった。</p> <p>②緊急作業者の現況確認のため連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。</p> <p>③廃炉等作業員の健康支援相談窓口を年間69回、産業保健支援に係る研修会を年間16回行い、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間24回行った。</p> <p>④令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPへ掲載した。</p> <p>⑤有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計58人に教育を実施した。</p>
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>・アウトプット指標①については、緊急作業従事者を多数抱える企業からの提出データの不備や重複に係る当該企業への問合せ等の確認作業が年度をまたいでしまったことから、令和元年度中の入力件数が少なくなった。なお、入力業務については複数年度契約により実施しており、令和2年4月に確認作業が完了した分として、5月上旬までに目標値を上回る件数の入力を行っている。</p>			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>・アウトプット指標①のデータ入力については、データに不備がある状態で提出されることを未然防止するため、提出元となる主要な企業に、データ提出前に活用できるチェックツールを昨年度半ばに配布した。それにより、昨年度終盤以降に提出されたデータについては、不備の減少が見られ、今年度はより迅速なデータ入力が可能となる見込みである。</p> <p>・アウトプット指標⑤の施工計画作成者等に係る教育については、受講者の満足度は高かったものの、受講者数の指標達成に至らなかったことから、令和2年度において、施工関係者に対する教育に関するニーズ調査の実施及び調査結果を踏まえたテキストの作成等を通じ、受講者数の増加を図る。</p> <p>・引き続き、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者などに係る安全と健康の確保を図るため、これらの目標を達成できるよう取り組む。</p>			
評価	B	予算額又は手法等を見直し		
令和2年度事業概要	<p>令和元年度と同内容の事業を引き続き行うとともに、今般、眼の水晶体の被ばく限度の引下げ等を内容とする電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第82号)が、令和2年4月1日に公布され、令和3年4月1日から施行されることをふまえ、当該法令改正について事業者に対して周知を図るとともに、眼の水晶体への被ばく線量の高い業務を行う事業者に対して支援を行うことで、労働者の被ばく線量低減対策を推進する事業を新たに行う。具体的には以下の1～3の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放射線業務を行う事業場に対して、電離放射線障害防止規則の改正内容について周知するとともに、法令上に定める適切な線量測定の実施を推進するため、自主点検及び説明会を行う。</li> <li>2. 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。))の導入を支援する。</li> <li>3. 眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。</li> </ol>			
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)』に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『要精密検査』判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。</p> <p>②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。</p> <p>③熱中症予防対策講習を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。</p> <p>④改正電離則等説明会の参加者のアンケート回答者の80%以上から、参考になった旨の回答を受ける。</p> <p>⑤MS導入支援を受けた事業場の中から、16事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。</p>			
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。</p> <p>②廃炉等作業員の健康支援相談を窓口等で年間54回、産業保健支援に係る研修会を年間10回、相談員協議会を年間2回開催し、ホームページにおける健康管理情報の更新を年間22回行う。</p> <p>③令和元年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。</p> <p>④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。</p> <p>⑤熱中症予防対策講習を200人以上に提供する。</p> <p>⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数10万件以上とする。</p> <p>⑦放射線業務を行う約18,000事業場に対し、自主点検票を送付する。</p> <p>⑧MS導入支援を実施する事業場を48件以上とする。</p> <p>⑨補助金の申請者数を50者以上とする。</p>			

<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>&lt;アウトカム指標&gt;  ①、②:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和元年度と同様の目標を設定した。  (注)廃炉等作業員(これまで緊急作業従事者であった者を含む)の健康管理を行うに当たり、作業員への直接の健康支援は重要であるが、それだけでは集団としての改善が見込めない。そのため、東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン(平成27年8月26日付け基発0826第1号)に基づき、東京電力が国に報告を行っている『健康診断に対する管理状況』の結果により、事業所内の健康管理体制が改善しているかを、「指導後も未受診」の割合をもって確認する。  ③:熱中症予防対策講習会について、受講者にとって有用なものとするのが重要であるため、上記の目標を設定した。  ④:今般の電離放射線障害防止規則の改正内容を始め、法令の内容を的確に伝える必要があることから上記の目標を設定した。  ⑤:MS導入支援を受ける事業場は最大200事業場を想定しており、その中から20事業場程度が好事例である事業場として他の事業場にMSの導入状況を報告する予定であることから、その8割程度の事業場を目標として設定した。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;  ①~④:前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和元年度と同様の目標を設定した。  ⑤:職場における熱中症対策の推進に当たっては広い分野を対象として多くの者が講習に参加し、その成果を事業上で活用することが重要であるため、上記の目標を設定した。  ⑥:熱中症のポータルサイトについて、閲覧者にとって有用なものとするのが重要であるため、上記の目標を設定した。  ⑦:電離放射線障害防止規則の改正内容について、関係事業場に網羅的に行き渡る必要があることから上記の目標を設定した。  ⑧:MS導入支援に係る指導等を実施する事業場を最大60件程度と想定していることから、その8割程度の事業場を目標として設定した。  ⑨:予算の想定の8割程度の者からの申請を目標として設定した。</p> <p>なお、令和元年度アウトプット指標①については、  ・当該事務については複数年契約であること  ・大臣指針に基づき、緊急作業従事者に係る情報を東電システムに入力する作業の外注化であること  からPDCA的に手法の見直し等を行う評価にはそぐわない指標であるため、令和2年度目標からは削除した。</p>
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>IV 主要事項(復旧・復興関連)  第2 原子力災害からの復興への支援  (2) 東京電力福島第一原発作業員への対応</p>
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>前年度成果を活用しつつ、前年度と同規模の事業を引き続き展開していくとともに、令和2年度新規事業内容については、改正電離放射線障害防止規則の施行も踏まえつつ、引き続き労働者の被ばく線量低減対策を推進するため、継続して要求する。</p>

事業名	じん肺等対策事業					事業番号 (令和2年度)	22			
						事業番号 (令和元年度)	22			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	産業保健支援室 産業保健係、環境改善室、衛生対策班			
実施主体	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿含有建築物に係る計画届等の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。 本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。								
	対象 (誰/何を対象に)	①健康管理手帳所持者 ②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) ③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等 ④労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。 ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。 ④石綿除去作業に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。								
	実施体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②(公社)産業安全技術協会に委託して実施。 ③行政検討会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会で実施。 ④都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。 これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。								
28年度予算額 (千円)	1,844,139	29年度予算額 (千円)	1,903,734	30年度予算額 (千円)	1,924,561	令和元年度予算額 (千円)	2,279,941	令和2年度予算額 (千円)	2,664,809	
28年度決算額 (千円)	1,347,807	29年度決算額 (千円)	1,335,438	30年度決算額 (千円)	1,207,408	令和元年度決算額 (千円)	1,299,456	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)		
28年度予算執行率 (%)	94.2	29年度予算執行率 (%)	95.8	30年度予算執行率 (%)	87.6	令和元年度予算執行率 (%)	88.3	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元年度目標	アウトカム指標	①全ての健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。			元年度実績	アウトカム指標【①〇②〇】	①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 ②規格を満たさなかった防毒マスク、防じんマスクは、その全件について、製造者に対して事実確認を行った上で、その原因究明及び改善策の報告等を求める指導を実施している。  【目標達成の理由】 ①手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 ②買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。			
	アウトプット指標	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和元年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。				アウトプット指標【〇】	令和元年度買取対象となる防じんマスク及び防毒マスクについて100%買取試験を実施した。  【目標達成の理由】 適切に進捗管理等を行い、計画的に事業を実施したことから目標を達成した。			

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施していく。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。	
令和2年度目標(アウトプット指標)	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和元年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 また、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取り試験の対象となるように型式を選定する。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ⑤ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ②③については、引き続き効率的に事業を行う。 ④については、有識者を招集して検討した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」(令和2年4月)を踏まえ改正予定の石綿障害予防規則等の適切な周知及び履行確保に向け、指導等の充実に努める。	

事業名	職場における受動喫煙対策事業					事業番号 (令和2年度)	23		
						事業番号 (令和元年度)	23		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	環境改善室 測定技術係		
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙対策の推進を図る。 (3)補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。							
	実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)①は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2)②は、柴田科学(株)に委託して実施した。							
28年度予算額 (千円)	981,736	29年度予算額 (千円)	1,028,472	30年度予算額 (千円)	3,077,012	令和元年度予算額 (千円)	3,117,719	令和2年度予算額 (千円)	1,066,551
28年度決算額 (千円)	523,741	29年度決算額 (千円)	535,828	30年度決算額 (千円)	471,531	令和元年度決算額 (千円)	2,048,185	令和2年度 雇用定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	54.7%	29年度 予算執行率 (%)	53.4%	30年度 予算執行率 (%)	12.8%	令和元年度 予算執行率(%)	74.6%	一般勘定予算額 0(千円)	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	令和2年度事業においては、改正健康増進法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成金による助成対象範囲を見直し、予算規模を減額とした。						
元年度目標	アウトカム 指標	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。			アウトカム 指標 【○】	「役に立った」「満足した」と回答した事業者 ①99.3%(1329件/1339件(有効回答数)) ②99.2%(366件/369件(有効回答数)) ③81.8%(6,912件/8,451件(有効回答数))  【目標達成の理由】 リーフレット等を用いた広報により本事業の周知を図るとともに、実地指導及び説明会が充実するよう適切に内容を精査し、事業を実施したため。			
	アウトプット 指標	(1)各都道府県で年間平均3.8回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、9.8件/月以上とする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、116件以上/月以上とする。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、88回/月以上とする。			アウトプット 指標 【○】	(1)32.7回/年(前年度比11.6%増) (2)①実地指導数:34.3件/月(前年度比190.6%増) ②116.9件/月(前年度比72.1%増) ③229.0件/月(前年度比501%増)  【目標達成の理由】 令和2年の改正健康増進法の全面施行により、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、事業者等に計画的に周知等を行った結果、目標を上回る数値を達成することができた。			
元年度目標を達成 の理由(原因) ・今後の課題	令和2年4月に改正健康増進法が完全施行され、原則屋内禁煙が義務化されることを踏まえ、事業者に対して実地指導、説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促すことについて、都道府県にも要請し、その実施を円滑に行ったため。令和2年度については、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲の見直しを行う。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、事業者に対して実地指導、説明会等を行い、受動喫煙対策の必要性について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促すことについて、都道府県や委託事業者等に要請する。なお、健康増進法の全面施行を踏まえ、助成対象から、健康増進法上の義務が課せられているものを除くこととする。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

令和2年度 事業概要	職場の受動喫煙対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが労働安全衛生法に規定されている。令和2年度においては、4月に改正健康増進法が完全施行され、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、義務化の対象となっていない既存特定飲食提供施設における喫煙室の設置や屋外喫煙所の設置等に取り組む事業者を対象として支援するため、助成対象範囲を限定した。また、規制の内容や助成金等の支援制度についてリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っていく。
令和2年度目標 (アウトカム指標)	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、15.1件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、92.3件以上/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、48.5回/月以上とする。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応や、測定機器の貸出しについて、実際に事業者には有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。 また、アウトプット指標については、令和元年度は目標を超える項目があったものの、令和2年度については、改正健康増進法完全施行による助成対象の縮小、周知活動等の縮小を行うため、それに見合う目標を設定することとした。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第4 健康で安全な生活の確保 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 (1)健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり ⑧ 受動喫煙対策の推進
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年4月の改正健康増進法完全施行に基づき、令和2年度においては、同法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成対象範囲の見直しを行った。令和3年度においては、改正健康増進法の移行措置期間の終了も念頭に、助成対象範囲の見直しを更に進める。

事業名	職場における化学物質管理促進のための総合対策						事業番号 (令和2年度)	24	
							事業番号 (令和元年度)	24	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	化学物質評価室、化学安全班	
実施主体	厚生労働省本省、委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)								
事業 ／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>職場における危険・有害な化学物質による労働災害、労働者の健康障害防止を図るためには、化学物質を取り扱う事業場においてリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等を含む適正な化学物質管理が実現される必要がある。しかしながら、数万種類存在する化学物質の危険性・有害性が物質によって異なる中、さらに毎年千を超える新規化学物質が導入されている現状に鑑みると、個々の事業場だけの取組には限界があると言わざるを得ない。そこで、</p> <p>(1)①化学物質管理に係るノウハウが不足している業種や中小規模事業場等を支援する体制を整備するとともに、 ②国自有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施し、その結果を公表、さらに必要に応じて関連の規制・指針等の内容を最新の知見に応じたものへと改正していくことにより、有害な化学物質に関する情報の不足を補完することが必要である。 (2)また、十分な有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出る制度が整備されているところ、 ③これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、 ④有害性調査機関に対する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保することが必要である。</p> <p>なお、これらの事業は、事業場における化学物質の適正な管理や、有害な化学物質に対する規制、関連情報の整備等を推進することにより、産業現場で使用される化学物質による労働者の健康障害の防止を図るものであり、もって各種補償の給付による支出を抑制することに資するものであるところ、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく安全衛生確保等事業として実施することが必要である。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	<p>①②化学物質を取り扱う事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤特別修繕等が必要な安全衛生施設</p>							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①モデル安全データシートなど化学物質管理支援ツールの作成、職場における化学物質管理に関する相談窓口の設置、専門家による訪問指導等を実施する。 ②労働者の化学物質へのばく露実態の調査、発がん性等に関する情報の収集、文献調査等の結果を総括した化学物質の有害性評価書を作成する等により、リスク評価の取組を推進する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等が継続できるように、修繕等しているものである。</p>							
	実施体制	<p>①委託先(民間企業等)が実施 ②委託先(中央労働災害防止協会、民間企業等)が実施 ③④厚生労働省本省による直接実施 ⑤支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については厚生労働省本省で直接実施。</p>							
28年度予算額 (千円)	715,452	29年度予算額 (千円)	743,105	30年度予算額 (千円)	745,529	令和元年度予算額 (千円)	1,192,179	令和2年度予算額 (千円)	813,322
28年度決算額 (千円)	429,398	29年度決算額 (千円)	347,152	30年度決算額 (千円)	417,837	令和元年度決算額 (千円)	402,578	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	90.2	29年度 予算執行率 (%)	63.4	30年度 予算執行率 (%)	84.9	令和元年度 予算執行率(%)	83.6	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

元年度目標	アウトカム指標	<p>①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を739万件以上(前年度739万件)にする。</p> <p>②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。また、直ちに具体的な規制の方向性が定まらないものも含め、リスクが明らかになった段階で、健康障害防止のための対策をとりまとめ、業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。</p> <p>③新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。</p>	元年度実績	<p>①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数は1300万件(前年度739万件)であった。(うち492万件が1～3月の実績であり、新型コロナウイルスの影響と考えられる)</p> <p>②行政検討会での議論の結果、令和2年2月7付けで「がん原性指針」に2物質追加することを公示し、同指針に基づく健康障害防止措置を講じるよう広く周知・指導を実施。</p> <p>③令和元年11月22日及び令和元年12月17日付け局長通達を发出し、新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有する30物質について、指針に基づく措置内容を示した。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>①～③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきたところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。</p>
	アウトプット指標	<p>①150物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。</p> <p>②21物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。</p> <p>③安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(2019年度は既存5機関からの申請が見込まれる)。</p>	元年度実績	<p>①150物質についてGHS分類を行い、モデルラベル及びモデル安全データシートの作成を行った。</p> <p>②21物質中18物質について有害性評価報告書を作成した。また3物質については、ばく露実態調査の進捗状況に鑑み、文献調査を実施し有害性報告書(案)を作成した。</p> <p>③令和元年度中に、有害性調査機関(既存5機関、新規1機関)から安衛法GLP適合確認の申請があり、全数について査察を実施した。</p> <p>【目標達成の理由】</p> <p>①～③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきたところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。</p>
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>①令和元年度前半は、平成30年度に作成した簡易リスクアセスメントツールである「クリエイト・シンプル」の普及が進んだことから、入力情報源としてモデルSDSへのアクセス数が増加したものと考えられる。なお、1月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により消毒用アルコール等の需要が高まったことがアクセス数の急増につながったと推定され、次年度目標はその特殊要因による影響を除外した上で設定することとする。</p> <p>②、③計画的に事業を実施したことで、目標を達成することができた。</p>			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>①計画的に事業を実施した結果、目標は達成しており、引き続き計画的に事業を実施していく。</p> <p>②、③引き続き計画的に事業を実施することにより、確実な目標達成につなげていく。</p>			
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和2年度事業概要	令和元年度と同様			
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を1077万件以上にする。</p> <p>②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。また、直ちに具体的な規制の方向性が定まらないものも含め、リスクが明らかになった段階で、健康障害防止のための対策をとりまとめ、業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。</p> <p>③新規化学物質として届出のあったものうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。</p>			
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>①150物質について、モデルラベル及びモデル安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。</p> <p>②リスク評価の対象となっている物質のうち物質のうち21物質程度について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。</p> <p>③安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和2年度は既存4機関からの申請が見込まれる)。</p>			
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>アウトカム①については、モデルラベル及びモデル安全データシートの活用と直結する行為であることから指標に設定した。目標水準は前年度実績を踏まえたものとするが、前年度実績の1300万件には新型コロナウイルスの影響と考えられる1～3月の急増分が含まれることを考慮して、12月までの実績を3分の4倍にあたる1077万件とした。また、このモデルラベル及びモデル安全データシートの作成のためのGHS分類の実施をアウトプット①とした。</p> <p>なお、アウトプット②の有害性評価書の作成については、有害物ばく露作業報告及びばく露実態調査と連動しているものであり、前年度の状況を踏まえて指標を設定している。</p>			
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>Ⅲ主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備</p> <p>⑤ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底</p>			
令和3年度要求に向けた事業の方向性	<p>化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進するため、適正な化学物質管理の実施支援、化学物質のリスク評価の取組、法令に基づく新規化学物質届出制度の施行等を計画的に実施する。</p>			

事業名	産業保健活動総合支援事業				事業番号 (令和2年度)	25	事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	産業保健支援 室産業保健係
					事業番号 (令和元年度)	25					
実施主体	(独)労働者健康安全機構等										
事業 ／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。</li> <li>・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。</li> <li>・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。</li> <li>・平成28年にとりまとめられた産業医制度の在り方に関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。</li> <li>・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。</li> </ul> <p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>									
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。</p> <p>また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時的健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。</p>									
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。</li> <li>・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。</li> <li>・全国で計57名の労働衛生指導医を設置。</li> </ul>									
28年度予算額 (千円)	3,615,167	29年度予算額 (千円)	3,631,173	30年度予算額 (千円)	4,486,379	令和元年度予算額 (千円)	4,871,479	令和2年度予算額 (千円)	4,983,725		
28年度決算額 (千円)	3,413,455	29年度決算額 (千円)	3,618,900	30年度決算額 (千円)	4,488,225	令和元年度決算額 (千円)	4,850,224	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円)			
28年度 予算執行率 (%)	94.8	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.3	令和元年度 予算執行率(%)	99.8	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。				元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	有益であった旨の評価は93.6%であった。			
	アウトプット 指標	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。					アウトプット 指標 【○】	相談件数は136,346件であった。			

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行ったため。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き適正な事業の運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。	
令和2年度目標(アウトプット指標)	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を91,214件以上とする。	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、平成31年に大臣名で定めた機構の中期目標において、平成29年の実績値の5%増を目指すとしていたことも踏まえ、アウトプット指標の数値目標を設定したものが122,600件である。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、122,600件に令和2年4-6月実績の前年同時期比(74.4%)を乗じ、目標値を算出した。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<b>III 主要事項</b> <b>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</b> 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進 3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (3)副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 5 治療と仕事の両立支援 (1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 (2)トライアングル型サポート体制の構築	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を引き続き行うとともに、事業場における労働者の健康保持増進の実施支援について検討する。	

事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組						事業番号 (令和2年度)	26	
							事業番号 (令和元年度)	26	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働 条件対策係	
実施主体	労働基準監督署、民間団体等								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①時間外及び休日労働協定(以下「36協定」という。)の適正化について、36協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図る。 ②労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し個別訪問指導を実施する。 ③過重労働解消用パンフレットを作成し、あらゆる機会を捉えて周知、配付する等活用する。 ④過重労働解消のためのセミナーを実施する。 ⑤インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集する。 ⑥36協定の入力・集計・分析を専門業者に委託する。 ⑦36協定を未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検により長時間労働等の実態を把握した上で、集団的な相談支援や個別訪問による相談支援を実施する。また、自主点検及び相談支援の結果を労働基準監督機関に提供する。							
実施 体制	下記以外は労働基準監督署にて実施。 ④については、(株)東京リーガルマインド、⑤については(株)廣濟堂、⑥については(株)総合キャリアトラストに委託して実施。⑦については、都道府県労働局にて調達を実施。								
28年度予算額 (千円)	501,915	29年度予算額 (千円)	911,249	30年度予算額 (千円)	2,097,742	令和元年度予算 額 (千円)	2,574,739	令和2年度予算 額 (千円)	3,424,912
28年度決算額 (千円)	408,558	29年度決算額 (千円)	708,040	30年度決算額 (千円)	918,810	令和元年度 決算額 (千円)	2170504	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	81.4	29年度 予算執行率 (%)	77.7	30年度 予算執行率 (%)	43.8	令和元年度 予算執行率(%)	84.3		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年度 目標	アウトカム 指標	①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ②労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の85%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。 ④過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ⑦集団的な相談支援(セミナー)において、回収したアンケートの内、85%以上から内容が参考になった以上の回答を得る。			アウトカム 指標 【○】	①900,000件以上実施した ②90%以上から参考になったとの回答を得た。 ④86% ⑦97.1%から、内容が参考になった以上の回答を得た。 【目標達成の理由】 適切に点検を行い、効果的な個別訪問を行ったため。			
	アウトプット 指標	②労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を6,420事業場以上とする。 ③過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ④過重労働セミナーを49回以上開催し、参加者を4,900人以上とする。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均60件以上とする。 ⑥都道府県労働局等より送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ⑦受託者による自主点検表の送付実施件数が、仕様書上の送付予定事業場数の85%を上回ること。			アウトプット 指標 【○】	②6,500事業場以上実施した。 ③160,000部作成・配布 ④99回実施、5,378人参加 ⑤月平均67.8件 ⑥全数の入力・集計・分析を行った ⑦送付予定事業上数の98%の送付を行った。 【目標達成の理由】 各事業について適切な進捗管理を行ったため。			

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う(①)。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する(②)。</p> <p>36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(③)。</p> <p>労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置(④)、労働条件ポータルサイトの運営(⑤)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(⑥)、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布(⑦)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑧)による労働条件に係る情報収集事業を行う。</p>	
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>①36協定の点検件数を700,000件以上とする。</p> <p>③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、理解できた旨の回答した割合を70%以上とする。</p> <p>④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。</p> <p>⑤労働条件ポータルサイトの利用者に対して利用した情報の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から役に立った旨の回答を得る。</p> <p>⑥大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p> <p>⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>	
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。</p> <p>②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。</p> <p>③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー490,830部、過重セミナー427,630部のリーフレットの作成・配布を行う。</p> <p>④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。</p> <p>⑤ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。</p> <p>⑥大学等でのセミナー周知に関し、170,000部のリーフレットの作成・配布を行う。</p> <p>⑦高校・大学・自治体担当者向け指導者用資料の活用方法に係る動画を作成し、10,000箇所以上(高校・大学等)に周知を行う。</p> <p>⑧インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均60件以上とする。</p>	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>①36協定点検指導員については、事業主に対して36協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズ等に関する実態を把握するためのアウトプット指標設定にはなじまないことから、アウトプット指標を設定することは困難である。アウトカム目標については、過去3カ年の実績の平均を参考にして設定した。</p> <p>①36協定の入力・集計・分析は、すべての36協定のデータ入力・分析を専門業者に委託し、当該データを指導等に活用するため、36協定の全数の入力等を行うものであることから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。</p> <p>②前年度の実績に基づいてアウトプット目標を設定した。パンフレット・ポスター等の配付を行うものであるから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。</p> <p>③セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また、新型コロナウイルスによる感染症の影響で、参加者の確保が難しくなってくると考えられる中、広報活動について最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症により相談対応が困難化し1件にかかる業務量が増加する可能性があることを踏まえ、適切な相談対応が行われているかを確認するため、昨年度同程度のアウトカム指標及びアウトプット指標を設定した。</p> <p>⑤及び⑥利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、アウトカム指標は利用者にとっての有用性とした。アウトプット指標は⑤はアクセス件数とし、前年度の実績に基づいて目標設定とした。⑥は新型コロナウイルス感染症により、学校でのセミナー事業の実施が困難となる可能性があるため、広報活動について最大限行うことが重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。</p> <p>⑦平成28年度以降、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれだけ寄与しているかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定した。また、アウトプット指標については、新型コロナウイルス感染症により、セミナー事業の実施が一部困難となる可能性があるため、事業全体の周知として、令和2年度より作成する高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用の動画につき、周知した箇所数とした。</p> <p>⑧インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性の向上の推進</p> <p>1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>(1)長時間労働の是正</p> <p>④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等</p>	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。	

事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化						事業番号 (令和2年度)	-	
							事業番号 (令和元年度)	27	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働条件対策係	
実施主体	民間事業者等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。 ①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。							
	対象 (誰／何を対象に)	①労働者及び使用者等、②労働者及び使用者等、③就職前の大学生等、④教員等の指導者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。							
	実施体制	①から④について、それぞれ民間団体等に委託して実施							
28年度予算額 (千円)	229,587	29年度予算額 (千円)	384,801	30年度予算額 (千円)	409,585	令和元年度予算額 (千円)	660,380	令和2年度予算額 (千円)	-
28年度決算額 (千円)	203,414	29年度決算額 (千円)	272,819	30年度決算額 (千円)	356,338	令和元年度決算額 (千円)	455,001	令和2年度雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
28年度予算執行率 (%)	88.6	29年度予算執行率 (%)	70.9	30年度予算執行率 (%)	87.0	令和元年度予算執行率 (%)	68.9		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	①「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ②「確かめよう 労働条件」の利用者に対して利用した情報の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ④指導者を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			元年度実績	アウトカム指標【○】	①91.2%から満足との回答を得た ②86%から役に立ったと回答を得た ③91.4%から将来役に立つとの回答を得た ④94.2%から役に立つとの回答を得た。 【目標達成の理由】 適切に点検を行い、効果的なセミナーの実施や資料作成を行ったため		
	アウトプット指標	①1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ②ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ③大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を280校以上行う。 ④セミナーの受講者数について、平均して50名以上とする。				アウトプット指標【○】	①1月平均5,567件 ②1月平均154,095件 ③セミナーを62回、講師派遣を291校に対して行った ④平均50名参加。 【目標達成の理由】 Webサイト、新聞広告等を使った効果的な広報及び事業の適切な進捗管理を行ったため。		

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	今後は、働き方改革実現に向けた取組と合わせて効果的に実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(26番に統合)
令和2年度 事業概要	-	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	-	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	-	
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	-	
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-	
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	-	

事業名	メンタルヘルス対策等事業						事業番号 (令和2年度)	27	
							事業番号 (令和元年度)	28	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援室メンタルヘルス対策係	
実施主体	民間業者								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>&lt;目的&gt; 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。</p> <p>&lt;必要性&gt; 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は2万人台前半で推移しているが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.2%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。</p> <p>メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。</p> <p>本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。							
	実施体制	民間業者に委託して実施							
28年度予算額 (千円)	84,482	29年度予算額 (千円)	101,993	30年度予算額 (千円)	134,476	令和元年度予算額 (千円)	144,802	令和2年度予算額 (千円)	153,447
28年度決算額 (千円)	65,772	29年度決算額 (千円)	88,820	30年度決算額 (千円)	73,896	令和元年度決算額 (千円)	111,994	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	78.8	29年度 予算執行率 (%)	87.6	30年度 予算執行率 (%)	55.2	令和元年度 予算執行率(%)	77.7	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム 指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			元年度実績	アウトカム 指標 【○】	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は94.6%であった。		
	アウトプット 指標	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数450.6万件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は11,029,578件であった。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>&lt;アウトカム指標&gt; 利用者のニーズを勘案したコンテンツの作成を行ったこと等が考えられる。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; 検索エンジン(グーグル及びヤフー)において関連キーワード(うつ病等)を検索した際に当該サイトが上位に表示されるよう、SEO対策を実施したこと等が考えられる。</p>								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標(アウトカム指標)	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。								
令和2年度目標(アウトプット指標)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数602.9万件以上とする。								

<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>&lt;アウトカム指標&gt; メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であるため、より幅広い対象に周知・広報したことを示す指標としてはアクセス件数が適当であるため、アウトプット指標はアクセス件数とした。なお、件数については、直近の実績等を踏まえ、過去5年度の実績の平均値以上、かつ、昨年度の目標値を上回る数とした。</p>
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進</p>
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>第13次労働災害防止計画(2018～2022年度)において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強力に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報等に引き続き取り組んでいく。</p>

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発						事業番号 (令和2年度)	28	
							事業番号 (令和元年度)	29	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	治療と仕事の 両立支援室	
実施主体	民間団体								
事業/ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と職業生活の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進事業で行う必要性がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。</li> <li>両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催等を行う。</li> </ul>							
	実施体制	民間業者に委託して実施。							
28年度予算額 (千円)	9,891	29年度予算額 (千円)	64,677	30年度予算額 (千円)	94,718	令和元年度予算額 (千円)	128,673	令和2年度予算額 (千円)	131,321
28年度決算額 (千円)	8,461	29年度決算額 (千円)	43,037	30年度決算額 (千円)	90,258	令和元年度決算額 (千円)	120,327	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	85.5	29年度 予算執行率 (%)	72.1	30年度 予算執行率 (%)	100.5	令和元年度 予算執行率(%)	97.2	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	研修会に参加した結果、企業での治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	シンポジウムに参加し、アンケートに回答した参加者の86%が参考になったと回答した。(回収率80%)		
	アウトプット 指標	治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携を円滑にするマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。				アウトプット 指標 【○】	「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の参考資料として、心疾患に関する留意事項、難病に関する企業・医療機関連携マニュアルを作成した。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題	事業を計画通りに実行できたため、目標を達成した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、治療と仕事の両立を支援するために、疾患別マニュアル等を作成するとともに、これの周知についても、確実に行うことが必要である。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様、マニュアル等の作成と、周知活動を行う。令和元年度に実施していない地域でシンポジウム・セミナーを実施する。								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	研修会に参加した結果、企業での治療と仕事の両立支援を行うために有益だった旨の回答の割合を80%以上とする。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	治療と仕事の両立支援対策において、企業と医療機関の連携を円滑にするマニュアルを疾患別に1種類以上作成する。								

<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。</p> <p>そこで、令和2年度においても引き続き、治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて企業と医療機関の連携が行いやすくなるマニュアルを疾患別に作成し、効果的な周知を図るとともに、両立支援の機運を醸成し、一層の取組を促進するためシンポジウム等を開催し、シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。</p>
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 5 治療と仕事の両立支援 (1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 (2)トライアングル型サポート体制の構築</p>
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>過去作成したマニュアル類の見直しを行うとともに、企業内で両立支援を行うための環境整備や個別支援に資する支援ツールの開発を行う。</p>

事業名	新規起業事業場対策						事業番号 (令和2年度)	-	
							事業番号 (令和元年度)	30	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件確保 対策事業係	
実施主体	民間事業者								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足していることが多いことから、労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。本事業により、企業における適切な労務・安全衛生管理を促進し、過重労働やハラスメントなどによる健康障害の防止を図るものであり、労災補償の給付の抑制につながるものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。							
	対象 (誰/何を 対象に)	新規起業事業場の事業主等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	①新規起業事業場就業環境整備事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、可能な限り早期にセミナー及び個別訪問による指導及び助言を行うことを通じて、新規起業事業場における適正な職場環境形成のための支援を実施する。 ②労働基準関係法令に関するWEB診断事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス等を実施する。							
	実施 体制	①については、ランゲート株式会社、②については、(株)廣濟堂に委託して実施。							
28年度予算額 (千円)	109,569	29年度予算額 (千円)	113,931	30年度予算額 (千円)	112,017	令和元年度予算 額 (千円)	131,587	令和2年度予算 額 (千円)	-
28年度決算額 (千円)	105,589	29年度決算額 (千円)	99,724	30年度決算額 (千円)	133,390	令和元年度 決算額 (千円)	113,321	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	96.4	29年度 予算執行率 (%)	87.5	30年度 予算執行率 (%)	119.1	令和元年度 予算執行率(%)	86.1	一般勘定予算額 0 (千円)	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(令和2年度は個表26へ統合)						
元年度 目標	アウトカム 指標	① 助言・指導した項目に対して、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた(予定を含む)割合を85%以上とする。 ② ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①85.3% ②89.7%		
	アウトプット 指標	① 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を全国で400社以上とする。 ② ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均13,000件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①個別指導事業場数414社 ②1月平均37,443件のアクセス件数があった。		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	①指導員への研修やマニュアルの配布を行い、指導員から事業場への効果的な個別支援が実施でき、電話勧奨及び厚生労働省メールマガジンなどにより周知活動を行ったため。 ②利用者のニーズに沿ったコンテンツ作成を行うことができ、早い時期から広報を行い、他の事業との連携も行ったため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	個表26の事業へ統合し、今年度も引き続き施策を継続する。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和2年度 事業概要	-								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	-								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	-								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	-								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	-								

事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費					事業番号 (令和2年度)	29		
						事業番号 (令和元年度)	31		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	働きやすい職場 推進係 ・指導係・有期・ 短時間労働係		
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、民間団体								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援に加え、各種ハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。</p> <p>職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>上記ハラスメント対策に加え、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組を促進する。</p> <p>パートタイム労働者や有期雇用労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者や有期雇用労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を 対象に)	職場のハラスメント被害にあっている労働者、ハラスメント防止対策に取り組む事業主及びパートタイム労働者・有期雇用労働者及びパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>令和元年6月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、改正法という)において、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務化やハラスメント対策を強化したことを踏まえ、改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの継続的運営、ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、Web広告、シンポジウムの開催</p> <p>②企業への訪問支援 職場におけるハラスメント対策の支援を希望する中小企業に対する個別のコンサルティングや企業内研修の実施</p> <p>③ハラスメント被害者等からの相談対応事業 フリーダイヤルやメールによる夜間・休日電話相談対応窓口の実施及び個別事案が生じている企業からの専門家による相談対応</p> <p>④企業のハラスメント対策を支援できる人材育成 事業主団体の経営指導員等に対し、中小企業に対するハラスメント対策支援が行えるよう研修を実施。</p> <p>⑤中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業 事業主団体等が中小企業の外部相談窓口の受託・運営を行い、相談事例等の収集・分析等により、中小企業における相談体制のあり方の提言を取りまとめる。</p> <p>⑥職場のハラスメントに関する実態調査 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等について、企業調査及び労働者等調査の実施</p> <p>さらに、大・中規模の都道府県労働局に雇用均等指導員(均等担当)に加え、新たに雇用均等指導員(パワハラ対策担当)を設置し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。</p> <p>加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>							
	実施 体制	<p>委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する(一部調達中)。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報:株式会社クオラス</p> <p>②企業への訪問支援:株式会社東京リーガルマインド</p> <p>③ハラスメント被害者等からの相談対応事業:株式会社東京リーガルマインド</p> <p>④企業のハラスメント体制を支援できる人材育成:一般財団法人日本産業カウンセラー協会</p> <p>⑤中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業:1団体(株式会社東京リーガルマインド)、その他の団体は、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達中</p> <p>⑥職場のハラスメントに関する実態調査:東京海上日動リスコンサルティング株式会社</p> <p>大・中規模の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、当該業務を実施、さらに厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて実施。</p>							
28年度予算額 (千円)	152,542	29年度予算額 (千円)	172,618	30年度予算額 (千円)	176,336	令和元年度予算額 (千円)	408,156	令和2年度予算額 (千円)	428,518
28年度決算額 (千円)	81,689	29年度決算額 (千円)	68,804	30年度決算額 (千円)	104,858	令和元年度 決算額 (千円)	198,326	令和2年度 雇用勘定予算額 758,892 (千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	65.9	29年度 予算執行率 (%)	57.9	30年度 予算執行率 (%)	88.0	令和元年度 予算執行率(%)	60.3	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

元年度目標	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント対策取組支援セミナーについて、参加者の85%以上からハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。</li> <li>・個別のコンサルティング等を実施した企業の85%以上から、引き続きハラスメントの予防・解決に向けた取組を実施していく旨の回答を頂く。</li> </ul>	元年度実績	アウトカム指標【○】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の99%から、職場におけるハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂いた。</li> <li>・個別コンサルティング実施企業の99%から、職場におけるハラスメントの予防・解決に向けた取組を継続して実施する旨の回答を頂いた。</li> </ul> <p>【目標達成の理由】</p> <p>独自での取組が比較的困難な中小企業に対して、対策支援セミナーにて、ハラスメント防止に向けた具体的な対策や他企業の好事例等を紹介したこと、また、専門家が個別企業を訪問し、企業の取組状況に応じたアドバイスや社内研修等の支援を行ったことにより、ハラスメント対策の必要性、有用性への理解度が高まり、目標達成につながったと考える。</p>
	アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を120,000件以上とする。</li> <li>・ハラスメント対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を55名以上とする。</li> </ul>		アウトプット指標【○】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス数は161,941件であった。</li> <li>・全都道府県で開催したセミナーにおいて、合計3,483名の参加を得られた。1都道府県あたりの平均参加者数は59名であった。</li> </ul> <p>【目標達成の理由】</p> <p>・パワーハラスメントだけでなくセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する情報を加え、総合的なハラスメント情報サイトにリニューアルしたこと、さらにTwitterやFacebook、バナー広告等を活用したため。</p> <p>・募集段階で申し込みが低調な会場については、都道府県労働局及び受託先企業に対し参加募集への協力依頼を行ったことにより、集客数の増加につながったと考えられる。</p>
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き事業の適切な実施に努める。				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。				
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和2年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるハラスメント防止に向けた取組として、パワーハラスメント対策の事業とセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント対策の事業を昨年度から統合して実施しているところ、引き続き総合的なハラスメント対策事業として、事業の効率化を図る。加えて、改正法の円滑な施行、確実な履行確保に向けて、雇用環境指導員(均等担当及びパワハラ担当)の適正な運用を図る。</li> <li>・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</li> </ul>				
令和2年度目標(アウトカム指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のコンサルティング等を実施した企業の85%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に寄与する内容であった旨の回答を頂く。</li> <li>・雇用均等指導員(均等担当及びパワーハラスメント担当)による男女雇用機会均等法第29条及び労働施策総合推進法第33条、第36条に基づく報告徴収等において、助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所の割合を93%以上とする。</li> </ul>				
令和2年度目標(アウトプット指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を160,000件以上とする。</li> </ul>				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	令和2年度からパワーハラスメント対策がセクシュアルハラスメント対策と妊娠・出産等に関するハラスメント対策と同様に事業主の義務となること、加えて各種ハラスメント対策に関する取組が強化されることから、ハラスメント対策のさらなる推進に寄与する取組となるよう指標を設定した。				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<p>Ⅲ主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>4 総合的なハラスメント対策の推進</p> <p>(1)職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施</p>				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	<p>パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを含めた総合的なハラスメント対策事業として、事業の効率化を図り、所要の予算要求を行う。さらに雇用均等指導員(均等担当及びパワハラ担当)の運用について、必要な経費を引き続き要求する。加えてパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組促進については今後も引き続き適正に実施する。</p>				

事業名	建設業等における労働災害防止対策費					事業番号 (令和2年度)	30	事業番号 (令和元年度)	32
	事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	建設安全対策室	
実施主体	建設業労働災害防止協会、民間団体等								
事業 ／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>(1)東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災地に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与するため。</p> <p>(2)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図るため。</p> <p>(3)人手不足の中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、経験が浅い工事従事者、外国人建設就労者等の労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生教育や技術指導等を行うことにより労働災害防止対策の徹底を図る。</p> <p>(4)一人親方の業務の特性や作業実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成し、また、このテキストを使用した研修会を実施する。</p> <p>本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用ものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	<p>(1)復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者等</p> <p>(2)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者</p> <p>(3)中小事業者等が雇用する未熟練労働者、外国人建設就労者等</p> <p>(4)一人親方等</p>							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>(1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置</p> <p>②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施</p> <p>③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施</p> <p>(2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。</p> <p>(3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。</p> <p>(4)一人親方を対象とした研修会の実施</p>							
	実施体制	<p>(1)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(2)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施</p> <p>(3)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p> <p>(4)建設業労働災害防止協会に委託して実施</p>							
28年度予算額 (千円)	515,503	29年度予算額 (千円)	496,707	30年度予算額 (千円)	421,801	令和元年度予算額 (千円)	530,467	令和2年度予算額 (千円)	466,788
28年度決算額 (千円)	358,554	29年度決算額 (千円)	372,475	30年度決算額 (千円)	353,488	令和元年度決算額 (千円)	437,722	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	71.5	29年度 予算執行率 (%)	77.1	30年度 予算執行率 (%)	86.9	令和元年度 予算執行率(%)	92.5	一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	<p>(1)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>(2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>(3)新規入職者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。</p> <p>(4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>			元年度 実績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	<p>(1)役に立ったとの(満足した旨の)回答 94.1%</p> <p>(2)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 95.1%</p> <p>(3)役に立ったとの回答 99.6%</p> <p>(4)役に立ったとの回答 98.6%</p>		
	アウトプット 指標	<p>(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(1,188現場以上)</p> <p>(2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上)</p> <p>(3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(840現場以上)</p> <p>(4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)</p>				アウトプット 指標 【(1)○(2)○ (3)○(4)○】	<p>(1)安全衛生巡回指導実施1,877現場</p> <p>(2)指導・支援実施421現場</p> <p>(3)助言指導実施903現場</p> <p>(4)研修会参加人数659人</p>		

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	(1)建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (3)新規入職者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。	
令和2年度目標(アウトプット指標)	(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(仕様書に定める回数(※)以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(仕様書に定める回数(※)以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(仕様書に定める回数(※)以上) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(仕様書に定める回数(※)以上) ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	(1)被災地において建設業における新規参入者等への安全衛生教育が引き続き重要なものであるが、予算額が減少したために、令和元年度から下方修正した。 (2)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していく観点から令和元年度と同様の目標とした。 (3)大会関連施設のうち、大規模なもの等、すでに完了しているものもあることから、令和元年度から下方修正した。 (大会終了後は、解体工事等が見込まれるため、1年間と通じて助言指導を実施する。) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修は、引き続き重要なものであることから、令和元年度と同様の目標とした。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<b>Ⅲ主要事項</b> 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進  <b>Ⅳ主要事項(復旧・復興関連)</b> 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援 (雇用の確保など) (4)復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和3年度も継続して要求する。	

事業名		第三次産業等労働災害防止対策支援事業				事業番号 (令和2年度)	31	事業番号 (令和元年度)		33
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	物流・サービス 産業・マネジメント班 物理班			
実施主体		(1)株式会社平プロモート (2)中央労働災害防止協会、ランゲート株式会社 (3)みずほ情報総研株式会社								
事業 ／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業等における腰痛防止対策を実施する。 (2)第三次産業の労働災害は増加傾向にあり、第13次労働災害防止計画においても労働災害防止の重点業種となっていることから、取組が進んでいない第三次産業の経営トップに対する意識啓発、事業場の安全担当者の配置促進を図るとともに、業界団体に対する技術的支援を通じて、業界全体の自主的安全衛生管理活動の活性化を図る必要がある。 (3)近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者が容易に理解出来る母国語の安全衛生教育用視聴覚教材を作成する必要がある。  本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。 (2)第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。 (3)未熟練労働者向けの安全衛生教育マニュアル、視聴覚教材等の作成と外国語翻訳を行う。								
	実施体制	(1)株式会社平プロモート (2)中央労働災害防止協会、ランゲート株式会社 (3)みずほ情報総研株式会社								
28年度予算額 (千円)	56,421	29年度予算額 (千円)	90,898	30年度予算額 (千円)	139,900	令和元年度予算額 (千円)	635,995	令和2年度予算額 (千円)	2,294,402	
28年度決算額 (千円)	51,088	29年度決算額 (千円)	81,446	30年度決算額 (千円)	100,130	令和元年度決算額 (千円)	494,848	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	100.4	29年度 予算執行率 (%)	95.4	30年度 予算執行率 (%)	74.5	令和元年度 予算執行率(%)	93.7			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
元年度目標	アウトカム 指標	(1)腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。			元年度実績	アウトカム 指標 【(1)○(2)○】		(1)講習会後のアンケートにて有益であった旨の回答を85%以上得た(社会福祉施設及び医療保健業向け96%、保健衛生業向け99%、陸上貨物運送事業向け96%)。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、100%から有益であった旨の評価を得た。		
	アウトプット 指標	(1)腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、特定技能の受入れ業種のうち、13業種に対応する視聴覚教材を作成する。				アウトプット 指標 【(1)○(2)○ (3)○】		(1)各都道府県で2回以上講習会を開催した。 (2)経営トップを対象としたセミナーについて、全国で7回開催した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育視聴覚教材について、特定技能の受入れ業種14業種に対応する視聴覚教材を作成した。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

令和2年度 事業概要	(1)(2)については引き続き事業を継続。(3)についてはVR技術を活用した安全衛生教育教材を作成する。(4)令和2年度より新たに、高齢労働者の安全衛生対策として、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナーを実施するとともに、高齢者の労働災害防止及び職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。
令和2年度目標 (アウトカム指標)	(1)腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。 (2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	(1)腰痛予防対策講習会を550人以上に提供する。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を事故の型別で6種類以上作成する。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーを仕様書に定める回数(※)以上開催する。 ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(1)腰痛予防対策講習会等については、受講者にとって有用なものとする観点から令和元年度と同様の目標を設定した。また、腰痛予防対策の推進に当たっては多くの関係者が講習に参加し、その成果を事業場で活用することが重要であるため、上記のとおりアウトプット指標を設定した。 (2)経営トップを対象としたセミナーについては、その内容及び開催回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材については、理解しやすい教材の作成が安全衛生教育の効果に繋がるため、上記の目標を設定した。 (4)高齢労働者安全衛生対策等については、ガイドライン周知のためのセミナーの内容及び開催回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援 第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入れの環境整備 (3)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和2年度も継続して要求する。

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業						事業番号 (令和2年度)	32	
							事業番号 (令和元年度)	34	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	建設安全対策室 物理班	
実施主体	都道府県労働局、民間団体								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害防止対策に取り組むとともに、平成30年度の労働安全衛生規則改正を踏まえ、伐木等作業にかかる安全対策を徹底するため、安全作業マニュアルを作成した上で、林業事業体(森林組合など)等の伐木作業に従事する事業場の安全担当者を通じて普及させる必要がある。本事業は、伐木作業における労働災害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	林業及び伐木等作業事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発し、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。							
	実施体制	(1)労働衛生コンサルタント会に委託して実施。 (2)厚生労働省本省、都道府県労働局において実施							
28年度予算額 (千円)	6,228	29年度予算額 (千円)	5,991	30年度予算額 (千円)	5,751	令和元年度予算額 (千円)	26,249	令和2年度予算額 (千円)	25,214
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度決算額 (千円)	19,800	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	-	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	100%	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
元年度 目標	アウトカム 指標	(1)伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。 (2)農林水産業における休業4日以上の振動障害発生件数を10人未満に抑える。			元年度 実績	アウトカム 指標 【(1)〇(2)〇】	(1)役に立ったとの回答 94.5% (2)農林水産業における振動障害による休業4日以上の死傷災害は、0人であった。		
	アウトプット 指標	(1)安全対策講習会の受講者数を350人以上とする。 (2)令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成30年度の指導事業場数以上とする。				アウトプット 指標 【(1)×(2)〇】	(1)受講者数を275人。 (2)令和元年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数は、平成30年度の指導事業場数の121%(令和元年度 395事業場/平成30年度 325事業場)であった。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	(1)本事業は、令和元年度が初年度の事業であり、講習会の実施については、全国7箇所まで1会場あたり50人程度の来場を見込み、350人の受講を目標にした。講習会の開催周知は、受託者HP、都道府県労働局、労働基準監督署を通じたほか、伐木等作業を実施する林業に係る事業場、森林組合等に対してダイレクトメールを送付する方法で実施したが、目標に至らなかった。受講申込みをしなかった者からは、令和2年8月の改正労働安全衛生規則による特別教育の受講を優先したとの声があった。 (2)チェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数について、現場の状況に対応したきめ細かな進捗管理を行った結果、目標を達成できたと考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	(1)建設業等でも伐木等作業を行うことから、林業のみならず、林業以外の業種にも広げることが有意義であると考えている。そのため、令和2年度は、業種を林業に限定せず、建設業をはじめとした林業以外の業種の関係事業者や関係団体に広く周知する等、講習会の周知対象等を見直してまいりたい。なお、講習回数については、講習内容を業種に応じて変える必要がないため、回数を増やすことなく対応が可能である。また、本事業の講習会では、法令を上回るより安全な作業の紹介等していることから内容が重複しておらず、令和2年8月の改正労働安全衛生規則による特別教育の受講者が受講することも有意義なものであることを周知していく必要があると考えている。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	安全対策講習会の受講者数を仕様書に定める人数(※)以上とする。 ※ 回数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ調整中								

<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が事業目的の達成に寄与する内容となったかを測る観点から、令和元年度と同様の目標設定とした。</p>
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項  第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進  1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり  (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備  ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>なお、令和3年度においては、令和2年度に作成するマニュアル等の事業成果の継続活用、事例収集の規模縮小等により、事業運営の効率化に努めることで予算の減額をした上で、継続して要求する。</p>

事業名	機械等の災害防止対策費		事業番号 (令和2年度)	33					
			事業番号 (令和元年度)	35					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			担当係	機械班				
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、(公社)産業安全技術協会								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>①、②危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。</p> <p>③輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。</p> <p>④自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者等に対する実態調査を行い、その結果を踏まえ、実証試験のプロトコルの策定に当たって留意すべき事項等と取りまとめる。</p> <p>⑤近年、装置産業における設備の経年化が進んでいることを踏まえ、設備の老朽化による労働災害を防止することを目的として、高経年生産設備の実態調査及び安全対策の調査分析を行う。</p> <p>⑥最新の構造規格に不適合となる既存の機械について、その更新を促し労働災害の防止を図ることを目的として、最新構造規格に適合するために要する費用の一部を補助する。</p> <p>本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を 対象に)	事業者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>①機械設置届等に係る審査及び実地調査</p> <p>②登録検査業者等に対する指導</p> <p>③型式検定対象機器等の買取試験事業</p> <p>④技術革新に対応した機械設備の安全対策の推進</p> <p>⑤老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業</p> <p>⑥既存不適合機械等更新支援補助金事業</p>							
実施 体制	<p>①② 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署</p> <p>③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>④中央労働災害防止協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>⑤(株)三菱ケミカルリサーチに委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。</p> <p>⑥建設業労働災害防止協会</p>								
28年度予算額 (千円)	66,705	29年度予算額 (千円)	101,164	30年度予算額 (千円)	101,159	令和元年度予算額 (千円)	505,930	令和2年度予算額 (千円)	818,752
28年度決算額 (千円)	52,574	29年度決算額 (千円)	67,316	30年度決算額 (千円)	72,798	令和元年度 決算額 (千円)	478,299	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	98.1	29年度 予算執行率 (%)	82.6	30年度 予算執行率 (%)	89.3	令和元年度 予算執行率(%)	98.4	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p>			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①○②○】	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、移動式クレーンの過負荷防止装置については100%、フルハーネス型墜落制止用器具については71.7%が、より安全性の高いものに買い換えられた。</p> <p>②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具において、全て規格を満たしていた。</p>		
	アウトプット 指標	<p>①補助金執行率を80%以上とする。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p>				アウトプット 指標 【①×②○】	<p>①補助金執行率は69.1%であった。</p> <p>②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する21型式のうちすべての型式(21型式、100%)を対象として、買取試験を実施した。</p>		

<p>元年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題</p>	<p>・本事業は初年度の事業であり、補助金執行団体を決定した後、募集のHP作成等を行うことから、募集開始が年度途中になることは想定していたものの、補助金執行団体の選定手続き等が当初想定していたより遅れたため、結果として募集開始時期も遅れ、十分な周知期間が設けられなかったこと。 ・通常募集2回に加え、追加募集を行ったことにより、執行率は増加したもののスケジュールが過密なものとなり、交付決定を受けても、購入までの期間が短く、中小企業等が辞退するケースがあったほか、追加募集があることを知らずに申請を断念する中小企業等もあったこと。 ・フルハーネス型墜落制止用器具については、「まとめ買い」として申請されることを想定していたが、市場の流通が遅れていたこともあり、まとめ買いではなく少数ロットの需要が多く、申請において下限額があることにより小売店や一人親方等が申請できないケースがあった。これらを把握した時期には大部分の申請が既に終わっており、対象経費下限の変更が間に合わなかったこと。 ・事務手続きが煩瑣という理由で、中小企業等が間接補助金の申請を断念するケースがあったこと。</p>	
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題</p>	<p>・本事業は2年度目を迎え、既に補助金執行団体も決定しており、令和2年度は4月から第1次の募集を開始したところであり、昨年度に比べ、周知期間は長く確保できている。 ・対象経費の下限を撤廃し少額の補助を可能としたところであり、「まとめ買い」以外のニーズにも対応できるよう整備したところである。なお、ハーネス型墜落制止用器具の市場の流通も円滑になったと聞いており、今後は在庫不足による影響は緩和されると見込まれる。 ・第三者による証明や購入物品の写真の省略により、事務手続きを簡素化し、申請者の負担の軽減を図った。</p>	
<p>評価</p>	<p>B</p>	<p>予算額又は手法等を見直し</p>
<p>令和2年度事業概要</p>	<p>改正後の構造規格に不適合となる既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合する機械への買替えに要する費用の一部を補助するとともに、AI、GPS等の技術開発により、自律的に作業を行う機械の導入が産業界において進むと見込まれることから、これら技術革新を活用した機械等の開発状況等に関する実態調査と安全対策の検討を行う。</p>	
<p>令和2年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。 ②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。</p>	
<p>令和2年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>①補助金執行率を80%以上とする。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。</p>	
<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>補助金を効率的に配布し機械等の買替えを促進するため、上記アウトプット目標①を設定した。また、より安全性の高い機械等に買い替えられることにより安全性が担保されるため、上記アウトカム指標①を設定した。(アウトカム指標①で示した付加安全装置は、構造規格に定めた安全性より高いものである。) また、構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがあれば、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要であるため、上記アウトカム目標②を設定した。 防爆構造電気機械器具の買取試験を実施する型式が多いほど安全性が担保されるため、上記アウトプット目標②を設定した。</p>	
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進</p>	
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>令和3年度においては、令和元年度の事業実績等を踏まえ、既存不適合機械等更新支援補助金の事業規模を縮小する。</p>	

事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費					事業番号 (令和2年度)	34		
						事業番号 (令和元年度)	36		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	特定分野労働 条件対策係		
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署、(公社)全国労働基準関係団体連合会								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって推進していく観点から、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」においてとりまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたこと等を踏まえ、労働関係法令等の遵守等、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備し、外国人労働者等の労働災害の防止等を図る必要があるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 また、派遣労働者等、職種、就業形態、労働者の特性等により、労働者をめぐる状況は様々であるため、それらに応じた労働条件の確保・改善に向けた特別の取組や労働災害防止等を行う必要があるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。							
	実施 体制	外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人労働者相談コーナー(労働局及び労働基準監督署)や、派遣労働者専門指導員を配置した労働基準監督署 介護事業場就労環境整備事業については、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託して実施。							
28年度予算額 (千円)	194,594	29年度予算額 (千円)	209,877	30年度予算額 (千円)	226,547	令和元年度予算 額 (千円)	466,149	令和2年度予算 額 (千円)	534,358
28年度決算額 (千円)	179,026	29年度決算額 (千円)	209,247	30年度決算額 (千円)	226,094	令和元年度 決算額 (千円)	296,664	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	92.0	29年度 予算執行率 (%)	99.7	30年度 予算執行率 (%)	99.8	令和元年度 予算執行率(%)	63.6		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を3,380件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を10,000件以上とする。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	①5,450件 ②14,606件 【目標達成の理由】 相談事業の適正な運営に努めたため。		
	アウトプット 指標	①外国人労働者に関するパンフレットを500,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。				アウトプット 指標 【○】	外国人労働者等に関するパンフレットを786,110部作成・配布した。 【目標達成の理由】 各事業について適切な進捗管理を行ったため。		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。								

令和2年度目標 (アウトカム指標)	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数を4,000件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を10,000件以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①外国人労働者等特定分野の労働者に関するパンフレットを200,000部作成・配付し、外国人労働者及び特定分野の労働者に関する労働災害の防止等を図る。
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	過去3年間における相談件数の平均を参考に、上記のアウトカム目標を設定した。また、アウトプット目標については、引き続き外国人労働者への労働基準関係法令や相談窓口の周知を進めるために設定した。 なお、本事業は、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談を受け付けるとともに、当該事業場への指導を行うものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入れの環境整備 (3)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため、継続して要求する。

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化						事業番号 (令和2年度)	-	
							事業番号 (令和元年度)	37	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	管理係	
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働災害の件数については、死亡者の数は減少しているものの、いまだその水準は低いとはいえない状況にある。また、過労死やメンタルヘルス不調が近年社会問題としてクローズアップされており、労働者の健康確保対策等に取り組む必要がある。そのため使用者に自社の安全衛生管理等にかかる労働環境を客観的に把握し、その問題点を認識して労働環境の改善に取り組んでもらう必要があることから、労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な労働環境の改善を図らせるとともに、自主点検の結果、問題が認められる事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。 本事業は、事業主に自主的な労働環境の改善を図らせることで労働災害を減少させ、ひいては労災補償給付の抑制につながるものである。このため、労災保険料を負担する使用者にもメリットがあることから、社会復帰促進等事業で行うものである。							
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収する。							
	実施 体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
28年度予算額 (千円)	5,185	29年度予算額 (千円)	5,185	30年度予算額 (千円)	5,185	令和元年度予算額 (千円)	5,185	令和2年度予算額 (千円)	-
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度決算額 (千円)	-	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	-	29年度 予算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率(%)	-	一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	令和元年度限りの事業						
元 年度 目標	アウトカム 指標	自主点検表の回収率を50%以上とする。			元 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	52%		
	アウトプット 指標	自主点検表を270,000部以上作成し、事業主に送付する。				アウトプット 指標 【○】	271,473部		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	-								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	-								
評価	A			令和元年度限りの事業					
令和2年度 事業概要	-								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	-								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	-								

令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	—
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	—

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等						事業番号 (令和2年度)	35	
							事業番号 (令和元年度)	38	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	法規第二係	
実施主体	民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	トラック運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。本事業において、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進し、トラック運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	下記により、トラック運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ①平成30年度に策定したガイドラインを荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーの実施 ②平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを開設し、改善ハンドブックをweb上の自己診断ツールとして再整備する等による周知の実施							
	実施体制	民間団体に委託して実施(株式会社富士通総研)							
28年度予算額 (千円)	58,212	29年度予算額 (千円)	55,960	30年度予算額 (千円)	96,701	令和元年度予算額 (千円)	71,172	令和2年度予算額 (千円)	153,997
28年度決算額 (千円)	47,520	29年度決算額 (千円)	47,520	30年度決算額 (千円)	99,641	令和元年度決算額 (千円)	61,830	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
28年度予算執行率 (%)	96.4	29年度予算執行率 (%)	96.4	30年度予算執行率 (%)	109.9	令和元年度予算執行率 (%)	96.0		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	①セミナーの参加者より、「トラック運転者の労働時間短縮のノウハウについて参考になった」旨の評価を80%以上得る。 ②トラック運転者の労働時間の現状とその改善に向けた施策等を周知するためのポータルサイトを開設する。			元年度実績	アウトカム指標【○】	①セミナー参加者の86%から参考になったとの回答を得た。 ②荷主・トラック事業者のみならず広く国民に向けてトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策等を周知するためのポータルサイトを開設した。		
	アウトプット指標	①ガイドライン周知セミナーの実施 全国47都道府県において計50回実施し、ガイドラインにおける好事例の紹介、改善ハンドブック等の効果的な使い方などを周知する。 ②ポータルサイトのコンテンツの作成 ガイドライン、改善ハンドブック、荷主向けパンフレット、動画等の既存コンテンツの掲載、新規コンテンツ作成、労働時間改善のためのWEB診断ツールの作成を行う。				アウトプット指標【○】	①新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とした鳥取、静岡、広島、山口での開催回を除き、43都道府県において各1回以上、計46回実施した。 ②ポータルサイト内のコンテンツを作成し、閲覧・活用促進のためメールマガジン等の広告を用いた広報を実施した。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	コンサルタントによる情報発信を積極的に行い、荷主及び運送事業者に向けた丁寧な説明及び運営を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	今後は令和元年度に作成したポータルサイト等を用い、具体的な改善手法等について、より広く周知を行う。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度事業概要	①トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②自動車運転者の労働時間等に係る実態調査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施								
令和2年度目標(アウトカム指標)	①発・着それぞれの荷主に向けたトラック運転者の労働時間改善のための取組例についての周知用動画及びポータルサイトの追加コンテンツを作成する。 ②自動車運転者の労働時間等の実態を把握するため、実態調査検討会での意見を反映した調査票を作成する。								
令和2年度目標(アウトプット指標)	①トラック運送業に関する荷主向け動画及びポータルサイトの追加コンテンツによる周知 発・着それぞれの荷主に向け、動画を用いてトラック運転者の労働時間改善のための具体的な手法について周知する。また、トラック運送業に係る各省庁の取組内容を掲載し、労働時間改善のためのノウハウ等について、追加コンテンツを用い、ポータルサイトにおいて周知する。 ②400事業場、4,000人以上に対し、調査を実施する。								

<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）</p>	<p>①のアウトカム指標については、ガイドライン等による具体的な改善例、改善手法について発着荷主に向けた周知を目的としていることから、発着双方の荷主に向けた動画及びポータルサイトへの追加コンテンツの作成とした。アウトプット目標については、本事業の履行期間である令和3年3月31日までに動画・追加コンテンツを作成し、閲覧・活用促進のため、リーフレット等の広告を用いた広報を実施する。</p> <p>②のアウトカム指標については、効果的に実態を把握するため、実態調査検討会意見を反映した調査票を作成することとした。アウトプット目標については、実態を十分に把握できるよう調査実施件数とした。</p>
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備</p> <p>(1) 長時間労働の是正</p> <p>(2) 業種ごとの勤務環境の改善等</p>
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>引き続き要求する。</p>

事業名	家内労働安全衛生管理費						事業番号 (令和2年度)	36	
							事業番号 (令和元年度)	39	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	家内労働・最低賃係	
実施主体	都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため。本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の予防または早期発見を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	家内労働者及び委託者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催により周知・啓発を行う。							
	実施体制	都道府県労働局、(株)中外							
28年度予算額 (千円)	28,684	29年度予算額 (千円)	30,087	30年度予算額 (千円)	30,310	令和元年度予算額 (千円)	29,991	令和2年度予算額 (千円)	30,026
28年度決算額 (千円)	15,110	29年度決算額 (千円)	16,092	30年度決算額 (千円)	16,178	令和元年度決算額 (千円)	16,478	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度予算執行率 (%)	99.7	29年度予算執行率 (%)	99.1	30年度予算執行率 (%)	99.5	令和元年度予算執行率 (%)	99.5	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。			元年度実績	アウトカム指標 【○】	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)のうち、改善の意向ありと回答した者の割合:96.9% ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:95%		
	アウトプット指標	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を15,000件以上とする。				アウトプット指標 【①×、②○】	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行った家内労働者及び委託者:790名 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数:37,857件		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者への訪問調査が適切に実施されたため。 (アウトプット指標) 【目標未達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員の配置人数が減少し、前年度よりも活動日数が減少したため。 【目標達成の理由】 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス状況を確認し、リスティング広告を行う等の周知を実施したため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	・アウトプット指標①について、家内労働安全衛生指導員の適任者の採用や、見込み活動日数の勘案等により、適正な配置人数となるよう努める。 ・その他については、引き続き目標を達成できるように、家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、家内労働安全衛生対策を推進するとともに、「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を注視し、必要に応じて周知・広報を行っていく。								
評価	B			予算額又は手法等を見直し					
令和2年度事業概要	令和元年度と同様。								

令和2年度目標 (アウトカム指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。</p>
令和2年度目標 (アウトプット指標)	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を600人以上とする。</p> <p>②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を25,000件以上とする。</p>
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<p>&lt;アウトカム目標&gt;</p> <p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、90%以上とした。</p> <p>②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、85%以上とした。</p> <p>&lt;アウトプット目標&gt;</p> <p>①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、前年度実績、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の配置状況、令和2年4月～5月は新型コロナウイルス感染症対策として訪問指導が困難であったことを勘案し、600人と設定した。</p> <p>②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。前年度実績等を勘案し、年間25,000件以上と設定した。</p>
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年度に実施した家内労働者の安全衛生確保対策事業について、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の前年度の活動実績等を踏まえうえで実施する。

事業名	女性就業支援・母性健康管理等対策費					事業番号 (令和2年度)	37			
						事業番号 (令和元年度)	40			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室			
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、(一財)女性労働協会									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊産婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p> <p>2 女性就業支援全国展開事業 女性就業支援センター等において、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を全国的に整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策が効果的、効率的に実施され、充実を図られることを目的とする。国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>3 雇用均等行政情報化推進経費 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>								
	対象 (誰/何を対象に)	<p>1 女性労働者及び事業主等</p> <p>2 女性関連施設(地方自治体、男女共同参画センター等)、事業主団体(業界団体、商工会議所・商工会、経営者団体等)、労働組合、女性団体</p> <p>3 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)</p>								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>1 直接実施については、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理に関するパンフレットなど広報用資料の作成・配布等を実施。委託事業については、受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、母性健康管理措置の実施に係る調査、サイト運営等により、母性健康管理に関する周知啓発を実施。</p> <p>2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、以下の業務を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施</li> <li>・全国の女性関連施設等において活用することを目的とした、働く女性の健康保持増進等に関する研修資料の作成及び提供</li> <li>・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報等を提供するホームページの作成・更新等の実施</li> </ul> <p>3 雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管の法律に基づく行政指導の記録等をデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」を運用。</li> </ul>								
	実施体制	<p>1 直接実施については、各都道府県労働局及び本省にて実施。</p> <p>委託事業については、民間団体に委託して実施(令和2年度:(一財)女性労働協会)。</p> <p>2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定の上、事業実施。(令和2年度:(一財)女性労働協会)</p> <p>3 厚生労働省本省</p>								
28年度予算額 (千円)	200,069	29年度予算額 (千円)	189,695	30年度予算額 (千円)	144,490	令和元年度予算額 (千円)	141,107	令和2年度予算額 (千円)	655,907	
28年度決算額 (千円)	63,372	29年度決算額 (千円)	64,527	30年度決算額 (千円)	60,305	令和元年度決算額 (千円)	65,033	令和2年度雇用勘定予算額 655,783 (千円) 一般勘定予算額 (千円)		
28年度予算執行率 (%)	89.8	29年度予算執行率 (%)	92.3	30年度予算執行率 (%)	86.7	令和元年度予算執行率 (%)	91.3	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

元年度目標	アウトカム指標	<p>1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合93%以上</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上</p> <p>(2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上</p> <p>3 業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。</p>	元年度実績	<p>1 95.7%(令和元年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった47件のうち、役に立ったとした件数は45件)</p> <p>2 (1)95.8%(相談を利用した団体646者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が619者) (2)100%(講師派遣を受けた団体50者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあまあ役に立った」と回答した団体が50者)</p> <p>3 最適化計画どおり、年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができています。</p>
	アウトプット指標	<p>1 母性健康管理サイトのアクセス数を225万件とする。</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回</p> <p>3 システム稼働率99.9%以上</p>	元年度実績	<p>1 3,351,131件</p> <p>2(1)646件 (2)50件</p> <p>3 システム稼働率100%</p>
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 事業主、企業の人事労務担当者、女性労働者などサイト相談者からの、母性健康管理に係る問合せ等に対し、医師、社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。</p> <p>2 女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、事前のヒアリングや事後のフォローアップ調査等を通じて女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、適切に事業を実施したため。</p> <p>3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1 様々な広告手法を用いて母性健康管理サイトの周知を図り、認知度を高めたため。</p> <p>2 これまで本事業の利用実績がない団体へ案内資料を発送するなど、周知を積極的に行ったことで、認知度、期待度が高まったため。</p> <p>3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。</p>			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<p>1 さらに多くの事業主等に対し、母性健康管理サイトの周知を図り、母性健康管理の理解を促進することが課題である。</p> <p>2 女性就業支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の事業周知及び利用機会の提供が課題となる。</p> <p>3 ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できた結果、目標を達成した。</p>			
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和2年度事業概要	1～3について、令和元年度と同様。			
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上</p> <p>(2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上</p> <p>3 業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。</p>			
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>1 母性健康管理サイトのアクセス数を250万件とする。</p> <p>2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回</p> <p>3 システム稼働率99.9%以上</p>			

<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>1 昨年度の実績を踏まえ、アウトカム指標のメール相談について、高い満足度の維持を図ることとした。また、アウトプット指標のサイトアクセス件数についても、引き続き維持を図ることとした。</p> <p>2 女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、実際に健康保持増進に関する相談を受けた件数及び、講師派遣依頼を受けてセミナーへ講師派遣をした件数をアウトプット指標とし、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等をアウトカム指標として目標として掲げる。</p> <p>3 雇用環境・均等部(室)では、社会的問題となっている雇用の場における妊産婦への不利益取扱いに係る対応や働く女性の母性健康管理に係る問題など、今後も、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談に対する対応等の業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直し等を行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることによって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるように努めるもの。</p> <p>併せて、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底、労働者からの相談への対応等のためには、システムが安定的に稼働している必要があることから、システム稼働率99.9%以上という水準を維持できるように努めるもの。</p>
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>—</p>
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>1 母性健康管理措置について認知度を上げるための効果的な事業を実施。</p> <p>2 令和元年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中。</p> <p>3 必要不可欠な経費を引き続き要求する。</p>

事業名	多言語相談支援事業						事業番号 (令和2年度)	38(新規)	
							事業番号 (令和元年度)	-	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	雇用環境・均等局総務課総務係、総務課労働紛争処理業務室	
実施主体	厚生労働省本省								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	在留資格「特定技能」の創設等により、今後我が国で就労する外国人労働者数が増加していくことが見込まれることから、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナー(以下「雇用環境・均等部(室)等」という。)に寄せられる各種相談について、多言語による対応ができる体制を構築していく必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	外国人労働者、事業主等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。							
	実施体制	厚生労働省本省							
28年度予算額 (千円)	-	29年度予算額 (千円)	-	30年度予算額 (千円)	-	令和元年度予算額 (千円)	-	令和2年度予算額 (千円)	12,898
28年度決算額 (千円)	-	29年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元年度決算額 (千円)	-	令和2年度雇用勘定予算額 12,898 (千円)	
28年度予算執行率 (%)	-	-	-	30年度予算執行率 (%)	-	令和元年度予算執行率 (%)	-	一般勘定予算額 0 (千円)	
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	-								
元年度目標	アウトカム指標	-			元年度実績	アウトカム指標【 】	-		
	アウトプット指標	-				アウトプット指標【 】	-		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	-								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	-								
評価									
令和2年度事業概要	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。								
令和2年度目標(アウトカム指標)	雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談のうち、多言語コンタクトセンター及び多言語音声翻訳アプリケーションを利用した相談件数の割合4%以上								
令和2年度目標(アウトプット指標)	雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数2200件								
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	昨年度試行で実施した愛知労働局と群馬労働局での相談件数(3か月間で291件)、アプリ等使用相談件数(同13件)から算出した利用率4.46%から設定								
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入れの環境整備 (3)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化								
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き要求する。								

事業名	外国人技能実習機構に対する交付金						事業番号 (令和2年度)	39	
							事業番号 (令和元年度)	41	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	法人監理係	
実施主体	外国人技能実習機構								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。 そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。 なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	技能実習生(約41万人)及び技能実習生受入れ企業・団体(約57,000企業、約2,800団体)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。							
	実施体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施							
28年度予算額 (千円)	125,363	29年度予算額 (千円)	737,070	30年度予算額 (千円)	766,040	令和元年度予算額 (千円)	1,307,210	令和2年度予算額 (千円)	1,306,522
28年度決算額 (千円)	66,750	29年度決算額 (千円)	526,097	30年度決算額 (千円)	766,040	令和元年度決算額 (千円)	1,307,210	令和2年度 雇用勘定予算額 3,530,798(千円) 一般勘定予算額 1,516,758(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	53.2	29年度 予算執行率 (%)	71.4	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:100%		
	アウトプット 指標	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)				アウトプット 指標 【○】	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100% ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数:3,762件		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	アウトカム指標について、指導にあたって実習実施者に対して関係法令の遵守について丁寧に説明し改善を求めたため目標を達成した。 アウトプット指標①について、死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものについて優先して実地検査を行ったため目標を達成した。 アウトプット指標②について、技能実習生の労働災害件数が多い職種を中心に積極的に実地検査を行ったため目標を達成した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き目標を達成できるよう、実地検査等を行う。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。 【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入の環境整備 (7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費						事業番号 (令和2年度)	40	
							事業番号 (令和元年度)	42	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務第一係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	(独)労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。							
	対象 (誰／何を 対象に)	(独)労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する民間金融機関からの借入金利息及び貸倒債権を償却するために必要な額。							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。							
	実施 体制	(独)労働者健康安全機構本部において実施							
28年度予算額 (千円)	166,757	29年度予算額 (千円)	98,986	30年度予算額 (千円)	77,149	令和元年度予算 額 (千円)	24,264	令和2年度予算 額 (千円)	100,578
28年度決算額 (千円)	166,757	29年度決算額 (千円)	87,330	30年度決算額 (千円)	77,149	令和元年度 決算額 (千円)	24,264	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	88.2	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額6百万円を回収する。			元 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	破産更生債権を除いた債権の回収額は10百万円となり、目標額を上回った。 【目標達成の理由】 適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。		
	アウトプット 指標	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。				アウトプット 指標 【○】	システムにより債権管理を行い、適切な債権管理と回収に努め、繰上償還等による債権の回収が行われた。 【目標達成の理由】 適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	適切な弁済計画と、それに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことにより、目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和2年度 事業概要	残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息、貸倒償却及び借入元本(不良債権に限る。)の返済に要する経費を補助する。								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額2百万円を回収する。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う事業であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。貸付をした事業者からの返済が完済するものが毎年あるため、返済額の総額は減少した指標を設定した。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年度において、破産更生債権を除いた債権について回収が完了すると、令和3年度、当該事業は廃止予定。								

事業名	労働災害防止対策費補助金経費					事業番号 (令和2年度)	41		
						事業番号 (令和元年度)	43		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	機構・団体管理室 団体監視係		
実施主体	労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会								
事業／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主、事業主の団体、労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業							
	実施 体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会							
28年度予算額 (千円)	1,367,248	29年度予算額 (千円)	1,454,565	30年度予算額 (千円)	1,747,881	令和元年度予算 額 (千円)	1,926,755	令和2年度予算 額 (千円)	1,932,042
28年度決算額 (千円)	1,367,248	29年度決算額 (千円)	1,454,565	30年度決算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 決算額 (千円)	1,926,755	令和2年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率(%)	100.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年度 目標	アウトカム 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合を85%以上とする。			元 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、98.5%であった。 ※効果があったとした事業場等1,334/回答事業場等1,354 ②安全衛生水準の向上に効果があったとした事業場等の割合は、97.2%であった。 ※効果があったとした事業場等25,013/回答事業場等25,747 【目標達成の理由】 中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため。		
	アウトプット 指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,540件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を540件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,955件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、1,358件であった。 【目標達成の理由】 安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したため。		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への勧誘活動を強化することにより、事業利用事業場の拡大を図る。また、年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事案については、臨機応変に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	各事項の目標の達成のため、引き続き、労働災害防止団体系法第12条に基づき設置された安全管理士及び衛生管理士が行う労働災害防止に関する技術的な指導、援助を行う。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								

令和2年度目標 (アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,240件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を490件以上とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が困難となった場合は目標値を別途再調整する。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	アウトカム指標については、労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 また、アウトプット指標については、中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、令和2年度においても引き続き、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導にウェートを置いたものである。 (なお、アウトプット指標の指導件数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、第1四半期(4月～6月)は実施できなかったため、当初の事業計画の75%程度に下方修正)
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。 また、アウトプット指標については、中小規模事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定しているところであるが、従前より予算の範囲内で効果的な事業の実施を図っており、令和2年度においても引き続き、きめ細やかな指導が実施可能な個別指導にウェートを置いたものである。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	III 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	事業を着実に実施し、労働災害防止活動を促進することにより労働災害の防止に繋げる。

事業名	産業医学振興経費		事業番号 (令和2年度)	42	事業番号 (令和元年度)	44			
	事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
実施主体	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
事業／ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与と制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供							
	実施体制	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学							
28年度予算額 (千円)	5,478,515	29年度予算額 (千円)	5,587,108	30年度予算額 (千円)	5,599,114	令和元年度予算額 (千円)	5,674,349	令和2年度予算額 (千円)	6,296,456
28年度決算額 (千円)	5,478,515	29年度決算額 (千円)	5,587,108	30年度決算額 (千円)	5,525,447	令和元年度決算額 (千円)	5,663,958	令和2年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.7	令和元年度 予算執行率(%)	99.8	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
元年度 目標	アウトカム 指標	<p>&lt;公益財団法人 産業医学振興財団&gt; 産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。</p> <p>&lt;学校法人 産業医科大学&gt; ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。</p>			元年度 実績	<p>&lt;公益財団法人 産業医学振興財団&gt; 研修が有用であった旨の回答は97.3%であった。 ※有用と回答した者15,737名／回答者16,179名</p> <p>&lt;学校法人 産業医科大学&gt; ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は93名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は96.2%であった。 ※有用と回答した者 869名／回答者903名</p>			
	アウトプット 指標	<p>&lt;公益財団法人 産業医学振興財団&gt; 産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。</p> <p>&lt;学校法人 産業医科大学&gt; ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。</p>				<p>&lt;公益財団法人 産業医学振興財団&gt; 産業医研修事業の受講者数は33,233名であった。</p> <p>&lt;学校法人 産業医科大学&gt; ①医師国家試験の合格率は100%であった。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は1,318名であった。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対して実施したオープンキャンパスの参加者は合計で1,238名であった。</p>			

<p>元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題</p>	<p>&lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;  [アウトカム指標]  最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。  [アウトプット指標]  効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt;  [アウトカム指標]  ①:産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請した。  ②:研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。  [アウトプット指標]  ①:他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施した。  ②:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。  ③:首都圏でのメンタルヘルス対策支援講座、オープンキャンパスの開催及びニーズに合った演題で市民公開講座を開催した。</p>	
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題</p>	<p>各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。</p> <p>&lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;  [アウトカム指標]  引き続き、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。  [アウトプット指標]  医師会と密接な連携を図り最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt;  [アウトカム指標]  ①:産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。  ②:研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。  [アウトプット指標]  ①:他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施していく。  ②③:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。  ③:公開講座やオープンキャンパスを実施していく。</p>	
<p>評価</p>	<p>A</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続</p>
<p>令和2年度事業概要</p>	<p>令和元年度と同様</p>	
<p>令和2年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>&lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;  ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt;  ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。  ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。</p>	
<p>令和2年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>&lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;  ①産業医研修事業の受講者を13,500人以上とする。  ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が困難となった場合は目標値を別途再調整する。</p> <p>&lt;学校法人産業医科大学&gt;  ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。  ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を275人以上とする。  ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施する。  ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が困難となった場合は目標値を別途再調整する。</p>	
<p>令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)</p>	<p>産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施に当たり、一定程度以上の効果を有することが確認できる目標設定とした。  なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。  (アウトプット指標の受講者(参加者)は、新型コロナウイルス感染症防止のため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が示すイベント等開催の目安(収容率50%)を踏まえ、受講者(参加者)数を算出)</p>	
<p>令和2年度予算概算要求の主要事項との関係</p>	<p>—</p>	
<p>令和3年度要求に向けた事業の方向性</p>	<p>引き続き従来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。</p>	

事業名	就労条件総合調査費						事業番号 (令和2年度)	43	
							事業番号 (令和元年度)	45	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	就労条件係	
実施主体	厚生労働省本省								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<p>主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。</p> <p>本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握している。</p> <p>本調査の結果については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「働き方改革実行計画」の数値目標に活用されるなど、政策立案のための基礎資料となっており、また、新規事業に向けての検討や既存事業の改善等を通して、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	日本標準産業分類に基づく16大産業(平成25年10月改定)に属する常用労働者が30人以上の民間企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間競争入札により決定した民間事業者により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。							
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間競争入札により決定した民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働省本省において実施)。							
28年度予算額 (千円)	20,592	29年度予算額 (千円)	20,592	30年度予算額 (千円)	18,860	令和元年度予算額 (千円)	19,228	令和2年度予算額 (千円)	28,150
28年度決算額 (千円)	19,012	29年度決算額 (千円)	18,208	30年度決算額 (千円)	17,662	令和元年度決算額 (千円)	18,439	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
28年度予算執行率 (%)	—	29年度予算執行率 (%)	—	30年度予算執行率 (%)	—	令和元年度予算執行率 (%)	—		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。			元年度実績	アウトカム指標【○】	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。かかる基礎資料は、「過労死等防止対策白書」等に活用された。		
	アウトプット指標	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。				アウトプット指標【○】	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、令和元年10月29日に概況(「平成31年就労条件総合調査結果の概況」)を公表し、令和2年1月に報告書(「平成31年就労条件総合調査報告」)を刊行した。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過労死等防止対策白書等に活用されるなど、基礎資料として政策立案に資することができたため。</li> <li>・民間委託による調査も含めて、集計・公表等を計画どおり行うことができたため。</li> </ul>								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	今後も引き続き、民間委託による調査を適切に実施し、集計、公表等を計画どおり行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標(アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。								
令和2年度目標(アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。								
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることと年度内に概況及び報告書により公表することを目標とした。								
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—								
令和3年度要求に向けた事業の方向性	本事業は令和2年度から令和4年度までの3か年の国庫債務負担行為である。								

事業名	未払賃金立替払事務実施費						事業番号 (令和2年度)	44	
							事業番号 (令和元年度)	46	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件確保 対策事業係	
実施主体	(独)労働者健康安全機構								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	(独)労働者健康安全機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。							
	実施 体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。							
28年度予算額 (千円)	8,191,740	29年度予算額 (千円)	8,111,308	30年度予算額 (千円)	7,125,887	令和元年度予算額 (千円)	7,019,023	令和2年度予算額 (千円)	10,692,107
28年度決算額 (千円)	6,020,929	29年度決算額 (千円)	6,943,280	30年度決算額 (千円)	6,976,243	令和元年度決算額 (千円)	7,308,198	令和2年度 雇用定額予算額 0 (千円) 一般勘定予算額 0 (千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
28年度 予算執行率 (%)	73.5	29年度 予算執行率 (%)	85.6	30年度 予算執行率 (%)	97.9	令和元年度 予算執行率(%)	104.1		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年 度 目 標	アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を改正(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)。なお、令和元年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。			アウトカム 指標 【○】	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均16.5日」となった。			
	アウトプット 指標	①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。			アウトプット 指標 【○】	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。 ・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・破産管財人等の証明が適正に行われるように、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を9カ所で開催し、出席者計333名に対し、機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。 ・地方裁判所5ヶ所に赴き、裁判官や書記官計30名に対し、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。 ・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 ・請求書向けパンフレットとは別に「請求書記載例」をHPに掲載し、各弁護士会との研修会にて配布した。 ②立替払において代位取得した賃金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るため、未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全321事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。 ・再建型については、弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めるとともに、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない事業所へ196回の弁済督促等を行った。 ・事実上の倒産事案については、全事業所へ2,545回の求償通知を送付するとともに、債権が残っていることが判明した当該事業場及び第三債務者に照会し、回収可能な売掛債権等の差押命令申立を行なった件数は57件あった。			

元年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均20日以内」の目標が達成できた。 計画的かつ柔軟な支払いの実施したこと、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整したこと、都道府県弁護士会等の関係者と密に調整したことにより研修会等の開催をすることができた。 事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督励等を行った結果、目標が達成できた。	
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を改正(対象期間:平成31年4月～令和6年3月)。なお、令和2年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均20日以内」とする。	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。	
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	内閣府によれば、令和2年3月の景気ウオッチャー調査において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、きわめて厳しい状況にある。先行きについては、一段と厳しさが増すとみている」とされている。令和元年度の立替払額は減少したものの、立替払件数は平成28年度以降増加傾向にあり今後の経済情勢は企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。	
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—	
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。	

事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						事業番号 (令和2年度)	45	
							事業番号 (令和元年度)	47	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	設定改善係、 働き方・ 休み方改善係 母性健康管理係	
実施主体	都道府県労働局及び委託先								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	<p>経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。</p> <p>本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。</p> <p>また、不妊治療に対する理解と柔軟な働き方を可能とする制度に取り組む企業を支援することで不妊治療と仕事で両立できる職場環境の整備が行われることで、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから、当該事業で行う必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を 対象に)	下記①、②、③は中小企業事業主、下記④、⑤は事業主および労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキーム を含む)	<p>①「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援を合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③ 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p> <p>⑤ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事の両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けたマニュアル等の周知啓発等を行う。</p>							
	実施 体制	都道府県労働局及び委託先において実施する。							
28年度予算額 (千円)	2,001,322	29年度予算額 (千円)	2,100,667	30年度予算額 (千円)	5,307,141	令和元年度予算 額 (千円)	11,346,948	令和2年度予算 額 (千円)	13,849,522
28年度決算額 (千円)	349,623	29年度決算額 (千円)	961,451	30年度決算額 (千円)	2,370,541	令和元年度 決算額 (千円)	10,287,410	令和2年度 雇用勘定予算額 8,531,548(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度 予算執行率 (%)	28.2	29年度 予算執行率 (%)	56.8	30年度 予算執行率 (%)	41.9	令和元年度 予算執行率(%)	90.7	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						

元年度目標	アウトカム指標	<p>1 時間外労働等改善助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の所定外労働時間の削減を行う支給対象事業主において、月間平均所定外労働時間を2時間以上削減する。</p> <p>3 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>4 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、85%以上から「参考になった」の回答を得る。</p>	アウトカム指標 【1～5:○】	<p>1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①時間外労働上限設定コース:100% ②勤務間インターバル導入コース:99.5% ③職場意識改善コース:100% ④団体推進コース:100%</p> <p>2 月間平均所定外労働労働時間数は7.4時間減</p> <p>3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.2%</p> <p>4 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、95%</p> <p>5 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 利用者アンケートにて「使いやすい(普通を含む)」と回答した割合 89.2% イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウム参加者の評価で、「参考になった」と回答した割合 98.8%</p>
	アウトプット指標	<p>1 時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(1,822件)以上とする。</p> <p>2 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(2,587件)以上とする。</p> <p>3 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(103件)以上とする。</p> <p>4 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和元年度予算における想定件数の7割(697件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターの派遣型専門家による個別訪問件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で200万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数を年間29,800件以上とする。 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数を800人以上とする。</p>	アウトプット指標 【2,6:○ 1、3、4、5、7: ×】	<p>1 時間外労働上限設定コース支給決定件数:23件</p> <p>2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:10,404件</p> <p>3 職場意識改善コース支給決定件数:67件</p> <p>4 団体推進コース支給決定件数:358件</p> <p>5 派遣型専門家による個別訪問件数:25,631件</p> <p>6 働き方改革特設サイトのPV数:411万件</p> <p>7 ア 働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数:21,074件 イ 仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの参加者数:679人</p>

<p>元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題</p>	<p>【アウトカム指標】  1、2 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう、助成上限額の見直し等を行ったことが要因と考えられる。  3 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。  4 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。  5のA 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、常に使いやすいように見直しを行うとともに、掲載情報の拡充等を行っていることから目標を達成できた。  5のイ 基調講演や具体的な事例発表等シンポジウムのプログラムの工夫により、働き方・休み方改善に関心のある企業の人事労務担当者等参加者から高い評価を得ることができ、目標を達成できた。</p> <p>【アウトプット指標】  1 本コースは月80時間超の特別条項付き36協定を締結している事業主が、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行っている場合にのみ利用できるものであったが、当該要件に該当する事業主が少なかったこと等が要因のひとつと考えられる。  2 支給上限額を平成30年度に比べ2倍に引き上げる等の拡充を行ったことが目標達成に大きく繋がった一因と考えられる。  3 本コースの支給決定件数が67件で、目標の約6.5割の状況であるが、3か月間の評価期間を設定する必要があった関係上、交付申請期限が9月末日までと短く設けられていたこと等から申請件数が伸び悩んだものと考えられる。  4 本コースは、昨年度の支給決定件数75件を大きく上回ったところであるが、今年度支給決定件数は358件で、目標の約5割の状況にとどまった。平成30年度から支給を開始した助成金であり、周知不足等が原因と考えられる。  5 全国に開設した働き方改革推進支援センターについて、商工団体等と連携を図り、積極的な周知や利用勧奨を行ったものの、原則3回を見込んでいた個別訪問支援が1回で終了した事例があったためにより目標達成には至らなかった。  6 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。  7のA 働き方・休み方改善ポータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は53,048人であったが、診断結果まで出された件数は21,074件で、目標を達成できなかった。企業診断及び社員診断に関心はあるものの、複数項目選択の煩雑さ等から、診断結果まで到達しなかったことが原因と考えられる。  7のイ 都道府県労働局が平成31年4月施行の働き方改革関連法の説明会等を重点的に開催する中で、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及(法定以上の取組を含む)を図る本シンポジウムの違いについて、企業の人事労務担当者等から十分な理解を得られず、シンポジウムの参加につながらなかったことが目標の参加者数未達成の原因と考えられる。</p>	
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題</p>	<p>1、3について、これまでの「時間外労働上限設定コース」と「職場意識改善コース」を統合の上、新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」を新設し、柔軟な成果目標の設定を可能とするため、4つのうちから1つ以上の成果目標を選択できるよう改善を行った。また、新たに賃金引き上げの観点から、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合に助成上限額を加算する拡充措置を行った。  2について、新たに賃金引き上げの観点から、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合に助成上限額を加算する拡充措置を行った。  4について、「働き方改革推進支援センター」等で、引き続き、同コースの活用に向けた周知を行うこととする。  5について、令和2年度においては専門家自らが直接企業を訪問し課題に応じた相談支援につなげるプッシュ型支援を実施する等により中小企業・小規模事業者等に対する個別相談等の機能・体制を強化することとした。  6について、引き続き、中小企業事業主が働き方改革に取り組むに当たって参考となる好事例集を掲載するなどによりサイトの拡充を図る。  また、働き方・休み方改善ポータルサイトについて、引き続き、企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を行い、使いやすいサイトの運営に努める。  今後において、本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和元年度の実績を踏まえつつ、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、事業内容の効率化、助成要件の見直し、周知方法を検討しながら、引き続き、必要な要求を行うこととしたい。</p>	
<p>評価</p>	<p>B</p>	<p>予算額又は手法等を見直し</p>

<p>令和2年度 事業概要</p>	<p>令和元年度の事業に加え、以下の事業を実施する。</p> <p>① 働き方改革推進支援助成金 前年度の「時間外労働上限設定コース」と「職場意識改善コース」を統合し、新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」を設立、また新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む事業主向けに「職場意識改善特例コース」を設立した。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 新たに47都道府県に設置した「働き方改革推進支援センター」に専門家派遣の調整を行うコーディネーターを配置する等体制強化を図るとともに、専門家自らが直接企業を訪問し課題に対応する伴走型支援を実施（ブッシュ型支援）する等支援内容の強化を図る。</p> <p>③ 働き方・休み方改善に向けた事業 大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて、中小企業庁等と連携し集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。</p> <p>④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 令和元年度に作成した、不妊治療と仕事の両立のためのマニュアル等の周知啓発等を行う。</p>
<p>令和2年度目標 (アウトカム指標)</p>	<p>1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。</p>
<p>令和2年度目標 (アウトプット指標)</p>	<p>1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,106件)以上とする。</p> <p>2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(2,972件)以上とする。</p> <p>3 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,352件)以上とする。</p> <p>4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(686件)以上とする。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターのアウトリーチ型支援による相談件数を、37,000件以上とする。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革特設サイト」のPV数について、年間で340万PVを達成する。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を500,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を22,000件以上とする。</p>
<p>令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p>	<p>【アウトカム指標】</p> <p>1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。</p> <p>2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、講義内容が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>4 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>1～4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。</p> <p>5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業訪問による個別支援を重視していることから、当該件数を目標値として設定した。</p> <p>6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、令和元年度の働き方改革特設サイトのPV実績を踏まえて設定した。</p> <p>7 働き方・休み方改善に向けた事業については、働き方・休み方改善ポータルサイトにおいて企業の改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を図ることから、平成30年度のアクセス件数実績478,508件を上回る件数を目標とした。なお、令和元年度は、働き方改革関連法の施行が影響し、アクセス件数は664,300件だったが(平成29年度は407,893件)、平準化した件数を目標とする。また、企業診断及び社員診断の令和元年度の利用実績を目標とする。</p>
<p>令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係</p>	<p>Ⅲ主要事項</p> <p>第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <p>1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保</p>
<p>令和3年度要求に 向けた事業の 方向性</p>	<p>本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和元年度の実績を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の違法水準等を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取組を促進するため、引き続き、必要な要求を行うこととしたい。</p>

事業名	テレワーク普及促進等対策		事業番号 (令和2年度)		46		事業番号 (令和元年度)		48	
			事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係		テレワーク係	
実施主体		(一社)日本テレワーク協会、民間団体								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	本事業は適正な労務管理下において多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するとともに、長時間労働や情報機器作業による健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰/何を対象に)	労働者、事業主								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。</p> <p>②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。 また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。</p> <p>③時間外労働等改善助成金(令和2年4月1日より「働き方改革推進支援助成金」に改称。以下同じ。)(テレワークコース) 中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に重点的に助成金を支給する。</p> <p>④テレワーク表彰・シンポジウム テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>⑤サテライトオフィス 駅や保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置し、通勤時間の削減を図り、仕事と育児の両立等ワーク・ライフ・バランスを実現するための活用方法を検証し、モデルを構築する。</p> <p>⑥テレワーク宣言応援 企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を広く周知し導入促進を図る。</p> <p>⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助 国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行うことで、適正な労務管理下における良質なテレワークの積極的な導入を促す。</p>								
	実施体制	<p>①テレワーク・セミナー：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>②テレワーク相談センター等：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>③時間外労働等改善助成金(令和2年4月1日より「働き方改革推進支援助成金」に改称)(テレワークコース)：厚生労働省で直接実施</p> <p>④テレワーク表彰・シンポジウム：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p> <p>⑤サテライトオフィス：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東武ビジネスソリューション株式会社、ランゲート株式会社、株式会社キャリア・マムが実施。</p> <p>⑥テレワーク宣言応援：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社テレワークマネジメントが実施。</p> <p>⑦国家戦略特区のテレワークに関する援助：一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。</p>								
28年度予算額 (千円)	275,478	29年度予算額 (千円)	528,639	30年度予算額 (千円)	519,155	令和元年度予算額 (千円)	359,871	令和2年度予算額 (千円)	207,969	
28年度決算額 (千円)	124,181	29年度決算額 (千円)	254,615	30年度決算額 (千円)	274,799	令和元年度決算額 (千円)	178,980	令和2年度 雇用勘定予算額 103,024(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
28年度 予算執行率 (%)	45.5	29年度 予算執行率 (%)	48.3	30年度 予算執行率 (%)	53.1	令和元年度 予算執行率(%)	50.5			
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

元年度目標	アウトカム指標	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②サテライトオフィスモデル事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合80%以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を70%以上とすること。	元年度実績	アウトカム指標【○】	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合は93.6%であった。 ②サテライトオフィスモデル事業における利用企業に対するアンケート調査で「今後もサテライトオフィスを利用したい」旨の評価を受ける割合96.9%であった。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主は89.2%であった。
	アウトプット指標	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,500件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。 ③時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数を80件以上とする。		アウトプット指標【①○、②・③×】	①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)は4,520件であった。 ②セミナー参加者は合計638名であった。 ③平成31年度の支給決定件数は65件であった。
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>(アウトカム指標) 【目標達成の理由】</p> <p>①コンサルタントへの研修を積極的に行い、職員の能力を向上させることで、質の高いコンサル業務を実施できたため。 ②サテライトオフィス利用者の意見を聞きながら、より快適な執務環境を提供したため。 ③テレワーク相談センターや企業向けセミナー等の場を活用したさらなる周知広報を行ったため。</p> <p>(アウトプット指標) 【目標達成の理由】</p> <p>①企業向けセミナー等のあらゆる機会を捉えてテレワーク相談センターの周知広報を行ったため。</p> <p>【目標未達成の理由】</p> <p>②周知媒体が紙中心(ポスターやチラシ等)で浸透しなかったことや、周知のタイミングが遅く、不十分であったため。 ③助成金の存在が十分に周知されておらず、また、テレワークの導入自体を考えていない事業者が多いなど、導入への理解の促進が不十分であったため。</p>				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	②ポスターやリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、更なる周知を図る。 ③助成金の周知広報事業による周知を行うとともに、テレワークの導入等に関する懸念点等に対して、テレワーク相談センターによる丁寧な相談対応等を行うことにより、テレワークの導入をする申請企業を増やす。				
評価	B		予算額又は手法等を見直し		
令和2年度事業概要	<p>●①～④、⑥⑦については、事業継続。 ●⑤については、平成29年～31年の3か年事業であり、昨年度事業終了。 ●その他、以下事業について新規で実施</p> <p>・企業におけるテレワークの導入状況等について実態調査を実施するとともに、テレワークの導入・普及にあたっての労務管理上の課題等を調査し、テレワーク普及促進のための方策の検討材料とするため「令和2年度テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業」を実施。</p> <p>※(総合評価落札方式を経て)三菱UFJリサーチアンドコンサルティング㈱が実施。 ・②について、新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、令和2年3月9日より「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」を新たに設けている。</p>				
令和2年度目標(アウトカム指標)	①国家戦略特区のテレワークに関する援助について、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極的に検討する」旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を75%以上とすること。				
令和2年度目標(アウトプット指標)	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を3,500件以上とする。 ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数を220件以上とする。				
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(アウトカム指標)</p> <p>①実際に訪問して具体的な相談を実施できる訪問コンサルティングは、より直接的にテレワークの導入につながる施策と考えられることから、令和元年度より目標として設定したところであり、安定して目標達成することでテレワークの導入促進に資するものと考えられるため、今年度においても、引き続き、昨年度と同水準の目標を設定する。 ②昨年度の実績を踏まえて、昨年度を上回る目標を設定する。</p> <p>(アウトプット指標)</p> <p>①昨年度の実績を踏まえ、昨年度と同水準の目標を設定する。 ②新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの需要拡大の状況を踏まえ、昨年度を上回る目標を設定する。</p>				
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (1)雇用型テレワークの導入支援				
令和3年度要求に向けた事業の方向性	「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」等を踏まえ、また、「新しい生活様式」の実践例としてもテレワークが推奨されている中で、テレワーク相談センターや訪問コンサルティングによる相談支援やガイドラインの周知・啓発、導入等のための助成等を通じて、引き続き、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。				

事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組						事業番号 (令和2年度)	47	
							事業番号 (令和元年度)	49	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件改善係	
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。							
	実施体制	民間団体に委託して実施							
28年度予算額 (千円)	289,500	29年度予算額 (千円)	303,496	30年度予算額 (千円)	585,777	令和元年度予算額 (千円)	603,869	令和2年度予算額 (千円)	672,650
28年度決算額 (千円)	230,386	29年度決算額 (千円)	241,396	30年度決算額 (千円)	399,915	令和元年度決算額 (千円)	427,195	令和2年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般勘定予算額 0(千円)	
28年度予算執行率 (%)	86.7	29年度予算執行率 (%)	86.3	30年度予算執行率 (%)	87.4	令和元年度予算執行率 (%)	73.7	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。			元年度実績	アウトカム指標【O】	①52.4% ②83% ③検討委員会を6・8・11・1・2・3月に開催し、年度末に報告書を取りまとめた。		
	アウトプット指標	①勤改センターの認知率70%以上とする。 ②データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。				アウトプット指標【O】	①71.3% ②年間アクセス件数は140,319件。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	医療機関に対する訪問支援、医療従事者に対するセミナーの開催及びウェブサイトの積極的な更新等を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度事業概要	医療機関への積極的な訪問による利用勧奨業務・個別支援業務を実施しつつ、令和元年度と同様にアンケート調査、ウェブサイトの運営、セミナー開催をする。								

<p>令和2年度目標 (アウトカム指標)</p>	<p>①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。</p>
<p>令和2年度目標 (アウトプット指標)</p>	<p>①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的を開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。</p>
<p>令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)</p>	<p>【アウトカム指標】 ①本満足度調査は毎年実施している医療機関アンケート調査のものであるが、勤務環境に対する満足度の経年変化を見ることによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。(令和元年度より設定) ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことを促進するため。 ③客観的な指標として、アクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。(これまでアウトプット指標としていたが、政策の効果で示しているためアウトカム指標に変更した) 【アウトプット指標】 ①本調査・研究事業の報告書は、省内で各種施策等を立案する際に参考にされているものであり、取りまとめには十分な議論を経ることが必要であるため。(これまでアウトカム指標としていたが、事業執行を測るものであるためアウトプット指標に変更した) ②相談支援機関として、医療機関にその存在を知ってもらうことが重要なため。(これまでアウトカム指標としていたが、政策の効果を示しているためアウトプット指標に変更した)</p>
<p>令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係</p>	<p>Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 4 医療従事者働き方改革の推進</p>
<p>令和3年度要求に 向けた事業の 方向性</p>	<p>引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。</p>

事業名	中小企業退職金共済事業経費						事業番号 (令和2年度)	48	
							事業番号 (令和元年度)	50	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構調整係	
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構								
事業/ 制度概要	目的及び必要性 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 また、この制度によって支払われる退職金は、「賃金の支払の確保等に関する法律」における「賃金」に該当することから、労災保険法第29条第1項第3号の「賃金の支払の確保を図るために必要な事業」(賃金の立替払と同様)として実施しているものである。							
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業事業主・従業員							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。							
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。							
28年度予算額 (千円)	1,912,497	29年度予算額 (千円)	2,054,539	30年度予算額 (千円)	2,180,947	令和元年度予算額 (千円)	2,298,337	令和2年度予算額 (千円)	2,094,129
28年度決算額 (千円)	1,912,497	29年度決算額 (千円)	2,054,539	30年度決算額 (千円)	2,155,898	令和元年度決算額 (千円)	2,115,004	令和2年度 雇用勘定予算額 6,673,061(千円) 一般勘定予算額 (千円)	
28年度 予算執行率 (%)	100.0	29年度 予算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.9	令和元年度 予算執行率(%)	92.0	※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元 年度 目 標	アウトカム 指標	令和元年度における新たに加入する被共済者 数を337,000人以上とする。			元 年度 実 績	アウトカム 指標 【○】	新規加入被共済者数が、目標を上回った。 (令和元年度:383,483人) 【目標達成の理由】 加入勤奨対象の的確な把握や地方自治体、関係団体等との連携強化 等により、効果・効率的な加入促進対策を講じたため。		
	アウトプット 指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する 訪問件数を平均月15件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数は平均月 18.7件(令和元年度)であった。 【目標達成の理由】 普及推進員に対して、今後とも高い成長が見込まれる分野や加入が 進んでいない分野の業種等に対する積極的な活動を求めたため。		
元年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	都道府県労働局、都道府県及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問、他の退職金共済事業との 連携による周知広報や、マスメディアの積極的な活用などの効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き、解散存続厚生年金基金及び特定退職金共済事業を廃止した団体から中小企業退職金共済制度への資産移換を促進するための周 知広報の実施や、開拓の余地が見込まれる業種の団体等へのアプローチに積極的に取り組むなど、関係機関と連携して制度の普及をより一 層図ること。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和2年度 事業概要	令和元年度と同様								
令和2年度目標 (アウトカム指標)	令和2年度における新たに加入する被共済者数を331,000人以上とする。								
令和2年度目標 (アウトプット指標)	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。								
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度 を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多 くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第4期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和2事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数を目標として いる。								
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-								
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。								

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費						事業番号 (令和2年度)	49	
							事業番号 (令和元年度)	51	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	調整第三係	
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	これ以降については(1)において運営費、(2)において施設整備費、について記載を行う。 (1) 労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているものである。このうち、労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。 (2) 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施主体である(独)労働政策研究・研修機構労働大学の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修・更新を進めることは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。							
	対象 (誰/何を対象に)	(1)労働行政職員 (2)(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1) 成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。具体的な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。 (2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、(独)労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。							
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構により実施							
28年度予算額 (千円)	161,791 (1)106,986 (2)54,805	29年度予算額 (千円)	201,611 (1)106,986 (2)94,625	30年度予算額 (千円)	160,815 (1)106,820 (2)53,995	令和元年度予算額 (千円)	243,693 (1)106,660 (2)137,033	令和2年度予算額 (千円)	133,727 (1)106,502 (2)27,225
28年度決算額 (千円)	150,456 (1)106,986 (2)43,470	29年度決算額 (千円)	195,730 (1)106,986 (2)88,744	30年度決算額 (千円)	160,778 (1)106,820 (2)53,958	令和元年度決算額 (千円)	229,989 (1)106,660 (2)123,329	令和2年度雇用勘定予算額 (千円)	2,263,698
28年度予算執行率 (%)	93.0 (1)100.0 (2)79.3	29年度予算執行率 (%)	97.1 (1)100.0 (2)93.8	30年度予算執行率 (%)	100.0 (1)100.0 (2)99.9	令和元年度予算執行率 (%)	94.4 (1)100.0 (2)90.0	令和2年度一般勘定予算額 (千円)	430,140
※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。									
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	(1) ①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。 (2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。			元年度実績	アウトカム指標 【(1)〇(2)〇】			(1) ①達成(実績:97.3%) ※業務に生かしているとの回答数(1,520名)／研修生に対するアンケート調査数(1,562名)。 ②達成(実績:98.8%) ※評価しているとの回答数(1,547名)／上司に対する事後調査数(1,565名)。 【目標達成の理由】 厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったため。 (2) ①達成(令和元年度においては、「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検等を実施した。 ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。) 【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したため。
	アウトプット指標	(1) 研修実施コース数(80コース以上) (2) 令和元年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。				アウトプット指標 【(1)〇(2)〇】			(1) 達成(実績:85コース) 【目標達成の理由】 厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施したため。 (2) 達成(令和元年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学において、建築工事及び空調設備工事を実施した。) 【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したため。

元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<p>(1)アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。</p> <p>(2)施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。</p>	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	(1)(2)引き続き、事業の適切な実施に努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標(アウトカム指標)	<p>(1)①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。</p> <p>②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。</p> <p>(2)①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。</p> <p>②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。</p>	
令和2年度目標(アウトプット指標)	<p>(1)研修実施コース数(80コース以上)</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止となる場合がある。</p> <p>(2)令和2年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。</p>	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>独立行政法人労働政策研究・研修機構の第4期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。</p> <p>なお、アウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。</p> <p>【目標設定の理由及び水準の考え方】</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。</li> <li>・目標水準については、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)の実績を踏まえ、その目標水準を上回る水準を設定することとした。</li> </ul> <p>(2)</p> <p>「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。</p>	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	—	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施する。	

事業名	個別労働紛争対策費						事業番号 (令和2年度)	50	
							事業番号 (令和元年度)	52	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	業務管理係	
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、(公社)全国労働基準関係団体連合会								
事業 ／ 制度概要	目的及必要性 (何のため)	<p>以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が8年連続で最多となり、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。</p> <p>総合労働相談は12年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が8年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。</p> <p>総合労働相談窓口へ寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	<p>直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。</p> <p>業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者、労働組合役員など)が対象。</p>							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、民事上の問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。</p> <p>②平成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎年度実施し、平成30年度～令和2年度は公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。</p>							
実施体制	<p>労働紛争調整官:80名 総合労働相談コーナー:全国379箇所 総合労働相談員:758名 紛争調整委員:381名</p>								
28年度予算額 (千円)	787,278	29年度予算額 (千円)	1,016,761	30年度予算額 (千円)	1,087,918	令和元年度予算額 (千円)	1,476,475	令和2年度予算額 (千円)	1,620,628
28年度決算額 (千円)	761,199	29年度決算額 (千円)	940,116	30年度決算額 (千円)	1,030,166	令和元年度決算額 (千円)	1,310,495	<p>令和2年度雇用勘定予算額 1,620,609(千円) 一般勘定予算額 83,501(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。</p>	
28年度 予算執行率 (%)	96.7	29年度 予算執行率 (%)	92.5	30年度 予算執行率 (%)	95.0	令和元年度 予算執行率(%)	88.8		
30年度評価と それを踏まえた 令和2年度事業の 見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度 目標	アウトカム 指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を95%以上とする。			元年度 実績	アウトカム 指標 【○】	97.2%(9,620件(1ヶ月以内処理件数)／9,902件(手續終了件数)) 【目標達成の理由】 判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。		
	アウトプット 指標	助言・指導申出受付件数(令和元年度計画数9,184件) (数値の根拠)平成21～30年度における申出受付件数の平均値				アウトプット 指標 【○】	9,874件 【目標達成の理由】 助言・指導申出受付件数が令和元年度計画数を上回ることができたため。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速・かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き事業の適切な実施に努める。								

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和2年度事業概要	令和元年度と同様	
令和2年度目標 (アウトカム指標)	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を95%以上とする。	
令和2年度目標 (アウトプット指標)	助言・指導申出受付件数(令和2年度計画数 9,394件) (数値の根拠)平成22～令和元年度における申出受付件数の平均値	
令和2年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	これまで本業務については、申出件数が高止まりするとともに、内容面が複雑困難化している中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。今後も当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移するとともに、内容面でも同様の傾向が続くことが見込まれることから、迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることを目標とする。労使からの助言・指導申出利用件数の向上を図ることにより、労使の個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を促進することができる。	
令和2年度予算概算要求の主要事項との関係	<b>Ⅲ主要事項</b> 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 2 長時間労働の是正をはじめとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備 (3)健康に働くことができる職場環境の整備 ② 早期の紛争解決に向けた体制整備等	
令和3年度要求に向けた事業の方向性	相談件数はここ最近、依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行った取組に加え、あつせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、また今後増加が見込まれる外国人労働者からの相談について適切な援助を行うため、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る等により的確に紛争の解決を促進できるように努めてまいりたい。	

事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費					事業番号 (令和2年度)	51		
						事業番号 (令和元年度)	53		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	労働契約係		
実施主体	民間団体								
事業 ／ 制度 概要	目的及び必要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。本事業により、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰/何を対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業及びグローバル企業							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	<p>特区内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。</p> <p>なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づき各特区が作成する区域計画において、雇用労働相談センターの設置が記載され、内閣総理大臣により認定された場合に設置されることとなるものである。</p> <p>(1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応  (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応  (3)個別訪問指導  (4)セミナーの開催</p>							
	実施体制	<p>一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体へ委託して実施している。</p> <p>(1)福岡市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成26年11月29日設置)  (2)関西圏センター：株式会社バソナが実施(平成27年1月7日設置) ※令和元年度はアデコ株式会社  (3)東京圏センター：株式会社バソナが実施(平成27年1月30日設置)  (4)新潟市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成27年10月29日設置)  (5)愛知県センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年4月25日設置)  (6)仙台市センター：アデコ株式会社が実施(平成28年6月28日設置)  (7)広島県・今治市センター：有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年10月28日設置)</p>							
28年度予算額 (千円)	360,570	29年度予算額 (千円)	387,648	30年度予算額 (千円)	390,511	令和元年度予算額 (千円)	398,277	令和2年度予算額 (千円)	387,962
28年度決算額 (千円)	252,021	29年度決算額 (千円)	300,914	30年度決算額 (千円)	303,790	令和元年度決算額 (千円)	321,152	令和2年度雇用勘定予算額 387,962(千円) 一般勘定予算額 0(千円) ※決算額は行政経費を除く。 ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
28年度予算執行率 (%)	69.9	29年度予算執行率 (%)	77.6	30年度予算執行率 (%)	78.8	令和元年度予算執行率 (%)	81.6		
30年度評価とそれを踏まえた令和2年度事業の見直し	30年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
元年度目標	アウトカム指標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。			元年度実績	アウトカム指標【○】	目標の95%を超える約98.6%の利用者から「相談対応について参考になった」との回答を得た。		
	アウトプット指標	①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの参加者数について、23人以上とする。 (※設置済のセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人+20人)÷7センター=23人)) ②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、115件(平成30年度相談件数実績)以上とする。				アウトプット指標【○】	①1回当たりのセミナーの参加者数は、平均して約30.0人となり、目標の23人以上となった。 ②1ヶ月あたりの平均相談件数は、約129.1件となり、目標の115件以上となった。		
元年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	アウトカム指標である相談対応の満足度については、専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたため、アウトプット指標であるセミナー参加者数については、関心の高いテーマのセミナーを実施するとともに積極的な周知を図ったためである。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。								
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

令和2年度 事業概要	令和元年度と同様
令和2年度目標 (アウトカム指標)	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。
令和2年度目標 (アウトプット指標)	①各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を129件(令和元年度相談件数実績)以上とする。 ②雇用労働相談センターにおけるセミナー1回当たりの参加者数を23人(※)以上とする。 (※各雇用労働相談センターにおける集客目標の平均値((30人×2センター+20人×5センター)÷7センター=23人))
令和2年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は令和元年度に引き上げた95%以上とした。 アウトプット指標については、 ①本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすべく、水準を引き上げ、令和元年度相談実績以上の相談件数を目標とした。 ②適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティに限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、集客目標の平均値(令和元年度目標)と同水準以上の参加者数を目標とした。
令和2年度予算概算 要求の主要事項 との関係	—
令和3年度要求に 向けた事業の 方向性	各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定や雇用労働相談センターのない特区における雇用労働相談センターの新設等が行われる可能性を踏まえ、必要な要求を行う。

## 社会復帰促進等事業に係る目標管理に関する基本方針

平成 20 年 7 月 策定  
平成 23 年 3 月 改定  
令和 元年 5 月 改定  
労働基準局

### 1. 基本方針策定の趣旨

社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）については、平成 17 年度から目標管理を実施し、平成 19 年に行われた旧労働福祉事業の見直しについての労働政策審議会の建議において、「P D C A サイクルで不断のチェックを行い、その事業評価の結果に基づき、予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する」こととされたことを受け、P D C A サイクルによる事業のチェックをより実効性のあるものとするとともに、目標管理を効率的に行うため、目標管理の在り方に関する基本的な考え方を基本方針として定める。

### 2. 社会復帰促進等事業に関する検討会・労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の運営について

- ・ 社会復帰促進等事業に関する検討会（以下「検討会」という。）における検証結果については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」という。）においても議論を行い、それを P D C A サイクルの一環として位置づける。
- ・ 検討会については、その開催や議事概要等を厚生労働省ホームページで公表し、P D C A サイクルをより透明性のあるものにする。

### 3. 具体的な目標管理の実施

#### （1）事業の性質に応じた目標の設定（P l a n）

- ・ 目標管理の対象は、社復事業として実施するすべての事業（ただし行政経費のみで構成されるものは除く）とする。
- ・ 目標は、アウトカム指標（政策効果）とアウトプット指標（事業執行率）を用いて設定することを原則とし、質と量の両面を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。指標を設定する際には、政策効果が客観的に評価できる指標となるよう留意すること。
- ・ 用いる指標は、その指標とする理由及び設定水準の考え方（なぜそのような水準なのか）を明らかにする。なお、前年度目標を達成した上で、その翌年度の目標を前年度と同水準に設定する場合には、既に相当高い目標設定を行っている場合を除

き、その理由を明らかにする。

- ・ アウトカム指標で測定することが困難な事業については、事業執行に関する効率性などの別の評価基準を設定することで代えることとする。
- ・ 設定した目標については、翌年度の6月上旬頃に実績を把握した上での評価を行うため、その時期までに実績が把握できる指標に限るものとし、その上で計画的に事業を実施する。

なお、独立行政法人が行う事業に関する目標については、独立行政法人通則法に基づき主務大臣が定める中期目標も考慮して目標設定を行うこととする。また、目標期間の途中年度で達成している場合等には、必要に応じて、中期目標にかかわらず新たな目標を設定する。

## **(2) 設定した目標に基づいた事業の執行 (D o)**

- ・ 事業を実施するに当たっては、前年度における評価の際の要因分析を踏まえるとともに、事業の実施主体に対し目標を明示させた上で実施する。

## **(3) 評価 (C h e c k)**

### **① 評価の区分**

事業の評価に当たっては、アウトカム指標とアウトプット指標により、A（施策継続）、B（施策継続。ただし、予算額又は手法等を見直し）、C（事業の見直し。アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）、D（事業の廃止又は厳格な見直し。見直す場合、アウトカム指標の未達成要因の分析が必要）の4区分で評価を行う。

### **② 評価の際の要因分析**

事業の評価を行うに当たり、要因分析を重視する観点から、目標の達成、未達成を問わず、当該目標の達成（未達成）の理由（原因）、改善すべき事項その他今後の課題等を整理し、評価の根拠を明確にする。また、必要に応じて、同様の目的を持つ他の事業との比較等についても評価の対象とする。

### **③ 新規事業の評価**

新規予算要求を行う社会復帰促進等事業については、概算要求の前の段階（6月上中旬～7月上旬）で、社会復帰促進等事業で行うことの必要性等の観点から担当課からのヒアリングを行い、仮に予算が成立した場合に設定する目標の在り方についても確認を行う。加えて、検討会及び部会においても必要性の確認を行う。

#### **(4) 評価の反映、目標管理の改善 (Action)**

##### **① 評価の予算への反映**

- ・ 目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度における評価 (A～D) を翌年度の6月上旬頃に行い、翌々年度の概算要求に反映することとする。
- ・ 概算要求に当たっては、事業ごとに前年度事業評価の結果を十分に反映させた要求内容とし、検討会の資料に明示して評価結果への対応を説明すること。
- ・ A、B評価の事業については、政策としての効果が更に高まるよう、適切な水準の予算額とする等、事業の改善について検討すること。
- ・ C、D評価の事業については、評価の結果を踏まえて、事業の廃止や見直し等の適切な対応を行うこと。

##### **② 見直し状況の確認**

前年度の評価を踏まえて目標管理の見直しを行った事業については、その見直し状況について、年度内に検討会及び部会において確認を行う。

##### **③ スケジュール**

具体的なスケジュールについては、別紙のとおりとする。

#### **4. 基本方針の適用時期について**

令和元年5月に改定した基本方針は、原則令和元年度以降の社会復帰促進等事業の目標設定 (P) から適用するものとする。

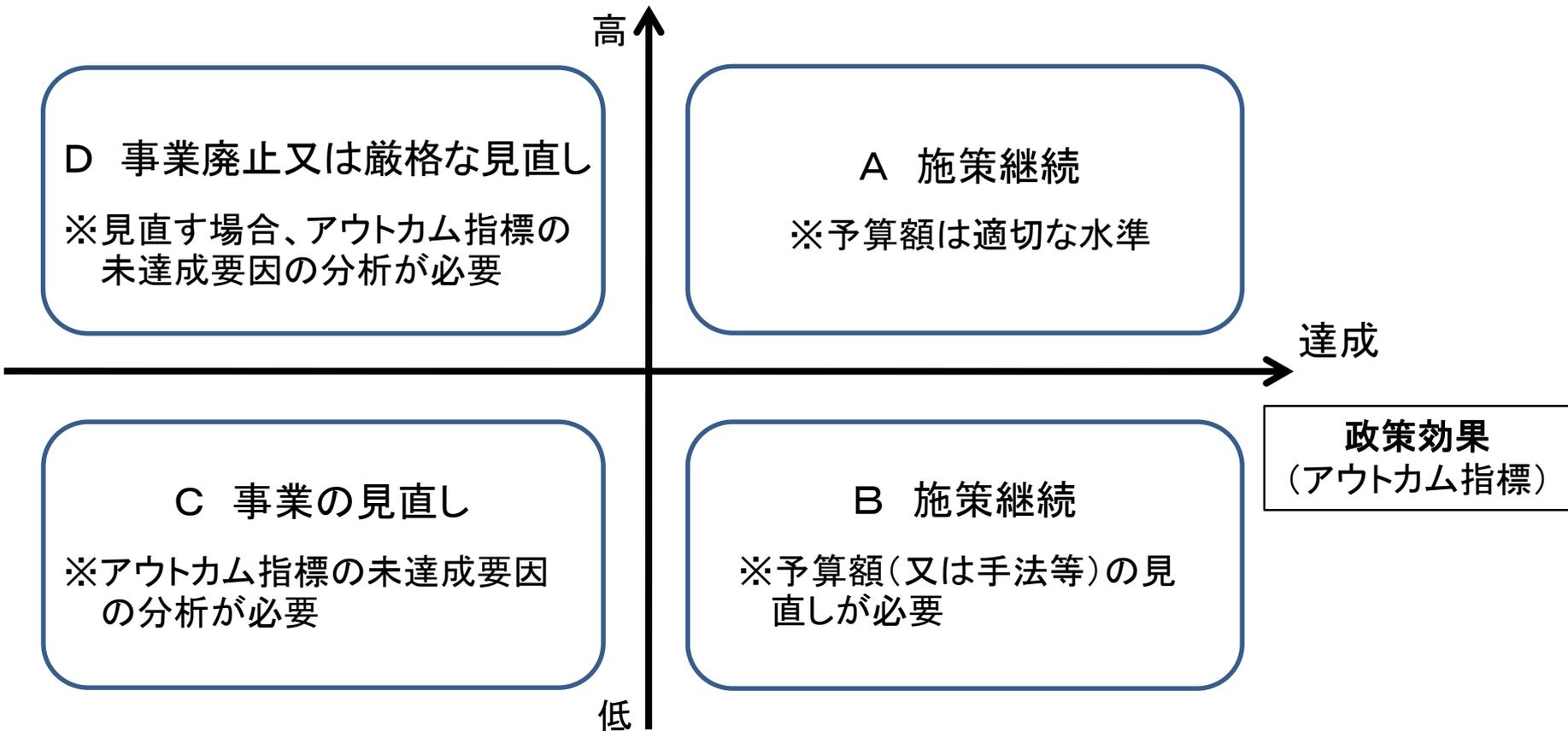
(別紙)

## P D C A サイクルの年度スケジュール

- 4月上旬 当該年度の目標設定 (P) 及び事業の実施 (D)
- 5月頃 「社会復帰促進等事業企画調整会議」において概算要求の基本方針を決定
- 6月上中旬 翌年度の概算要求 (新規事業を含む) について担当課からヒアリング
- 6月下旬頃 「社会復帰促進等事業に関する検討会」  
・ 前年度の目標達成度、事業実績等を踏まえた評価 (C)  
・ 前年度の評価を踏まえた当該年度の目標の見直し
- 7月頃 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」  
・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果
- (8月 翌年度の概算要求 (A))
- 10月頃 「社会復帰促進等事業に関する検討会」  
・ 翌年度の概算要求 (新規事業を含む) について報告
- 11月頃 「労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会」  
・ 社会復帰促進等事業に関する検討会における検証結果

# 社会復帰促進等事業の評価の考え方

事業執行率(アウトプット指標)



- アウトカム指標を用い、事業を行うことにより国民生活や社会経済に及ぼされる影響を「政策効果」として評価(アウトカム指標が全て達成されているかどうかで判断)。
- アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量が、予算規模に照らし妥当であったかどうかの「事業執行率」を評価(事業執行率の基準は80%とする)。

# 社会復帰促進等事業一覧

参考3

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	事業概要	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 予算額 (②)	対前年度差引 額 ②-①	対前年度比 ②/①	令和元年度 決算額	令和元年度 予算執行率	令和元年度評 価
1	1	外科後処置費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	60,601	54,617	▲ 5,984	90.13%	30,314	50.0%	A
2	2	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。	2,979,074	3,525,692	546,618	118.35%	2,930,246	98.4%	A
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	3,837,299	3,787,294	▲ 50,005	98.70%	3,373,479	87.9%	A
4	4	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の資金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	342,939	341,182	▲ 1,757	99.49%	327,787	95.6%	A
5	5	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	480,570	498,674	18,104	103.77%	480,570	100.0%	A
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費								
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図る。	10,195,027	11,232,396	1,037,369	110.18%	9,991,749	98.0%	A
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。	2,985,529	3,483,982	498,453	116.70%	2,205,325	96.1%	
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、診断等における技術水準の向上を図る。	1,111,605	1,114,310	2,705	100.24%	1,099,280	98.9%	A
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	7,624	7,619	▲ 5	99.93%	5,639	74.3%	A
9	9	労災就学等援護経費	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学費等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	2,739,252	2,655,536	▲ 83,716	96.94%	2,471,268	90.4%	A
10	11	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	456,805	490,883	34,078	107.46%	456,805	100.0%	A

# 社会復帰促進等事業一覧

参考3

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	事業概要	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 予算額 (②)	対前年度差引 額 ②-①	対前年度比 ②/①	令和元年度 決算額	令和元年度 予算執行率	令和元年度評 価
11	12	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	1,555	1,423	▲ 132	91.51%	1,156	74.3%	A
12	13	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	34,000	46,000	12,000	135.29%	3,100	91.2%	D
13	14	労災特別介護施設運営費・設置経費	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。	2,475,719	2,300,379	▲ 175,340	92.92%	1,925,192	100.0%	B
14	15	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	3,054,044	2,993,718	▲ 60,326	98.02%	3,054,044	100.0%	A
15	16	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	5,010	4,387	▲ 623	87.56%	0	-	-
16	17	過労死等防止対策推進事業	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①過労死等に関する調査研究 ②過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 ④過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を実施する。	256,587	278,697	22,110	108.62%	229,606	89.5%	A
17	18	安全衛生啓発指導等経費	事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるため指導、安全衛生教育等を行うとともに、効率的に指導を行うため、職員に対する研修の実施や被服等の整備を行う。 「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。 事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。また、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。	1,765,531	1,379,417	▲ 386,114	78.13%	192,522	109.5%	A
18	19	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。令和元年度は若者等求職者向けの周知(セミナー開催等)を実施【令和元年度限り】。	37,071	20,327	▲ 16,744	54.83%	5,478	28.5%	A
19	-	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を作成する。また、当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援を行う。	-	16,983	-	-	-	-	-
20	20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	8,076	8,108	32	100.40%	-	-	-

# 社会復帰促進等事業一覧

参考3

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	事業概要	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 予算額 (②)	対前年度差引 額 ②-①	対前年度比 ②/①	令和元年度 決算額	令和元年度 予算執行率	令和元年度評 価
21	21	職業病予防対策の推進	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。 眼の水晶体の被ばく限度の引下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されることをふまえ、 ①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。 ②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。 ③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。	572,028	585,247	13,219	102.31%	172,993	78.4%	B
22	22	じん肺等対策事業	「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、改正石綿障害予防規則に基づく事前調査方法・分析方法に応じたテキスト等の作成や説明会開催等を行う。	2,279,941	2,664,809	384,868	116.88%	1,299,456	88.3%	A
23	23	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	3,117,719	1,066,551	▲ 2,051,168	34.21%	2,048,185	74.6%	A
24	24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	1,192,179	813,322	▲ 378,857	68.22%	402,578	83.6%	A
25	25	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施、また、副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組(一般健康診断やストレスチェックなど)に要した費用を助成するなど、事業場の産業保健活動を支援する。	4,871,479	4,983,725	112,246	102.30%	4,850,224	99.8%	A
26	26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。 36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労働管理の知識や安全管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。	2,574,739	3,400,912	826,173	132.09%	2,170,504	84.3%	A
-	27	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	【令和2年度より26番に統合】 若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。 ①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 ②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 ③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。 ④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。	660,380	0	▲ 660,380	0.00%	455,001	68.9%	A
27	28	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	144,802	153,447	8,645	105.97%	111,994	77.7%	A

# 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	事業概要	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 予算額 (②)	対前年度差引 額 ②-①	対前年度比 ②/①	令和元年度 決算額	令和元年度 予算執行率	令和元年度評 価
28	29	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	「事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン」(平成31年3月改定)に基づく、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」等による治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	128,673	131,321	2,648	102.06%	120,327	97.2%	A
-	30	新規起業事業場対策	新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等として、新規起業事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理についてのセミナーや専門家による指導・助言等を行う新規起業事業場環境整備事業を実施する。また、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するポータルサイト「スタートアップ労働条件」を設置するとともに、WEB上で、事業場が労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス等を実施する。	131,587	0	▲ 131,587	0.00%	113,321	86.1%	A
29	31	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	(1)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 (2)セクシュアルハラスメント等の被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	408,156	428,518	20,362	104.99%	198,326	60.3%	A
30	32	建設業等における労働災害防止対策費	東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に係る中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や説明会を実施する。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。 建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通じ、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。	530,467	466,788	▲ 63,679	88.00%	437,722	92.5%	A
31	33	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。 第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。 外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成する。 高齢労働者の安全衛生対策として、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナーを実施するとともに、高齢者の労働災害防止及び職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。	635,995	2,294,402	1,658,407	360.76%	494,848	93.7%	A
32	34	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理し、マニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。 林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。	26,249	25,214	▲ 1,035	96.06%	19,800	100.0%	B
33	35	機械等の災害防止対策費	本省、労働局及び労働基準監督署による機械設置届等に係る審査及び実地調査、担当職員の養成等を行う。 輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施する。 経年劣化した設備による労働災害防止対策を確立するための必要な検討を行う。 自主自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者等に対する実態調査を行い、その結果を踏まえ、実証試験のプロトコルの策定に当たって留意すべき事項等と取りまとめる。 最新の基準への適用が猶予されている既存の不適合機械等の更新を支援するため、必要となる経費の一部を補助する(間接補助金)。	505,930	818,752	312,822	161.83%	478,299	98.4%	B

# 社会復帰促進等事業一覧

参考3

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	事業概要	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 予算額 (②)	対前年度差引 額 ②-①	対前年度比 ②/①	令和元年度 決算額	令和元年度 予算執行率	令和元年度評 価
34	36	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。	466,149	444,875	▲ 21,274	95.44%	296,664	63.6%	A
-	37	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	労働安全衛生管理等に係る自主点検表の作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせる。	5,185	0	▲ 5,185	0.00%	-	-	A
35	38	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	自動車運転者の労働時間改善のため、トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成及びポータルサイトの運用・拡充、自動車運転者の労働時間等の実態把握を行う。 新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。 地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。	71,172	153,997	82,825	216.37%	61,830	96.0%	A
36	39	家内労働安全衛生管理費	家内労働者の災害防止及び職業性疾病の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	29,991	30,026	35	100.12%	16,478	99.5%	B
37	40	女性就業支援・母性健康管理等対策費	①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。 ②全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。 ③雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担する。	141,107	655,907	514,800	464.83%	65,033	91.3%	A
38	-	多言語相談支援事業	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。	0	12,898	12,898	-	-	-	-
39	41	外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費	1,307,210	1,306,522	▲ 688	99.95%	1,307,210	100.0%	A
40	42	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	24,264	100,578	76,314	414.52%	24,264	100.0%	A
41	43	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	1,926,755	1,932,042	5,287	100.27%	1,926,755	100.0%	A
42	44	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医の資質向上研修に対して助成する。	5,674,349	6,296,456	622,107	110.96%	5,663,958	99.8%	A
43	45	就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	19,228	28,150	8,922	146.40%	18,439	-(行政経費のため)	A

# 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 一 覧

参考3

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	事業名	事業概要	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 予算額 (②)	対前年度差引 額 ②-①	対前年度比 ②/①	令和元年度 決算額	令和元年度 予算執行率	令和元年度評 価
44	46	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	7,019,023	10,692,107	3,673,084	152.33%	7,308,198	104.1%	A
45	47	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	11,346,948	13,849,522	2,502,574	122.06%	10,287,410	90.7%	B
46	48	テレワーク普及促進等対策	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	359,871	207,969	▲ 151,902	57.79%	178,980	50.5%	B
47	49	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	603,869	672,650	68,781	111.39%	427,195	73.7%	A
48	50	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人労働者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	2,298,337	2,094,129	▲ 204,208	91.11%	2,115,004	92.0%	A
49	51	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているものである。 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施主体である(独)労働政策研究・研修機構労働大学校の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進める。	243,693	133,727	▲ 109,966	54.88%	229,989	94.4%	A
50	52	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実	1,476,475	1,620,628	144,153	109.76%	1,310,495	88.8%	A
51	53	雇用労働相談センター設置・運営経費	国家戦略特別区域において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	398,277	387,962	▲ 10,315	97.41%	321,152	81.6%	A

# 事業評価の過去5年間の推移

参考4

R1年度 事業番号	事業名	令和元 年度事 業評 価	30年度事 業評 価	29年度事 業評 価	28年度事 業評 価	27年度事 業評 価	備考
1	外科後処置費	A	A	A	A	A	
2	義肢等補装具支給経費	A	A	A	A	A	
3	特殊疾病アフターケア実施費	A	A	A	A	A	
4	社会復帰特別対策援護経費	A	A	A	A	A	
5	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	A	A	A	A	A	
6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労働安全衛生総合研究所の運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (日本バイオアッセイ研究センターの運営)	A	A	A	A	A	
	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	A	A	A	A	A	
7	労災疾病臨床研究補助金事業	A	B	A	A	A	
8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置 法に基づく介護料支給費	A	A	A	A	A	
9	労災就学援護経費	A	A	A	A	A	
11	労災ケアサポート事業経費	A	A	A	A	A	
12	休業補償特別援護経費	A	A	A	A	A	
13	長期家族介護者に対する援護経費	D	C	C	A	C	
14	労災特別介護施設運営費・設置経費	B	A	B	B	A	
15	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	A	A	A	A	A	
16	労災援護金等経費	-	-	-	A	A	
17	過労死等援護事業実施経費	A	A	A	B	-	
18	安全衛生啓発指導等経費	A	A	A	A	B	
19	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推 進	A	B	C	A	A	

R1年度 事業番号	事業名	令和元 年度事 業評 価	30年度事 業評 価	29年度事 業評 価	28年度事 業評 価	27年度事 業評 価	備考
20	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	-	A	A	A	A	
21	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化)	B	A	A	A	-	
22	じん肺等対策事業	A	A	A	A	A	
23	職場における受動喫煙対策事業	A	B	B	B	B	
24	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	A	A	A	A	A	
25	産業保健活動総合支援事業	A	A	A	A	A	
26	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	A	A	A	A	A	
27	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	A	A	A	B	A	
28	メンタルヘルス対策等事業	A	A	B	A	A	
29	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	A	A	A	A	B	
30	新規起業事業場対策	A	A	A	B	A	
31	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	A	A	A	B	B	
32	建設業等における労働災害防止対策費	A	A	B	B	B	
33	第三次産業労働災害防止対策支援事業	A	A	A	A	B	
34	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	B	B	A	A	A	
35	機械等の災害防止対策費	B	A	A	A	A	
36	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	A	A	A	A	A	
37	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	A	A	C	A	A	
38	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	A	A	A	A	A	
39	家内労働安全衛生管理費	B	A	A	A	A	
40	女性就業支援・母性健康管理等対策費	A	A	A	A	A	
41	外国人技能実習機構交付金	A	B	A	-	-	
42	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	A	A	A	A	A	
43	労働災害防止対策費補助金経費	A	A	A	A	A	
44	産業医学振興経費	A	B	A	A	B	
45	就労条件総合調査費	A	A	A	B	A	

R1年度 事業番号	事業名	令和元年 度事業評 価	30年度事 業評価	29年度事 業評価	28年度事 業評価	27年度事 業評価	備考
46	未払賃金立替払事務実施費	A	A	A	A	A	
47	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	B	B	B	B	B	
48	テレワーク普及促進等対策	B	A	B	A	B	
49	医療労働者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	A	A	A	A	A	
50	中小企業退職金共済事業経費	A	A	A	A	A	
51	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・設整備費	A	A	A	A	A	
52	個別労働紛争対策費	A	A	A	A	A	
53	雇用労働相談センター設置・運営経費	A	A	A	A	A	

令和2年度厚生労働省予算案の主要事項(抜粋)

## Ⅲ 主 要 事 項

# 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充するとともに、長時間労働の是正、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労働環境の整備を実施する。また、ICTの導入を支援するなどして、医療・介護・福祉分野等の生産性向上の推進を図る。

## 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり 357億円(309億円)

(1) 長時間労働の是正 225億円(198億円)

### ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援【一部新規】 176億円(148億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

労働時間の縮減等の働き方改革に取り組むために、人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行う。

### ② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善【一部新規】 (一部再掲・①参照) 84億円(76億円)

自動車運送事業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

**③ 勤務間インターバル制度の導入促進（一部再掲・26ページ参照）**

**27億円（16億円）**

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を一層推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。

**④ 長時間労働の是正に向けた監督指導體制の強化等**

**35億円（33億円）**

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導體制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導體制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

また、引き続き、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営するとともに、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るシンポジウム等を開催する。

**⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し【新規】**

**21百万円**

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

**⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進**

**2.5億円（2.8億円）**

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントなどの特性を活かした取組を進める。

学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて中小企業においても年次有給

休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深めるため、休暇制度等に関する企業の取組紹介などを含めたシンポジウムを開催する。

**(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 134億円(114億円)**

**① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進**

**114億円(99億円)**

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策及び技術革新に対応した機械等の安全対策の推進を図る。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を引き続き行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

**② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援【新規】**

**3.3億円**

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成金を創設するとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

**③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進**

**3.5億円(2.8億円)**

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

**④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進【一部新規】 51億円(50億円)**

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の

実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

- ⑤ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底【一部新規】 17億円(13億円)  
化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。  
建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底するなど施策の充実を図る。

## 2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 1,443億円(1,223億円)

- (1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援【一部新規】  
(一部再掲・26ページ参照) 177億円(149億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの新設・拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、最低賃金が低い地域の賃金引上げ支援を強化する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を強化するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しするプッシュ型の支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を充実させる。

(参考) 【令和元年度補正予算案】

- 中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援 14億円  
最低賃金の引上げや被用者保険の適用拡大等を踏まえ、生産性向上に資する設備投資等に対する助成の拡充を行い、最低賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援するとともに、中小企業等において、被用者保険の適用に当たり、労働者への丁寧な説明等を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

## 3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 6.4億円(4.9億円)

- (1) 雇用型テレワークの導入支援 3.1億円(2.8億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知を図るとともに、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

**(2) 自営型テレワークの就業環境の整備及びフリーランス等雇用類似の働き方の者に対する相談支援【一部新規】** **85百万円(75百万円)**

就業環境の適正化を図るため、自営型テレワークのガイドライン及び仲介事業者が守るべきルールの周知や働き手への支援の充実を図る。

フリーランス等雇用類似の働き方の者が発注者等との契約等のトラブルについて相談できる窓口を整備する。

**(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等【一部新規】** **2.4億円(1.3億円)**

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成する制度を創設すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、平成30年1月に策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改定版モデル就業規則の周知等を行う。

**4 総合的なハラスメント対策の推進**

**45億円(40億円)**

**(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施【一部新規】** **12億円(10億円)**

労働施策総合推進法等の改正を踏まえ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日に対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

さらに、専門家による中小企業への個別訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行うとともに、中小企業団体による外部相談窓口の運営への支援や、中小企業団体における中小企業への労務管理・経営指導等を行う者に対して、ハラスメント対策についても一体となって支援できるよう研修を実施する。

**(2) 早期の紛争解決に向けた体制整備等** **33億円(30億円)**

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、

紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

## 5 治療と仕事の両立支援

34億円(32億円)

### (1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

16億円(16億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

### (2) トライアングル型サポート体制の構築【一部新規】

34億円(32億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。

がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。

ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、相談支援体制の拡充を図る。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを構築するため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援の充実を図る。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を充実させる。

若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

## 6 医療従事者働き方改革の推進

69億円(35億円)

### (3) 組織マネジメント改革の推進

7.5億円(6.5億円)

#### ① 医療機関管理者のマネジメント研修

41百万円(48百万円)

医師の働き方改革の推進に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において地域医療におけるリーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。

② 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関の訪問支援

6.7億円(6億円)

「医療勤務環境改善支援センター」において、医療従事者の働き方改革に向けて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を行う。

## 第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、高齢者の就労・社会参加の促進、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、女性活躍の推進等を図る。また、高齢期も見据えたキャリア形成支援を推進するとともに、人手不足解消に向けて人材確保対策を推進する。

### 5 外国人材受入れの環境整備

121億円(108億円)

#### (3) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化

19億円(13億円)

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

外国人労働者から寄せられる職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談等に対応するため、新たに「多言語コンタクトセンター」等を活用することにより、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて多言語対応力を強化する。

#### (7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化

64億円(64億円)

外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制強化等を実施する。

## 第4 健康で安全な生活の確保

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に向け、予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

### 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進

1,629億円(1,122億円)

(1) 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり 1,500億円(999億円)

#### ⑧ 受動喫煙対策の推進

22億円(43億円)

受動喫煙の防止に関する内容について、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の機会をとらえ効果的に周知・浸透させ、確実に定着・徹底させるとともに、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

## IV 主要事項（復旧・復興関連）

## ＜第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援＞

### （雇用の確保など）

#### （1）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興）

6. 6億円（10億円）

民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会の提供等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

#### （2）産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興）

制度要求

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

#### （3）福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4. 3億円（4. 2億円）

福島県内外の避難者等の就職支援を推進するため、自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の帰還者の雇用促進に資する事業を委託するほか、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援を行う。

#### （4）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策

1. 8億円（1. 9億円）

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

## ＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

### (1) 食品中の放射性物質対策の推進（復興）

98百万円（2億円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

### (2) 東京電力福島第一原発作業員への対応

9億円（10億円）

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の概要  
(労働保険特別会計労災勘定関係)

1 労働保険料等の納付猶予の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主について、労働保険料等の納付を1年間猶予するもの(税制措置と同様の対応)。

2 社会復帰促進等事業関係

(1) 未払賃金立替払事業に係る予算の積み増し

【79.2億→106.4億 +27.2億】

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、必要な原資の増額等を行う。

(2) 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の見直し等

【1億→5.6億 +4.7億】

テレワークの導入等に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の上限額の増額等を行う。

(3) 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)

【+3.2億】

新型コロナ感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

(4) エイジフレンドリー補助金の拡充

【2.5億→7.5億 +5億】

職場での新型コロナウイルスの感染防止と高年齢労働者の労働災害防止のため、対人(接客)業務のある業種を重点に中小企業等が実施する効果的な安全衛生対策の経費の一部を補助する。

## 新型コロナウイルス感染症対策関係 第2次補正予算 (労働保険特別会計労災勘定)

### 1 社会復帰促進等事業関係

#### (1) 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)の増額

【3.2億円→6.8億円 +3.6億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成する。

#### (2) 働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)の増額等

【7億円→40億円 +33億円】

新型コロナウイルス感染症対策として、新規でテレワークの導入に取り組む中小企業事業主に対しテレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成する。

#### (3) 外国人労働者に対する相談支援体制の強化

【6.6億円→7.7億円 +1.1億円】

新型コロナウイルス感染症の経済、雇用情勢への影響による外国人労働者からの相談の増加に対応するため、労働局・監督署に設置している外国人労働者相談コーナーに相談員を増員する等、体制を強化する。

#### (4) 障害者職業能力開発校のオンライン訓練実施に必要な整備経費

【+3.3億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、障害者職業能力開発校においてデジタル技術を活用したオンライン訓練を推進する。

### 2 事務費関係

#### (1) 働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)の審査体制の強化

【+0.5億円】

新型コロナウイルス感染症対策として実施する上記の働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)の審査に対応するため、新規定員(11人)を配置し、審査体制の強化を図る。

#### (2) 労働保険料特例猶予等に伴う相談体制の強化

【+0.8億円】

年度更新申告書や労働保険料の納付に係る特例猶予の申請等に関する相談需要に対応するため、臨時労働保険指導員(相談員)を増員して労働局・

監督署における相談体制を強化する。

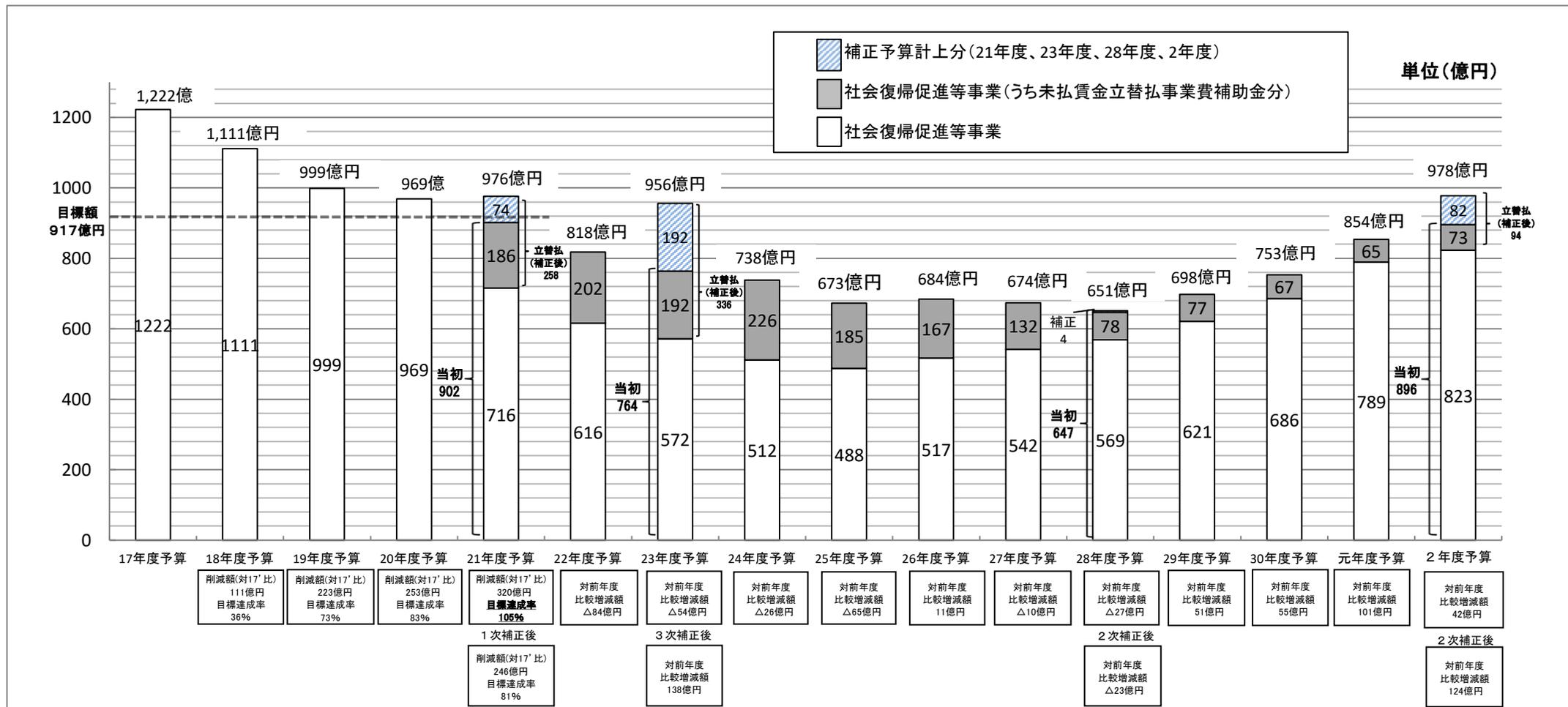
# 社会復帰促進等事業費の推移（平成17年度予算～令和2年度予算）について

参考6

○直近過去3カ年の社会復帰促進等事業費の推移は以下のとおり。

- ・平成30年度予算では、「働き方改革実行計画」等に基づく経費として753億円（対前年度+55億円増）を計上。
- ・令和元年度予算では、働き方改革を着実に実行するための取組等に対する経費として854億円（対前年度+101億円増）を計上。
- ・令和2年度当初予算では、引き続き働き方改革を着実に実行するため、中小企業等への更なる支援等経費として896億円（対前年度+42億円増）を計上。

○各事業について、PDCAサイクルによる不断の見直しを行い、無駄の削減・効率化を図る取組を継続していく。



(参考)

## 1 社会復帰促進等事業（旧労働福祉事業）の見直し

- ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、労働福祉事業に係る廃止も含めた徹底的な見直しが示されたことを踏まえ、平成21年度予算までに平成17年度予算（1,222億円）の4分の1（△305億円）を削減し、917億円とすることを目標設定とした。

## 2 平成25年度予算までの状況

- ・平成21年度当初予算額では、行政支出総点検会議等の指摘を踏まえ、902億円を計上し、当初の目標である917億円を達成した。
- ・以降、平成22年度予算では818億円（対前年度（当初）△84億円減）、平成23年度は当初予算で764億円（対前年度△54億円減）、平成24年度予算では738億円（対前年度（当初）△26億円減）、平成25年度予算では673億円（対前年度△65億円減）と、引き続き削減を実施した。
- ・なお、平成23年度においては、東日本大震災等の対応により未払賃金立替払事業費等の経費として約192億円を補正で追加計上したため、3次補正後予算額では956億円（対前年度+138億円増）となっている。

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算現額の推移(過去5年間)

参考7

(単位:億円)

	平成28年度 予算現額	平成29年度 予算現額	平成30年度 予算現額	令和元年度 予算現額	令和2年度 予算現額
I 社会復帰促進事業	249	265	232	234	(255) 251
うち 主な事業(抜粋)	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費			132	147
	特殊疾病アフターケア実施費			38	38
	義肢等補装具支給経費			30	35
II 被災労働者等援護事業	(94) 91	103	104	88	86
うち 主な事業(抜粋)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費			31	30
	労災就学等援護経費			27	27
III 安全衛生確保事業	(325) 325	348	430	541	(646) 568
うち 主な事業(抜粋)	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し			113	(138) 132
	未払賃金立替払事務実施費			70	(106) 79
	産業医学振興経費			57	63
計	(668) 664	715	766	863	(988) 906
決算額	607	642	662	802	—

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

※4 上段括弧書きは補正後予算現額(平成28年度:第2次補正後予算現額、令和2年度:第2次補正後予算現額)である。

※5 令和元年度決算額は見込額である。

※6 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
  - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
  - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)

## 独立行政法人別決算額(社会復帰促進等事業費)の推移

参考8

(単位：百万円)

法人名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	決算額		決算額		決算額		決算額(見込)	
独立行政法人労働者健康安全機構	25,814	(－)	23,766	(－2,048)	24,371	(604)	24,377	(6)
補助金	15,882	(－)	14,021	(－1,861)	14,691	(670)	14,158	(－533)
交付金	9,896	(－)	9,726	(－169)	9,646	(－79)	10,195	(548)
委託費	35	(－)	18	(－17)	32	(13)	23	(－8)
独立行政法人勤労者退職金共済機構	1,912	(20)	2,054	(142)	2,155	(101)	2,115	(－40)
補助金	1,912	(20)	2,054	(142)	2,155	(101)	2,115	(－40)
交付金	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
委託費	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
独立行政法人労働政策研究・研修機構	150	(－11)	195	(45)	160	(－34)	229	(69)
補助金	43	(－9)	88	(45)	53	(－34)	123	(69)
交付金	106	(－2)	106	(0)	106	(0)	106	(0)
委託費	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

注) ( ) 内は前年差。

計数は、それぞれ切り捨てによるため、端数においては合計額が一致しないことがある。